

# 久米高畠遺跡

1次・7次調査

政庁の発掘調査 2

2009

松山市教育委員会  
財団法人松山市生涯学習振興財団  
埋蔵文化財センター

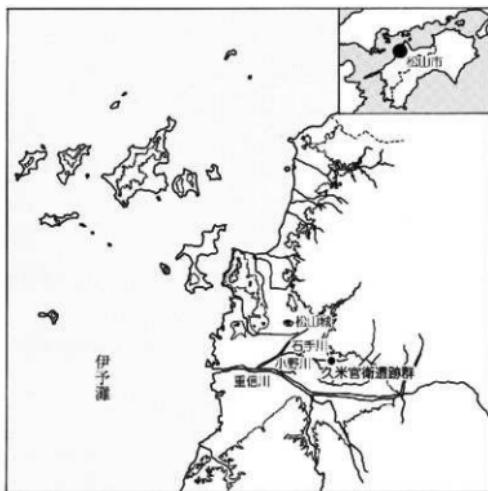


卷頭圖版 久米評銘刻書須惠器

# 久米高畑遺跡

1次・7次調査

政府の発掘調査2



2009

松山市教育委員会

財団法人松山市生涯学習振興財団

埋蔵文化財センター

## 序 文

本書は、史跡久米官衙遺跡群における古代の役所施設確認の契機となった久米高畠遺跡1次調査と、久米評銘刻書須恵器が出土した同遺跡7次調査の成果をまとめたものです。

昭和60年（1985年）の年末から翌年にかけて実施された1次調査によって、この地に古代久米の役所跡が眠っていることが判明しました。その後の度重なる発掘調査の結果、現在では、この施設は久米官衙の政府であることが確定しています。また、平成元年に実施された同7次調査の際に出土した久米評銘刻書須恵器は、遺跡群の施設の中に7世紀後半の評の役所が含まれることを示す証拠として、高い評価を受けております。

これら2件の調査における成果は、その後の25年近くに及ぶ調査研究の過程においても、当遺跡群を評価するにあたっての原点とも言うべき重要な位置を占めてまいりました。この度の報告では、これらの調査成果を再検証することによって、個々の調査からだけでは知り得ない情報を引き出すことも可能であるとの信念のもと、作業に取り組んで参りました。本年度、松山市教育委員会から刊行されました同遺跡51次と47次の報告書『史跡久米官衙遺跡群調査報告書』3～政府の発掘調査1～（第135集）とあわせて、政府の実態解明に資する情報の提示に努めております。

本書が地域研究の一助となり、ひいては、史跡久米官衙遺跡群の学術的な評価が一層高まることを願ってやみません。我が国の古代史研究に一石を投じようとする試みに、関係各位より忌憚のないご意見を賜りますよう、お願ひ申し上げる次第です。

平成21年3月31日

財団法人松山市生涯学習振興財团  
理事長 中村 時広

## 例　　言

- 1 本書は、昭和60年度と平成元年度に松山市教育委員会(以下、市教委)が実施した愛媛県松山市来住町と南久米町における2か所の発掘調査成果をまとめたものである。
- 2 各調査の種別等は以下のとおりである。

久米高畠遺跡1次調査（来住町883番地）	民間による宅地造成に先立つ緊急調査
久米高畠遺跡7次調査（南久米町569番地先）	市道久米92号線拡幅工事に伴う緊急調査
- 3 本書は、財団法人松山市生涯学習振興財團(以下、財団)が市教委より指定管理業務の一環として委託を受けて、平成20年度に作成したものである。
- 4 発掘調査は、市教委文化教育課(当時)の西尾幸則(当時主任、故人)の指揮のもと実施された。
- 5 本書の執筆ならびに編集は、財団埋蔵文化財センター(以下、埋文センター)の橋本雄一が行った。
- 6 本書の刊行に向けた再整理の全般にわたって、調査補助員の八木幸徳から助力を得た。官衙の建物規模の見直し等、本書にて提示する再整理による成果の多くは、八木によるところが大きい。
- 7 遺構写真的大半は西尾の撮影による。遺物の写真撮影ならびに写真図版の作成は、埋文センターの大西朋子が担当した。
- 8 本書の執筆と編集は、Adobe InDesign CS3にて行った。第Ⅰ章～第Ⅳ章の挿図、ならびに写真図版については、従来通り版下原稿を使用したが、附編の挿図と巻末の付図はデジタルトレースにて対応した。編集作業に際しては、埋文センターの小笠原善治から支援を得た。
- 9 金属製品の保存処理は埋文センターの山本健一が担当した。その評価に際しても助言を得た。
- 10 挿図に示した座標は、IH国上座標第4座標系における数値の目安である。基準点の配置は行っていない。
- 11 各調査地出土の遺物や、図面、写真等の記録については、松山市立埋蔵文化財センターにて保管されている。
- 12 佐賀大学名誉教授日野尚志氏より玉稿を賜った。附編として掲載させていただいた。
- 13 必要に応じて各章末に注を付した。
- 14 報告書抄録は巻末に掲載している。

# 目 次

第Ⅰ章 はじめに.....	1
第1節 報告書刊行に至る経緯.....	1
第2節 組織.....	2
第3節 遺跡群の立地と歴史的環境.....	4
第Ⅱ章 久米高畠遺跡1次調査.....	15
第1節 調査に至る経緯とその後の経過.....	15
第2節 調査の方法.....	17
第3節 調査成果の概要と立地・層位.....	20
第4節 政府関連の遺構と遺物.....	24
第5節 遺跡群Ⅱ期からⅢ期の遺構と遺物.....	32
第6節 政府南東官衙の遺構と遺物.....	41
第7節 官衙出現以前の遺構と遺物.....	50
第8節 まとめ.....	69
第Ⅲ章 久米高畠遺跡7次調査.....	73
第1節 調査に至る経緯とその後の経過.....	73
第2節 調査の方法とその概要.....	74
第3節 各調査区の遺構と遺物.....	77
第4節 久米評銘刻書須恵器.....	81
第Ⅳ章 総括.....	83
第1節 政府におけるSB7増設の意義.....	83
第2節 政府南東官衙における建物移築の可能性.....	86
附 編 松山平野における5郡境について.....	89
（寄稿） 佐賀大学名誉教授 日野尚志	

## 挿図目次

### 第Ⅰ章 はじめに

第1図 遺跡群の位置	4	第5図 史跡指定範囲(1)	9
第2図 政庁の位置	5	第6図 史跡指定範囲(2)	10
第3図 主要施設の配置	6	第7図 遺跡群の時期設定	13
第4図 遺跡群北部の調査状況	8		

### 第Ⅱ章 久米高畠遺跡1次調査

第8図 1次のグリッド設定	18	第29図 S B 10	49
第9図 旧国土地標と調査区の位置	19	第30図 S B 8	50
第10図 1次の遺構配置	21	第31図 S B 28	51
第11図 政庁周辺の地形	22	第32図 南東部の建物配置	53
第12図 1次西壁上層	23	第33図 S B 31	54
第13図 政庁を構成する諸施設	25	第34図 S B 30	55
第14図 S B 4	27	第35図 S B 17	56
第15図 S B 4新旧の比較	28	第36図 S B 13・S B 14	57
第16図 S B 4出土須恵器	28	第37図 S B 15・S B 39	58
第17図 S B 7	29	第38図 S B 18・S B 29・S B 37	59
第18図 S D 1	31	第39図 S B 1	61
第19図 II期の諸施設	33	第40図 S K 25・S K 26	62
第20図 S A 2	35	第41図 S K 14	63
第21図 S B 3	37	第42図 S K 15・S K 16	64
第22図 S B 2	38	第43図 S K 7	64
第23図 S B 6	40	第44図 S K 18	65
第24図 政府南東官衙の建物配置	41	第45図 S K 17・S K 19	66
第25図 S A 1	43	第46図 S X 1	67
第26図 S B 12	45	第47図 S X 7	67
第27図 S B 11	47	第48図 S K 20・S K 21	68
第28図 S B 11とS B 12の土層注記	48	第49図 S B 3とS B 2の配置	70

### 第Ⅲ章 久米高畠遺跡7次調査

第50図 7次調査区の配置	75	第54図 5区・6区の遺構配置	79
第51図 7次土層図	76	第55図 S D 03	80
第52図 1区黒色土出土遺物	78	第56図 久米評銘刻書須恵器	82
第53図 S K 01	78		

### 第Ⅳ章 総括

第57図 政府の建物配置	83	第59図 政府南東官衙の建物配置	86
第58図 建物面積の比較	84		

附 編 松山平野における5郡境について	89		
図1 想定古代の和氣・温泉郡境	90	図10 想定大宝元年(701年)から 天平11年(739年)にかけての和氣・温泉・久米・ 伊予4郡境	100
図2 近世の和氣・温泉・久米・伊予・ 浮穴5郡境と条里	91		
図3 想定古代の温泉・久米郡境	92		
図4 温泉・伊予・久米3郡境	93	図11 想定天平12年(740年)から 760年前後にかけての和氣・ 温泉・久米・伊予・浮穴5郡境	101
図5 想定古代の久米・浮穴郡境	94		
図6 想定久米・浮穴郡境	95	図12 想定760年前後の和氣・温泉・ 久米・伊予・浮穴5郡境	102
図7 天平11年(739年)から760年前後 までの想定温泉・伊予・久米・ 浮穴郡境	97	図13 想定小野川の山河道	103
図8 想定孝徳天皇の時代から齊明天皇の 時代末期の評域	98	図14 想定天平12年(740年)から 760年前後にかけての松山	
図9 想定天智天皇末期頃(670年前後) の評域	99	平野の庵寺・式内社・式外社	106
		図15 天智天皇末期頃の評境と主要古墳	108
		図16 温泉・久米郡境付近の後期古墳	109

## 写真図版目次

写真図版1 久米官衙遺跡群航空写真	写真図版5 久米高畠遺跡7次調査
1 昭和52年頃の遺跡群中心域(南上空より)	1 6区から5区全景(南西より)
写真図版2 久米高畠遺跡1次調査	2 6区全景(北東より)
1 S B 3・S B 2調査状況(南南東より)	3 6区柱穴群(北西より)
2 政府外郭東辺付属1全景(北より)	写真図版6 久米高畠遺跡7次調査
写真図版3 久米高畠遺跡1次調査	1 S D03完掘状況(北より)
1 南西部完掘状況(南より)	2 S K01完掘状況(北東より)
2 政府南東官衙北東角と関連建物(西より)	3 久米評銘刻書須恵器(3)と S K01出土の内黒碗(2)
写真図版4 久米高畠遺跡1次調査	
1 S B 1完掘状況(東より)	
2 S B 1出土分銅形土製品(23)と S A 1柱穴出土平瓦片(17)	

## 表 目 次

報告書抄録	卷末
-------	----

# 第Ⅰ章 はじめに

## 第1節 報告書刊行に至る経緯

これまでに市教委と財団によって実施された発掘調査は、昭和46年の三島神社古墳における調査を契機として、以来、約40年の間に、本発掘調査と重要遺跡確認調査をあわせて600件を超える。当時は、市教委の社会教育課(後の文化教育課、現在は文化財課)が調整と発掘調査にあたっていたが、平成元年に松山市立埋蔵文化財センターが設立されて以降は、センターで業務の多くが行われるようになった。ただし、平成3年10月に財団が設立されて以降であっても、必要に応じて財団の職員が市教委に協力する形で発掘調査の一部または大半を実施した時期もある。

その後、特に国庫補助によって実施された近年の発掘調査に関しては、整理作業と報告書の編集・刊行に向けた条件整備が進められ、次のように一定の道筋が付けられている。

まず、文化庁の承諾を得た上で、平成17年度から史跡指定地内を除く業務については、財団が受諾して実施することになった。また、翌18年度からは、国庫補助事業に伴う出土物整理作業も市教委から委託を受けて実施している。さらに、報告書の作成については、出土物整理作業を実施した翌年度以降に埋文センターの編集で行うこととなり、平成20年度現在、これらの各事業は順調に進んでいる。

ところが、ここで述べた手順で報告書の刊行が実現するのは、これまでのところ、国庫補助による調査に限られている。一方、松山市では、報告書の刊行が実現していない遺跡を抱えている現状があることから、この問題を解決するために、平成20年度から、市教委による財団への指定管理業務の一環として、印刷製本費が計上される運びとなった。

このような経緯のもと、本書は平成20年度に財団が市教委より初めて受諾した、指定管理料による2件(6遺跡)の報告書刊行業務のうち、久米地区の2調査の成果をまとめたものである。本書では、久米官衙政府の中権部における久米高畠遺跡1次調査<sup>1</sup>に加えて、当遺跡群の性格を考える上で最も重要な遺物を出土している同7次調査<sup>2</sup>について報告するものである。

なお、これら2調査の基礎的な整理作業については、各年度内に現場作業と平行して実施したが、その後当分の間、本格的な報告書の作成に向けた条件が整わないことから、長期にわたって作業が保留されてきた。ただしこの間、学術的な重要性の高い久米官衙遺跡群の関連遺構に絞って成果を取りまとめが必要が生じたため、平成18年刊行の『史跡久米官衙遺跡群調査報告書』<sup>3</sup>に、本書で報告する遺構の一部についてもすでに掲載した経緯がある。

さらに、これらの報告書とは別に、平成20年度の国庫補助事業の一環として財団が編集作業を行い、市教委が発行する報告書が5作ある。このうちの1冊は、本書で報告する1次の内に接し、この場所の官衙施設が政府であることを明らかにした同51次調査と、その西隣の住宅地における同47次の成果をまとめたものである<sup>4</sup>。これと本書をあわせることによって、政府主要部の成果を網羅する形となる。また、別の1冊<sup>5</sup>は、平成18年度に実施された同遺跡67次と68次調査をまとめたもので、官衙出現直前の地域の様相を解明するための重要な成果を盛り込んでいる。

## 第2節 組 織

### (1) 調査・刊行組織

1次調査組織(昭和60年12月時点)

調査主体 松山市教育委員会

	教育長	西原多喜男
	教育次長	井手治己
	教育次長	太田昌平
文化教育課	課長	山下浩
	課長補佐	坪内晃幸
	課長補佐	岸郁男
	主幹補兼文化第2係長	大西輝昭
	主任	西尾幸則

7次調査組織(平成元年1月時点)

調査主体 松山市教育委員会

	教育長	平井龟雄
	教育次長	古本克
	教育次長	井手治己
文化教育課	課長	渡部忠平
	課長補佐	大野衛治
	文化第2係長	菅野治之
	主任	西尾幸則
	主任	重松佳久

刊行組織(平成21年3月31日時点)

刊行主体 松山市教育委員会

	教育長	山内泰	編集組織		財團法人松山市生涯学習振興財団	
			事務局	長	理事長	中村時広
事務局	局長	石丸修	事務局	長	吉岡一雄	
	企画官	仙波和典	埋文センター	所長	丹生谷博一	
	企画官	古鎌靖		次長	折手均	
	企画官	岸紀明		次長	重松佳久	
文化財課	課長	家久則雄	教育普及担当リーダー		梅木謙一	
	主任幹	森正経	調査担当リーダー		栗田茂敏	
	主任幹	森川惠克	(教普・編集担当)主任調査員		橋本雄一	
			(写真担当)調査員		大西朋子	

## (2)史跡久米官衙遺跡群調査検討委員会

松山市では、史跡久米官衙遺跡群とその周辺における発掘調査を的確に実施し、その成果を評価するために、史跡久米官衙遺跡群調査検討委員会<sup>6</sup>を組織している。

久米高烟遺跡1次と同7次の調査成果については、前身の史跡久米官衙遺跡調査検討委員会以降、折にふれて繰り返し審議を行っている。政府に関して大きな進展がみられた同51次調査終了後の平成14年3月5日に開催された第8回委員会、あるいはその後、1次の南西隣接地における試掘確認調査の結果、政府の南限に関する新たな見知を得たことを受けて、第9回委員会(平成15年3月26日開催)等において、追加の説明を行っている。

なお、本書の刊行年次における委員構成は、次の通りである(順不同・敬称略)。

### 平成20年度の委員構成(平成21年3月31日時点)

委員長 下條 信行 (愛媛大学名誉教授 考古学)

副委員長 松原 弘宣 (愛媛大学法文学部 教授 古代史)

委員 上原 真人 (京都大学大学院文学研究科 教授 考古学)

委員 山中 敏史 (独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所文化遺産部 部長 考古学)

委員 河村 道雄 (独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所名誉研究員 考古学)

委員 前園実知雄 (奈良芸術短期大学 教授 考古学)

委員 大林 潤 (独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所)

都城発掘調査部遺構研究室 研究員 延義学)

## (3)松山市文化財保護審議会

松山市では、文化財保護行政全般に関する提言を得ることを目的として、松山市文化財保護審議会を設置している(平成11年度まで松山市文化財専門委員会)。

平成21年1月開催の同審議会第4専門部会において、本書にて報告する久米高烟遺跡7次調査出土の久米評銘刻書須恵器に関して、市指定文化財としての追加指定を視野に入れた審議が行われている。その際には、ほかの遺物も含めた出土状況の曖昧さ等が指摘され、あわせて、久米評銘刻書須恵器としてきたこの遺物の名称<sup>7</sup>についても検討の余地があるとの意見も提示された。

このような事情から、平成21年3月現在、久米評銘刻書須恵器は松山市の指定文化財には指定されていない。遺跡の遺存状況が極めて悪い点など、この遺物に考古学的な評価を与えることが極めて困難であることについては、本書にて報告する通り如何ともしがたい状況にあるが、この度の本書の刊行を契機として、文献史学や歴史地理学等の関連各分野からの評価を得て、近い将来、指定が実現するものと期待している。

なお、平成20年度の同審議会の会長ならびに考古部門を担当する第4専門部会の部会長は、愛媛大学名誉教授の下條信行氏に委嘱している。

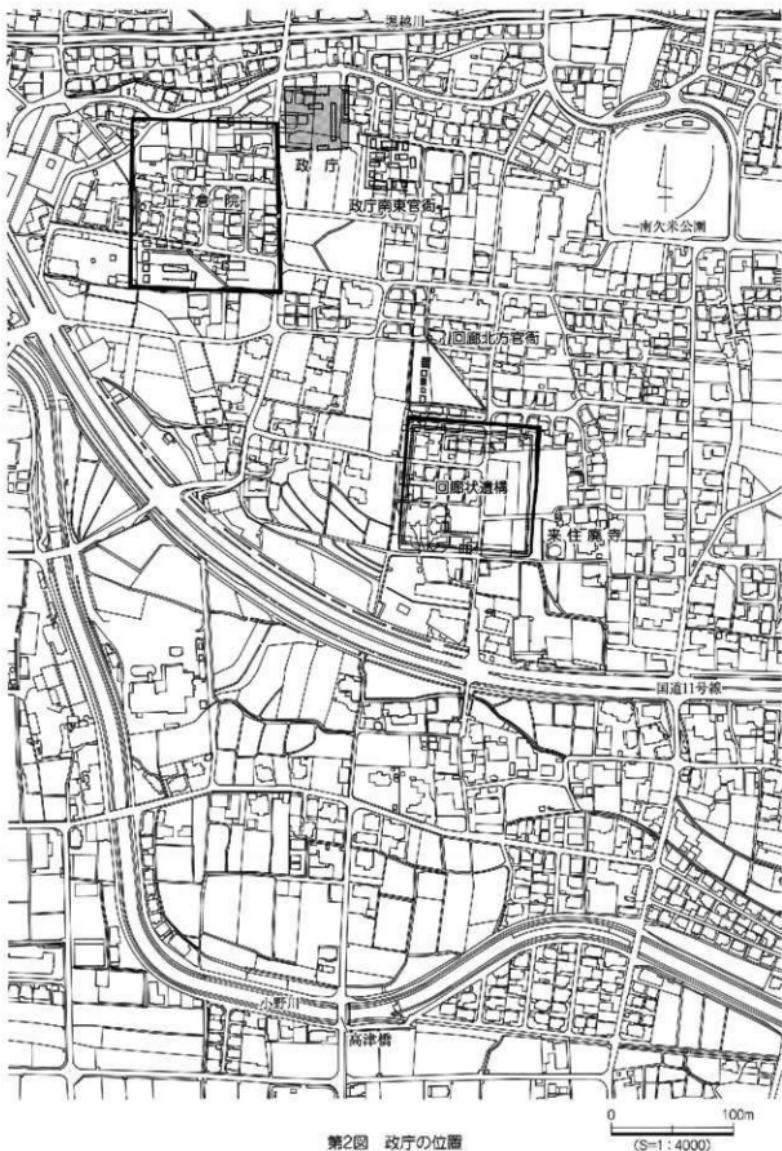
## 第3節 遺跡群の立地と歴史的環境

### (1) 遺跡群の立地

来住廃寺<sup>8</sup>を含む史跡久米官衙遺跡群は、高縄山系の山々の麓に程近い松山平野の北東部に位置している。以下、この平野を形成する河川との関係から当遺跡群の立地を概説する(第1図)。

平野のほぼ中央を東から西へ流れる重信川が、当平野における最大規模の河川である。松山平野はこの川によって大きく南北に分断されている。遺跡群が立地する重信川北側の地域は、高縄山系に源を発した支流の石手川によって東西に区分され、西の地域には、弥生時代中期から後期にかけての拠点集落である文京遺跡が立地する。石手川左岸が歴史上大きな地位を占めるに至るのは、川越しに文京地区を望むことができる高台に位置する桑原地区に大型特殊建造物群<sup>9</sup>が建設される古墳時代初頭のことである。これ以降、代表的な前方後円墳<sup>10</sup>は、桑原から久米にかけての重信川と石手川に挟まれた区域に限定してその系譜を追うことが可能となる。その後、古墳時代中期の大規模集落として知られる福音寺遺跡群は、石手川の支流である小野川<sup>11</sup>と、桑原地区との境を画する川附川<sup>12</sup>に挟まれた区域に立地する。7世紀に至ると、松山平野における政治的中心は、小野川をさらに遡った別の支流である堀越川<sup>13</sup>の南に移動し、久米官衙遺跡群の中心域を形成するに至る。

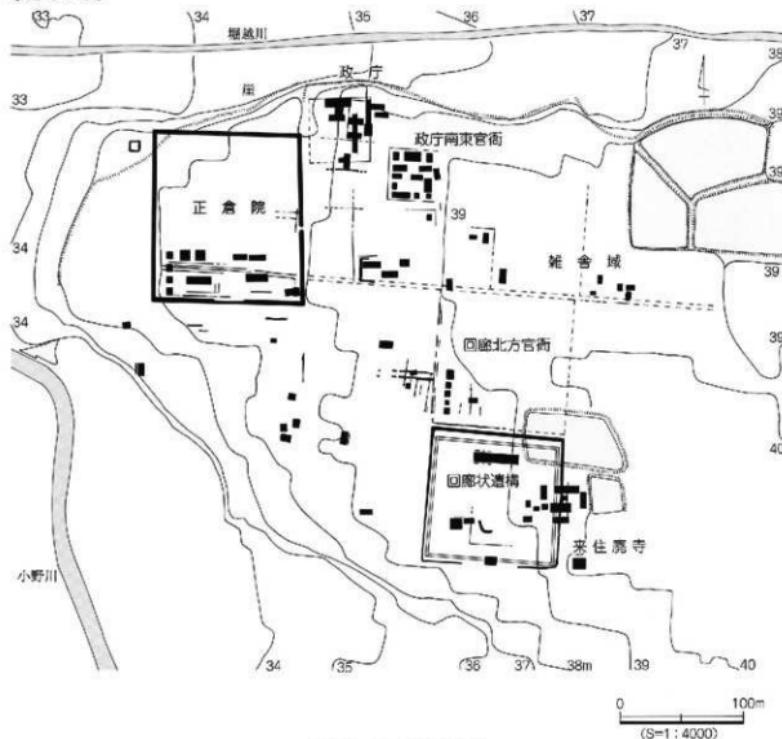




## (2) 遺跡群における政府の位置

久米官衙遺跡群は、小野川の支流である堀越川の河岸段丘を背にして、小野川が南に蛇行する地点<sup>14</sup>の北に広がる微高地に立地している。微高地の南辺には、当遺跡群を代表する方1町規模の官衙施設である回廊状造構<sup>15</sup>や白鳳期の寺院址である来住廃寺などが立地する。

一方、遺跡群の北部、堀越川の段丘に面した場所には、本書にて報告する政府のほか、正倉院<sup>16</sup>などの諸施設が配置されている。政府に隣接する政府南東官衙<sup>17</sup>と、濠で囲まれる以前の古い段階の正倉院については、南部の回廊状造構と同一の方格地割に基づいて配置されているが、政府については対応していない。政府は、回廊状造構に代表される遺跡群Ⅱ期の方格地割の北限から、北にずれた場所に設けられているのである。その位置は、微高地が堀越川に向かって最も北に張り出した場所が選ばれており、遺跡群Ⅱ期の諸施設を配置した方格地割には一致しない。このような遺跡群における政府の立地上の特徴は、以下述べるように、久米官衙遺跡群を構成する諸施設の変遷のあり方と密接な関わりがあると考えている。



第3図 主要施設の配置

### (3) 政府周辺における調査状況

遺跡群の南東部、米住磨寺とその周辺については、これまで米住磨寺の遺跡名称のもと調査を行っている。また、その東から南に隣接する区域については、米住町遺跡と呼んできた。この2遺跡を除く遺跡群の大半の領域については、久米高畠遺跡と呼んでいる(付図)。

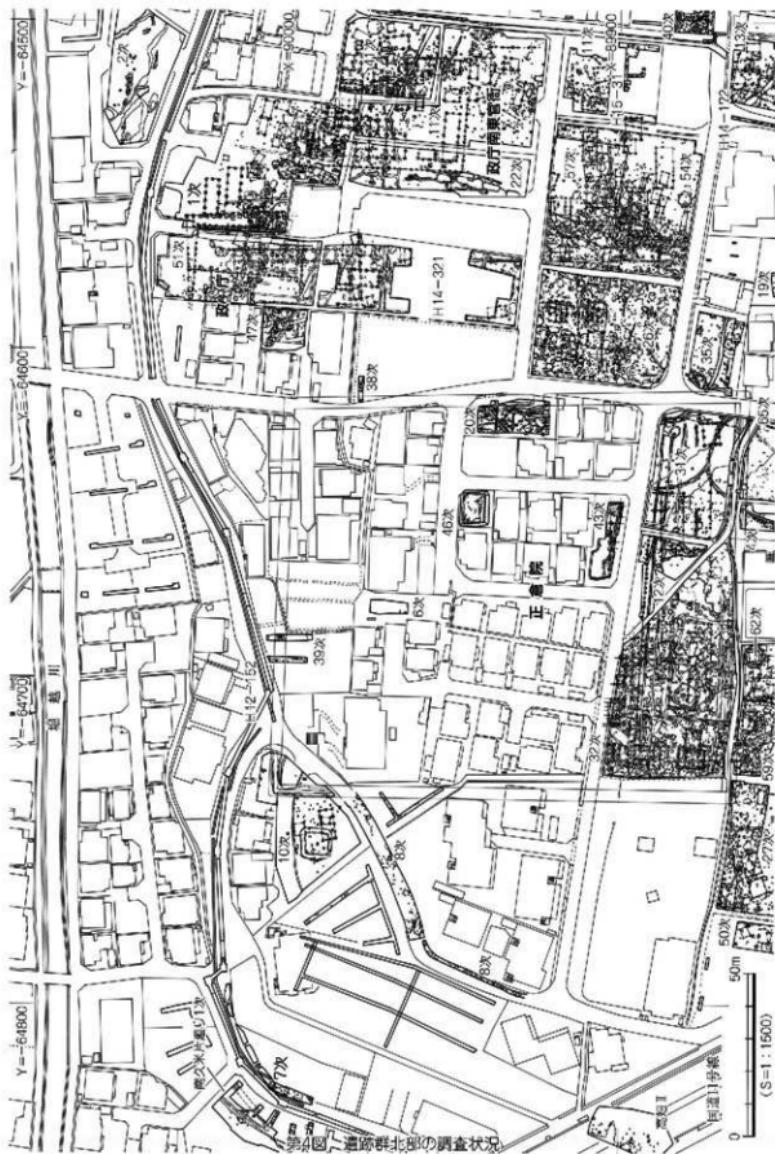
政府が位置する久米高畠遺跡の北部における発掘調査は、宅地開発に伴って1次調査が実施されたのがはじまりである。1985年から翌年にかけて行なわれたこの1次調査によって、官衙の外郭を構成する可能性が想定される長大な建物が検出されたことから、付近に関連施設が展開する事実が知られるようになった。この建物は、一本柱列と一体化した構造であったことから、いわゆる長舎間いの形態の官衙、すなわち、政府の存在が想定された。

1次調査以降、米住磨寺の区域もあわせて行政による発掘調査は順調に進んでいくが、学術的観点から大きな転機を迎えるのは、本書にて報告する7次調査の際に、久米評の文字が刻まれた須恵器片が出土したことによる。この遺物の出土によって、付近に7世紀後半ころの評制段階の役所施設の存在が有力視されることとなる。その候補として挙げられたのが、本書にて報告する2つの官衙関連施設である。ひとつは、先に述べた政府、もうひとつは、次に説明する政府南東官衙と呼ばれることになる施設である。

近隣における発掘調査では、遺跡群II期の施設である政府南東官衙の実態を明らかにした同11次<sup>18</sup>、22次<sup>19</sup>と41次<sup>20</sup>の各調査の成果が重要である(第4図)。これまでのところこの施設は、南北約43.1m、東西規模についてはこれと同一の正方形か、もしくは幾分これよりも長い辺長の長方形の外郭施設を伴うもので、その北辺位置は遺跡群II期の地割の北限に対応することが判明している。内部には15棟の掘立柱建物が並んでおり、その配置状況から少なくとも2時期以上の段階設定が可能なものと想定されている。中心的な建物の南正面を東西棟の付属的な建物が寒ぐ配置状況から、未確認である遺跡群II期の政府には該当しないことがわかっている。調査当初には、館あるいは久米評衙の政府である可能性を考えた時期もあったが、現在はこれらの考えを撤回し、II期の政府の近くにあって、これを補完する実務的な役所施設であると想定している(第24図)。

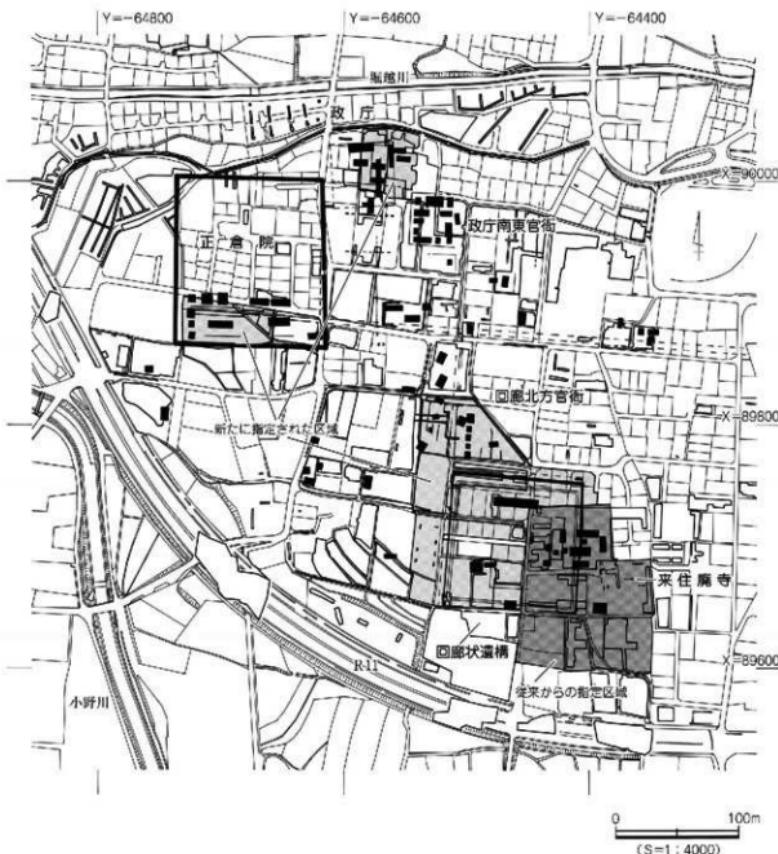
加えて、平成13年に1次調査地の西隣で行われた51次調査<sup>21</sup>によって、政府の跡地に遺跡群II期の別の施設(区画E)が設けられる事実が判明している。1次調査でも、関連施設が複数検出されていることから、後ほど詳述する。

さらに近隣の発掘調査の中で、特に重要なものとして、平成14年に2回にわたって実施された試掘調査<sup>22</sup>があげられる。1次の南西に接する水出におけるこの調査(H14-321)の結果、政府南辺を構成する東西棟1棟(外郭南辺付属)と、これから東へ延びる一本柱列を検出した(第13図)。これによって、政府の南北規模が約51.9mであることが判明した。さらに、51次で全容が明らかにされていなかった政府の脇殿の南端位置も特定することができるなど、極めて重要な成果を挙げている。また、この調査では、政府廃絶後の遺跡群II期を構成する建物2棟と地割のための直線的な素掘溝1条を検出している(第19図)。この溝から出土した7世紀第3四半期ころに比定している須恵器の一群<sup>23</sup>は、宝珠摘みとかえりが付く新しい型式のもので、回輪状造構北側区画溝出土の同様の須恵器を含む一群<sup>24</sup>と並んで、当遺跡群における最重要の出土遺物として評価されるものである。この試掘調査の成果についても、1次における政府の評価と大いに関係があるので必要に応じて確認する。



#### (4) 史跡指定の状況

本書にて報告する2調査地のうち、東に位置する1次の敷地については、その西隣の果樹園(51次)とあわせて、西半分が平成15年(2003年)8月27日付で、国の史跡として指定されている(文部科学省告示第140号)。これは、以前から指定されていた史跡来住廃寺跡(公簿上約11,820m<sup>2</sup>、昭和54年4月21日付文部省告示第64号)<sup>5)</sup>に加える形で実現したものである。主要な官衙が立地する3地区計約20,340m<sup>2</sup>(公簿)の土地について久米官衙遺跡の名称で来住廃寺の領域に追加することによって、公簿上、約32,270m<sup>2</sup>の土地が、今日の「史跡久米官衙遺跡群 久米官衙遺跡 来住廃寺跡」として指定を受けている。



第5図 史跡指定範囲(1)



第6図 史跡指定範囲(2)

新たに追加された3か所のうち、政府の区域は、51次の全域(1,090.23m<sup>2</sup>)と1次調査地の概ね西半分を中心とする公簿上約2,280m<sup>2</sup>が指定されている(第6図)。該当区域では、平成15年の指定当初、地権者1名から同意が得られなかったことから、約2,170m<sup>2</sup>について指定が行われていたが、その後、この地権者からの同意を得ることができたため、平成17年7月14日付で公簿上約120平方メートルが再度追加指定されている(文部科学省告示第109号)。

現状では、予想される政府の範囲の東半分が対象となっているものの、西半分については既に住宅が建っていることから、遺跡の内容の確認が取れないため指定区域には含まれていない。本来的には、保護対象とすべき造構の範囲全体について史跡指定を目指すべきであるが、宅地化が進行した現状では困難であると判断したことから、このような部分指定の手法を探すこととなった。正倉院(公簿上、約2,710m<sup>2</sup>)と回廊状造構の西部から北西にかけての一帯についても、同様の考え方のもとで史跡指定が行なわれている(第5図)。

なお、政府の指定地における土地の公有化は、平成15年に51次の敷地に関して国による再取得が実現して以降、1次調査地の区域にあたる住宅地においても順調に進んでいる。平成21年3月現在、政府において公有化が完了した面積は1,624.18m<sup>2</sup>に達しており、この区域における公簿面積の約70%に及んでいる。

なお、政府に関しては、西隣の51次の南における試掘調査H14-321の区域は指定されていない。規模を拡大した試掘確認調査の結果、政府の南辺や脇殿の南端、遺跡群Ⅱ期の諸施設が遺存する重要度の高い場所である事実の確認はなされたものの、造構を保護する方向で開発内容の調整が図られたことから、集合住宅の建設が許可され、現在に至っている。

一方、久米評銘刻書須恵器が出土した7次調査地周辺においては、これまでのところ史跡指定を行う考えが示されたことはない。出土地点の東約80mには、濠で囲まれた正倉院の北西角が位置することから、この文字資料と付近の官衙施設とは、一体不可分の関係にあるものと評価されるものの、耕作土直下、地山直上からの造構に伴わない出土状況であったため、その出土地点の持つ意味が重要視されたことはない。この遺物が出土した際の調査の原因が、市道の拡幅工事であったことが示すように、調査が実施される以前から付近における宅地開発は進行しており、調査地に程近い正倉院北西部における状況も同様である。したがって、第5図で示した通り、施設としての範囲が特定されている正倉院においてさえも、該当区域の南西部の一角だけの部分指定という形に止まっているのが現状である。正倉院については、今後の調査研究ならびに社会情勢の変化等によっては、現在の考え方から変更される可能性も残されていると認識している。

## (5) 遺跡群の変遷

久米官衙遺跡群の変遷については、以前から大きく3時期に区分して説明している(以下、I期～III期と表記)。

なお、本書にて報告する政府本体については、これまでのところ、関連する周辺施設は明確には確認されていない。したがって、単独で遺跡群Ⅰ期に位置付けている。ただし、一部の豪振溝について、その立地状況等からⅠ期に属す可能性も否定できないことから、本書で提示する略図に表記するとともに、その概略を報告に盛り込むことにした。

**I 期 政府**しか存在が確定していない段階である。時期は7世紀第2四半期ころを上限とし、同世紀中葉にかけて機能したものと想定している。堀越川の河岸段丘の崖が最も北へ張り出した場所に、ほぼ正方位を基準として設けられている。後のII期に施行される方格地割<sup>27</sup>には対応していないが、政厅<sup>28</sup>が正方形に復元される場合には、その西辺の位置がII期の地割の南北方向の基準とされた可能性も考えられる。

この時期の造営尺については、一般的に言われる唐尺の領域に比べて短い尺長のものが使用されていたと考えている。その尺長は、1小尺=0.2883m、1大尺=0.3460m。

**II 期 方1町(109.44m四方)の敷地と幅3~4mの道路による方格地割に基づいて各施設の配置が行なわれる段階である。**時期は7世紀中葉から第3四半期ころと想定している。この時期の政厅<sup>29</sup>は発見されていないが、I期政厅のすぐ南へ移転した可能性を想定している。後にその外周を濠で囲われることになる正倉院についても、すでにこの時期まではその原形が成立しているものと考えている。

回廊状造構とその北の回廊北方官衙の敷地の設定については、この時期のものと考えて間違いない。ただし、後者の内部施設に関しては、来住廃寺以前の官衙<sup>30</sup>に使用された瓦<sup>31</sup>が出土することに加えて、最近の研究から、一部の建物の造営尺<sup>32</sup>がIII期のものであることが判明している。したがって、この施設の建物に関しては、従来の見解を一部改め、II期に成立してIII期にかけて継続したものと評価する。

なお、かつて、北部の施設が成立するII-A期から、南部に回廊状造構と回廊北方官衙などが増設されるII-B期を経て、回廊状造構の一部を補修<sup>33</sup>して一定期間継続使用されるII-C期に区分する考え方を提示した経緯があるが、個々の建物を各段階ごとに岐別して説明することが困難であることから、現在はこの考え方を採用していない。

造営尺は、1小尺=0.304m、1大尺=0.365m程度に復元している。

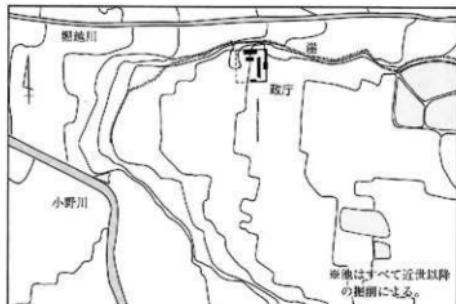
**III 期 遺跡群の南東部に米住廃寺が建立される。**寺院を併設する地方官衙としての形態を探ることが、この時期を説明するにおいて最も重要な要素と考えている。時期は7世紀第3四半期の後半から8世紀にかけてのころと想定している。寺院は回廊状造構の東半部に寺域の西部が重複する位置に設定される。回廊状造構の西半部には寺院存続期の廃物<sup>34</sup>が立地することに加えて、その北の回廊北方官衙南西部で検出されている建物の一部が前述の通り、8世紀に下る可能性が高いことなどの理由から、寺地の西限は、II期の回廊状造構の西限に概ね対応するものと考えている。なお、寺域と寺地の西限については、西限以外よくわかつておらず、複数の案を検討中である。

寺院の創建時に地割が変更されたのは回廊状造構周辺の遺跡群南東部に限られたものと想定しているが(III-A期)、その後、8世紀の中ごろに至ると、正倉院の拡充に伴って、遺跡群中央部から西部にかけての一帯でも街路の改変が行なわれる(III-B期)。この段階の地割の改変は、正倉院の敷地の形状が、正方形から南北に細長い長方形に変更されたことが主な理由であると考えている。正倉院の南部を南に約30m拡張したため、東西方向の道路を南に付け替える必要が生じたことによる。

なお、正倉院は、濠出土遺物の様子から、9世紀末から10世紀前半までは完全に機能を停止することが判明しており、これをもって、当官衙遺跡群の終焉と理解している。その後、来住廃寺は11世紀<sup>35</sup>ころまで存続したと考えられているが、寺の実態も含めてまだよくわかつておらず、近年、重要遺跡確認調査の一環として調査が継続中である。

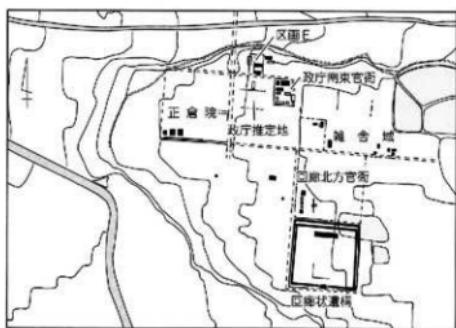
造営尺に関しては、当初は1小尺=0.297m前後の唐尺でも若干長いものが用いられたようであるが、時期が下るとやや短い0.292mほどのものに変更された可能性を検討している。

- I - A 政府の出現  
I - B SB7の増設



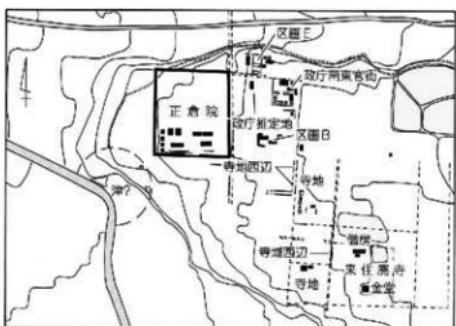
I 期

- II 地割の設定



II 期

- III - A 寺院の建立  
III - B 正倉院の拡充



III 期

0 200m  
(S=1:8000)

第7図 遺跡群の時期設定

## 注

- 1 西尾 幸則 1987 「久米高畠遺跡(官衙開闢跡)」[『松山市埋蔵文化財調査年報Ⅰ』 松山市教育委員会]
- 2 西尾 幸則・宮崎 泰好 1989 「久米高畠遺跡(7次調査)」[『松山市埋蔵文化財調査年報Ⅲ』 松山市教育委員会]
- 3 橋本 雄一 2006 「史跡久米官衙遺跡群調査報告書」松山市埋蔵文化財調査報告書111 松山市教育委員会・財團法人松山市生涯学習振興財团埋蔵文化財センター (※以下、松山市教育委員会は発行機関を一部省略。)
- 4 橋本 雄一 2009 「史跡久米官衙遺跡群調査報告書」3 松山市文化財調査報告書135 松山市教育委員会はか
- 5 橋本 雄一 2009 「久米高畠遺跡 -67次・68次調査-」[『松山市文化財調査報告書132』 松山市教育委員会ほか]
- 6 平成8年度から史跡来往廐寺跡調査検討委員会を設置し、平成16年8月の第11回委員会以降この名称に変更。
- 7 前掲注2文献においては、「久米糸」綴り須恵器と表記されているが、注3文献の刊行時に改めた経緯がある。
- 8 小笠原好彦 1979 「来住廐寺」[『松山市文化財調査報告書12』 松山市教育委員会・松山市文化財協会]
- 9 博物団地遺跡では、これまでに少なくとも3種の大型遺物が見つかっている。
- 10 姫原地区の三島神社古墳、蛭石山古墳、久米地区西部のニツ坂古墳、西山古墳、同中央部のタンチ山古墳、南部の波賀郡神社古墳、東部の兼佐池古墳と播磨塚天神山古墳などがあげられる。
- 11 手川の支流。松山平野北東部の小野地区の山を源流とする。道跡群の南正面で蛇行し、福音寺から石井地区周辺の独立丘陵群の中を通過して西に向かい、江戸期以降は石手川に合流する。古代においては、重信川(旧伊予川)ならびに石手川等とは合流せず真西に向かう独立した流域であった可能性も指摘されている。日野尚志氏は、本書の附録において、独立した川としての小野川旧流域の存在を主張している。
- 12 小野川の支流。福音寺遺跡群の北西を西に流れ、小野川と合流する。合流点近くでは河岸段丘が発達している。
- 13 小野川の支流。官衙遺跡群の西で小野川に合流する。政庁裏手の崖は、この川によって形成された河岸段丘である。
- 14 日野尚志氏は、ここに架かる窓津橋の名の由来を都津に求めるこによって、回廊状遺構西辺に沿って南北に走る幹線道路の存在を指摘する(附録)。
- 15 橋本 雄一 2006 「史跡久米官衙遺跡群調査報告書」2 松山市埋蔵文化財調査報告書114 松山市教育委員会ほか
- 16 橋本 雄一 2008 「『久米・久米地区的遺跡』Ⅵ～平成17年度国庫補助市内遺跡発掘調査事業～久米高畠遺跡65次調査・久米高畠66次調査・来住寺遺跡14次調査」[『松山市文化財調査報告書121』 松山市教育委員会]
- 17 注3文献参照。
- 18 西尾 幸則・池田 学 1991 「久米高畠遺跡11次調査地」[『松山市埋蔵文化財調査年報Ⅲ』 松山市教育委員会]
- 19 田城 武志・木本 完児 1994 「久米高畠遺跡22次調査地」[『松山市埋蔵文化財調査年報Ⅵ』 松山市教育委員会]
- 20 加鳥次郎編 1999 「松山市埋蔵文化財調査年報」11 松山市教育委員会ほか
- 21 前掲注4文献参照。
- 22 個人による集合住宅の建設に先立って行なわれた試掘確認調査。2月と5月の2回にわたって実施されている。注3文献参照のこと。
- 23 宝珠摘みとかえりを持つ新形式の壺蓋3個体を含む遺物がまとまって出土している。注3文献参照。
- 24 注23と同様の遺物に硯1点と取瓶が伴う。米住庵寺5次調査(『年報Ⅱ』1989)の際に出土。注3文献参照。
- 25 1979年に、1次調査が行なわれた長降寺境内と、その北の2次調査の跡地を中心とする区域が指定された。
- 26 寺の創建にあわせて取り壊された回廊状遺構を想定している。
- 27 四天王寺に起源をもつ串「芭蕉拳文軒丸瓦」7世紀の第3四半期を上限とする時期のものと考えられている。回廊の内部には、これを用いた遺物が存在したものと考えている。遺物の廃絶後に瓦がごみとなって周辺に散乱するようになるのは、寺が創建される同第3四半期後半ころから、8世紀代にかけてのことと想定している。
- 28 6棟のうち3棟は、1尺=0.292m~0.295m程度の、いわゆる唐尺に相当する造営尺のもとで建てられた可能性が高い。この尺長は、道跡群二期の造営尺よりも、来住廐寺の金堂から得られたものに近い。
- 29 北西角付近の外側柱列について、柱を立て直した痕跡が確認されている(『年報Ⅴ』1996)。注15文献参照。
- 30 宮内慎一編 1996 「来住廐寺 -第19次調査-」[『松山市文化財調査報告書56』 松山市教育委員会ほか]
- 31 近年再開された来住廐寺の寺域調査の結果、明らかになりつつある。『年報20』(2009年刊行)参照。

## 第Ⅱ章 久米高畠遺跡1次調査

### 第1節 調査に至る経緯とその後の経過

#### (1) 経緯

昭和60年(1985年)11月18日、有限会社ミサワハウス(現ミサワハウス株式会社)より、松山市来住町883番地1、884番地1、885番地1、886番地2、南久米町772番地、773番地1(1,749.54m<sup>2</sup>)における埋蔵文化財確認願が提出された。申請当初の受付番号はS60-26、文化庁長官宛てに作成された文化財保護法第98条の2第1項に基づく「埋蔵文化財発掘について」と題する書類では、S60-52の番号が振られている(昭和60年12月5日付)。計画変更などの事情から、申請書類が改めて提出されたものと考えられる。確認の目的は分譲宅地の造成ということであった。

当該地は松山市が指定する「No127 来住庵寺跡」内に位置することから、確認願の提出から文化庁への届け行うまでの間に、確認のための立会が行われたようであるが、その結果に関する書類が遺されていないことから詳細は不明である。調査区の全体図に、幅0.6mほどの直線的な溝状の掘り込みが中央部と東西の計3本記録されていることから、おそらく重機を用いた大がかりな確認作業が行われたものとみられる。書類の一部に「立会」との書き込みがあることから、相手方の工事日程等に合わせて確認が行われた可能性も考えられる。

前述の発掘調査の届出書に添付されている「発掘調査に関する覚書」(昭和60年12月9日付)の第2条によると、「発掘調査の期間は、昭和60年12月11日から昭和60年12月28日まで」と記されていることから、工期的にかなり切迫した状況下で調査に関する判断が行われたことが窺える。

実際に調査に着手してみると、遺構密度の高さとその内容の重要性から、「覚書」に記された規定にしたがって調査期間の延長が決定されたようである。1987年3月刊行の『松山市埋蔵文化財調査年報』I(昭和60~61年度)によると、翌年の2月までの間に、調査日数が62日であったことが記録されている。

また、同『年報』巻末の一覧表の中に「調査後の措置」として、「周辺調査検討委員会開催」との文言が見えることから、後に調査検討委員会を委嘱することになる中山敏史氏をはじめとする有識者による検討会が開かれたことが確認される。検出された遺構の中に「館的な建物」と「郡政的な造構」が含まれることと、それに対する評価として「久米国造の居宅」または「評段階のもの」との見解が年報のまとめの部分において示されている。これらの所見については、今日の視点からみると一部修正の必要があるものの、遺跡の持つ重要性を正確に把握しており、その後の回廊状造構の確認(1988~89年)とその評価に際して大いに役立つこととなった。

困難な調査であったと伝え聞くが、地権者を含む関係者の努力の結果、その後の25年近くにも及ぶ当市における代表的な遺跡の発掘調査のきっかけとなる重要な第一歩を踏み出すこととなった。

調査日誌を紛失してしまったことから調査の経過は明らかでないが、発掘調査は昭和60年12月11日ころ、重機による耕作土等の除去作業をもって開始された。

## (2) 調査ならびに整理作業の経過

調査日誌の所在が不明なため、調査の正確な経過は分からぬが、遺構の図面に記された日付を頼りに工程の復元を試みる。

### 発掘調査の経過

昭和60年12月11日ころ	重機による耕作土と包含層の掘削作業に着手。
12月13日	調査区外周壁面の土層図作成に着手。
12月19日	円形の竪穴住居S B 1とその周辺遺構において遺物の取り上げ作業。
12月28日	付属舎1 (S B 4) の遺物を取り上げる。仕事納め。
昭和61年1月10日	S A 2 完掘平面図の作成に着手。
1月13日	南東拡張区の遺構検出平面図作成。
1月27日	S B 2 と S B 3 の断面図作成に着手。このころから人員を増員する。
1月31日	南東拡張区を含めて遺構全測図に追加。政府南東官衙の外周・本柱列の断面図作成。後で拡張した南東部の作業が遅れ気味。
2月1日	調査区南西部の西壁を拡張した部分で S B 7 の柱穴断面図を作成。
2月5日	官衙の建物と気付かず掘り下げてしまった付属舎1について、北部の一部の柱穴で埋土が残されていたため、土層断面図を作成する。
2月19日	南東拡張区で政府南東官衙の建物断面図を作成。現場作業終了。

### 整理作業の経過

昭和61年2月19日以降	混乱した遺構番号等の問題に取り組んだ形跡が認められるが、最終的に折衝したようである。
62年3月31日ころ	『松山市埋蔵文化財調査年報Ⅰ』が刊行される。久米高畠遺跡(官衙関連遺跡)と題して西尾が執筆。
63年1月10日ころ	回廊状遺構の存在が明らかになる。国庫補助による調査も始まる。
平成2年5月25日	回廊状遺構に関して齐明天皇の石湯行宮と考える説が報道される。
6年3月31日ころ	手作業による遺跡群全体図の合成作業を完了する。
6年10月23日(日)	松山市考古館開館5周年記念特別展に伴うシンポジウム、「古代の役所」～回廊状遺構と久米評衡の展開について～が開催される。
11年3月31日ころ	遺跡群全体図のデジタル化が終了。後に1次について角度を修正。
13年10月13日(土)	西隣の敷地において51次調査が終了する。政府であることが確定。
14年3月3日(日)	第18回条里制・古代都市研究会にて政府の成果を速報。5月に試掘。
18年3月31日ころ	『史跡久米官衙遺跡群調査報告書』の刊行。試掘を含む政府の全容を公開。
19年12月1日ころ	本書の作成に向けた諸準備に着手。第2原図作成。
20年3月31日ころ	本書の構成の大枠と個別の図面、写真等を決定。
20年7月25日以降	版下作成、本文執筆。編集、入札関連業務等。
21年3月31日ころ	本書の刊行。掲載遺物の収納作業を行う。

## 第2節 調査の方法

### (1)測量の基準

調査が行われた昭和60年ころは、近年のような国土地標（世界測地系）に基づいた基準点の配置は行っておらず、久米高畠遺跡1次調査に関しては、磁北を基準とする任意のグリッドを設定して調査にあたっている。

昭和54年の来住庵寺3次調査の際に、真北を基準とする座標系の設定が行われ、平成元年前後に付近で行われた調査の多くで採用されているが、1次調査では用いられていない。したがって、現在でも調査区の絶対的な位置を載せには決めかねる状況に置かれている。平成5年以降、遺跡群の全体図を作成する過程でも、1次の位置が特定できない点が問題となつたが、その後隣接地で行われた41次等の調査成果と照合するなどして、概ね周辺と齟齬をきたさない程度に位置の決定が実現している。

前述の理由から、第9図等で示した旧国土地標の座標軸とその数値に関しては、あくまでも目安として提示したものである。なお、個々の遺構図において示した方位については、角度を補正して真北に近い状態で提示することとした。

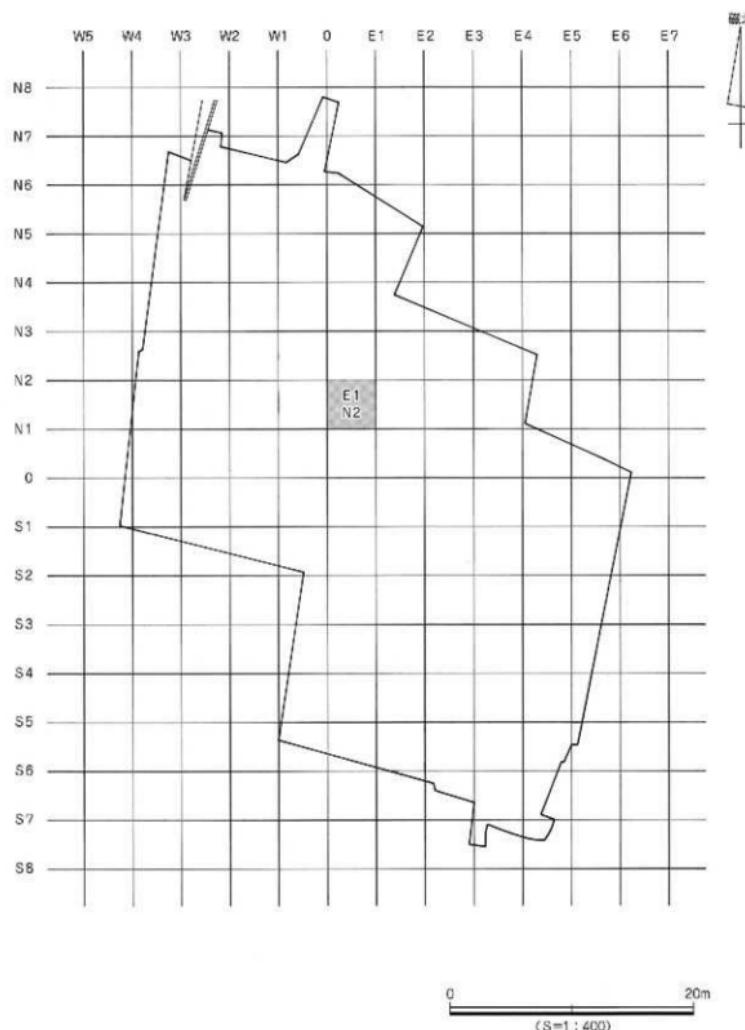
なお、水準に関しては問題が生じている。

近年採用している旧国土地標第IV座標系や世界測地系に基づく水準測量の成果に照らして、1次調査の水準はおよそ0.35m程度高くなっている。これは、51次等の隣接地における調査で検出された1次にまたがる掘立柱廻物などの遺構図をまとめる際に気付いたもので、平成元年ころの付近における調査でしばしば認められる間違いである。この手違いは、遺跡群南部において、昭和42年ころに行われた来住庵寺1次調査の際に設置されたとされる水準杭（近年亡失）を基準とし続けた事例に加えて、遺跡群よりも北の旧国道11号線（現在の県道）沿線の座標を利用した場合の2通りの方法があったことによって生じたものらしい。

結果的に、本書にて報告するKT1-SB8(KT51-掘立008)のように、調査区の境で断面図が階段状にずれることになった（第30図）。このレベル差を補正すべく検討を行ったものの、いずれの場合が正しく、どの調査区がどれくらいずれているのか判断がつかないことに加えて、調査のほとんどが水田を中心とする耕作地単位で実施されており、水平に削平されている地山面等の水準を同一視することもできないなどの理由から、解決には至っていない。将来的に再調査を行うなどしない限り解決がつかない問題であると認識している。

1次の断面図を相対的に下げて、51次等の遺構の実態に近づけることは容易ではあるが、土地ごとの遺構検出面の高さの違いがわからない以上仮のものでしかなく、実質的に意味をなさないと判断するに至った。よって、1次の各断面図は、水準の補正をすることなく、原図における記録にしたがって提示する形を探っている。この点は、「史跡久米官衙遺跡群調査報告書」（2006）以降の各報告書においても同様であるから注意されたい。

グリッドの配置は、前述の理由から磁北を基準としている（第8図）。実際には、グリッド単位で遺物の取り上げを行う機会は多くなかったようである。したがって、調査成果を再検討するにあたって特段の支障は生じていない。



第8図 1次のグリッド設定



第9図 旧国土地標と調査区の位置

## (2) 凡 例

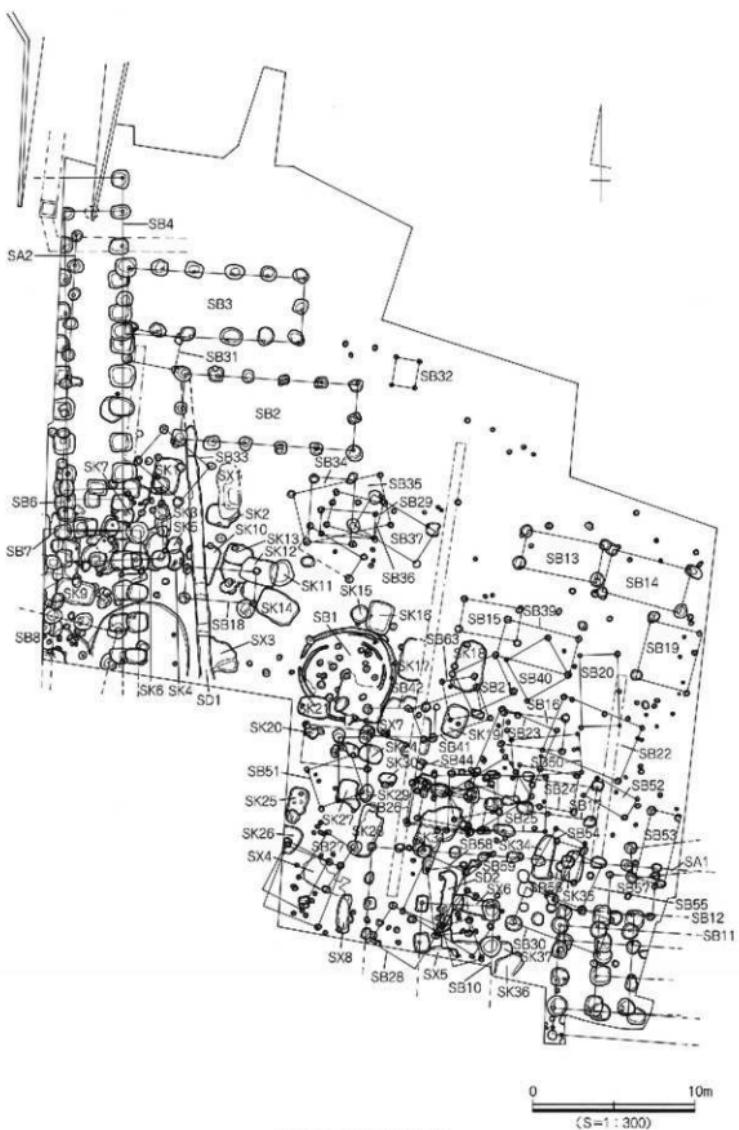
- 1 報告内容の一部は、遺跡群の概要をとりまとめた『史跡久米官衙遺跡群調査報告書』(2006)や、「同報告書」3(政府の発掘調査1、2009、市教委刊行)などに掲載しているが、その内容に相違点がある場合、本書をもって訂正したものとする。
- 2 整理作業と研究の進展に伴って、官衙関連施設に関する数値ならびに解説について、過去に公表した内容を修正あるいは変更する必要が生じた箇所がある。変更した部分には本文中に\*印を付し、各ページの下部に脚注を設けて旧データを提示して、改訂前後の内容を対比できるようにした。
- 3 官衙関連施設で内容を大きく変更したものについては、すでに公表されている旧図と改訂後の図面をあわせて提示した。旧図の出典は主として2006年刊行の前掲報告書である。
- 4 遺構の種別は略号で示した。堅穴住居:S B、掘立柱建物:S B(一部、他の調査地においては掘立)、土坑:S K、溝:S D、柱穴:S P、性格不明遺構:S X、掘立等ならびの判る柱穴:Pなどである。便宜上、遺構番号の頭に調査次数の略号を併記した場合もある(例:久米高畠遺跡1次調査の堅穴住居S B 2は、K T 1 - S B 2)。
- 5 遺物の実測図は基本的に1/4で統一したが、石器については、1/3と1/4がある。個別の遺構図は1/50、1/100を基本とした。
- 6 遺跡群の全体図等、座標値を提示してある場合の方位は、旧国土地標第IV座標系に基づく座標北である。個別の遺構平面図には、補正を行って座標北に近い方位を提示している。
- 7 水準については現在のものと差が生じている。本章前項参照のこと。
- 8 基本土層の番号はローマ数字で、遺構埋土についてはアラビア数字で表記した。
- 9 使用した地形図は以下の通りである。一部、加筆したものも含まれている。  
松山市都市計画図1/500、同1/2500・国土地理院発行1/25000「松山南部」、同「松山北部」
- 10 出土遺物については、報告書掲載の遺物番号を黄色で注記して収納している。未掲載分については白色の注記番号が遺物の実測図番号に対応する。

## 第3節 調査成果の概要と立地・層位

### (1) 官衙施設の認定

調査区の西壁沿いと南東部の2か所で官衙施設を検出した。松山市で官衙遺跡が検出されたのは初めてのことであった。

その後の調査研究によって、ひとつは久米官衙政府の外郭東辺一本柱列とこれに付随する東辺付属含1ならびに柱列を建て替えて増設される東辺付属含2であることが明らかにされている。もう一方は、方位の違いなどの理由から、調査当初より政府とは別の官衙であると想定されていたもので、近年、政府南東官衙と呼んでいる施設の北西角付近にあたる。さらに、前者には、政府南東官衙が囲む遺跡群Ⅱ期以降の付属施設で、近年、区画Eと呼んでいる官衙施設の外郭東辺一本柱列(SA 2)と、その関連建物3棟が重複して立地している。

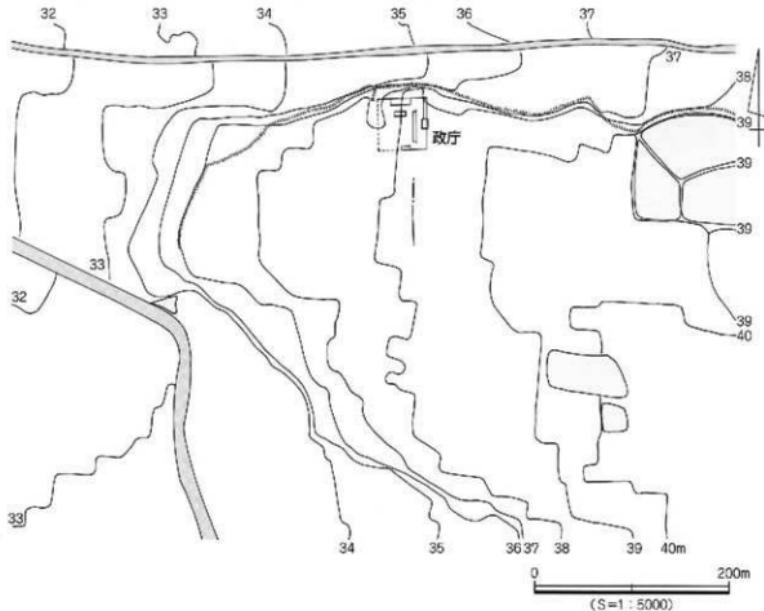


第10図 1次の遺構配置図

## (2) 政府周辺の地形

第11図は、久米官衙遺跡群における政府の立地場所を示した略図に、等高線を加えたものである。先に説明したように、政府は、遺跡群中心部の北限である堀越川に面した河岸段丘が北へ最も張り出した場所に設けられている。標高は38m前後の場所である。遺跡群内のほかの地点と比較すると、南東部の来住庵寺の場所に比べて1~1.5m程度低いが、施設の南正面付近の等高線の間隔は東西に広いことから、地形変化の少ない比較的平坦な場所が選ばれたものと考えられる。標高38m前後の等高線は、政府の南正面に向かって300m以上直線的に続いており、微高地南辺の地形の落ち際近くまで平坦な地形が続いていることがわかる。

ただし、ここで提示した等高線は、昭和30年代末に国道11号線のバイパスの建設が計画された当時の都市計画図の情報を基に描き起こしたものであって、水田開発がピークに達した直後の状況を示したものである。標高が高く水の便が悪いために、長く畠地として利用されてきた字「高畠」地区であったが、戦後に食糧の増産が必要とされた時期にかけて灌漑の掘削や用水の確保が図られ、相次いで水田に転換された事情がある。したがって、ここで示す等高線は、水田開発による土地の削平が進行した当時の状況を示したものであって、厳密には官衙遺跡群が存在したころの状況とは対応しない。無論、その後、米あまりの時代に至って減反政策が続く中、バイパス開通後には宅地開発が急速に進行したため、一帯の地形はさらに改変を受けて現在に至っているのである。



第11図 政府周辺の地形

### (3) 層位

第12図は、調査区北西部における西壁の土層断面である。

ここは、調査地西隣の密柑畠との境界に設けられた小規模な畦に接しているところで、調査着手当初は多少控えて調査区を設定したため調査区外であった場所である。調査の進展に伴って、政府外郭東辺一本柱列沿いにおいて別の大型の南北棟の存在が明らかになったことから、調査の終盤に西壁を僅かに削って調査区を拡張したものである。

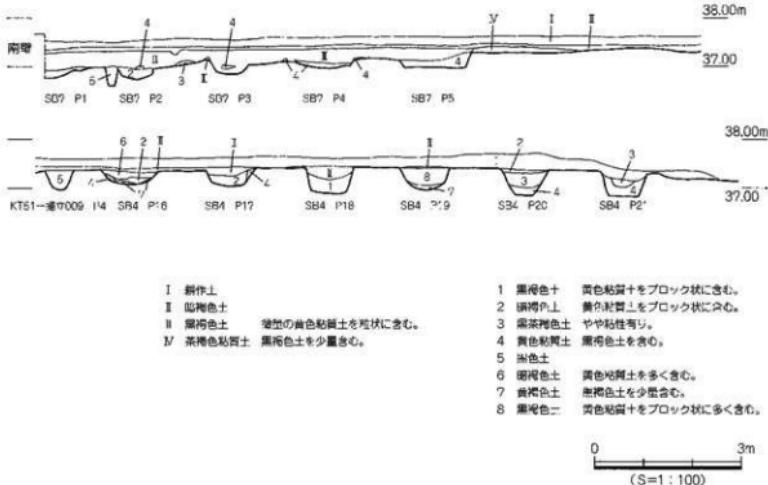
その結果、近年に至って政府外郭東辺付属2と呼ばれることになるS B 7(第17図)の西側柱列の柱穴を確認している。官衙関連遺構のあり方と、本調査区における土層堆積の様子を詳しく知ることが可能な場所があるので、この図を用いて基本層位の説明をする。

水田耕作土は、床土を含めて20~25cmほど存在するが、断面図を採った箇所が前述の密柑畠との境界の畦の東辺にあたることから、この畦の盛り上がり部分も幾らか含まれているようである。耕作土の下位のⅡ層は、土色から判断する限り旧耕作土層と考えられる。この壁面の南部では安定的に存在しているが、調査区北西角近くでは認められず、耕作土の直下が地山となっている。

Ⅲ層は遺物包含層である。該当壁面の南部、S B 7 西側柱列付近から南の区域に遺存している一部、官衙の柱穴埋土の上層との区別がつきにくい箇所も認められる。

IV層は、地山にあたる土層とみられる。上面の水準は、北部で37.45m、壁の南端では37.00m付近で、この高低差の大半を占めるのが遺物包含層であるⅢ層である。西隣の51次の調査区においても、ほぼ同様の位置から南側において地山面のレベルが低くなり、包含層の堆積が認められている状況と良く一致している。

土層の観察結果は下図の通りである。



第12図 1次西壁土層

## 第4節 政府関連の遺構と遺物

### (1) 政府を構成する施設の概要

久米官衙政府は、第13図に示す通り、6棟の掘立柱建物と3本の一本柱列によって構成されている。

1次調査時に検出された遺構は、政府外郭東辺付属舎1(K T1-S B4)と、これと一体化した板塀である政府外郭東辺一本柱列(調査当初、遺構略号無し)、後にこの柱列を撤去して設けられる政府外郭東辺付属舎2(K T1-S B7)の3施設である。また、これらに加えて、1次のSD1と試掘(H14-321)で検出された溝について、その方向性等の特徴から、政府の段階に属する可能性を検討している(第13図)。

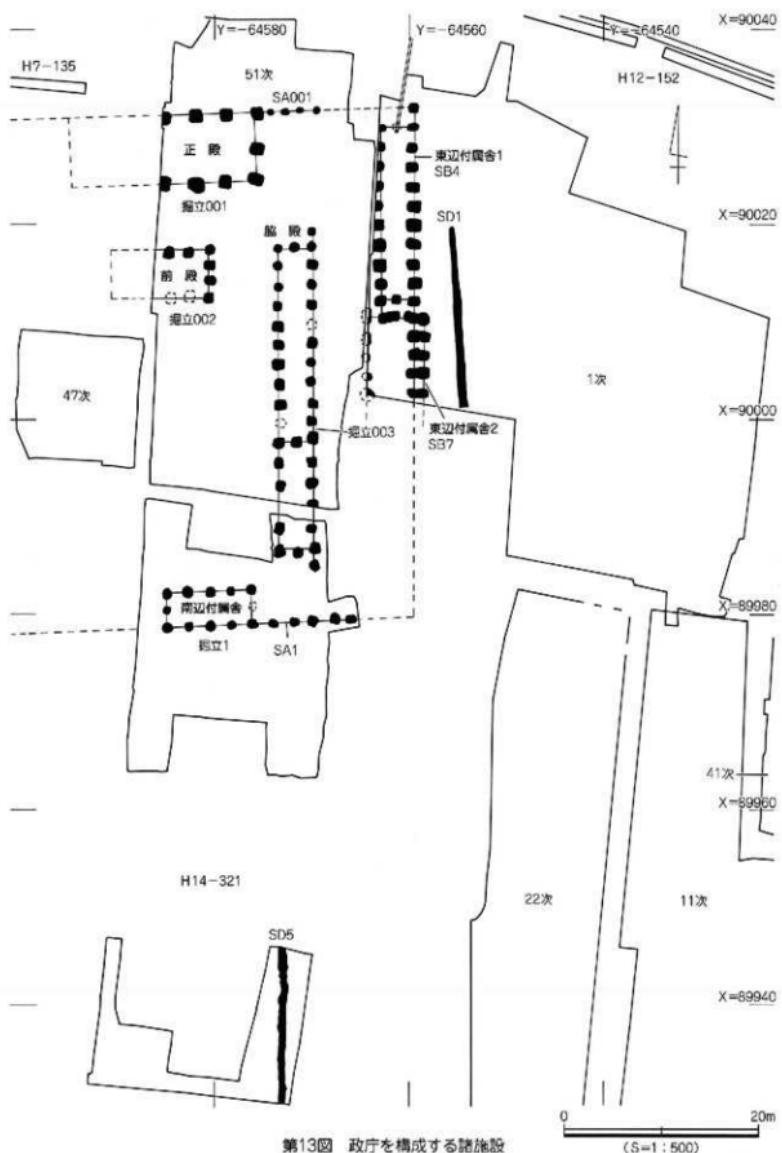
1次調査以降に新たに検出された建物は、51次の正殿(K T51-掘立001)、前殿(K T51-掘立002)と脇殿(K T51-掘立003)の3棟である。正殿と脇殿の西半分は確認されていないが、脇殿については、後に行なわれた試掘確認調査の結果、規模が明らかにされている。このほか、正殿の北壁に連結する一本柱列(K T51-S A001)が、51次の調査によって新たに加わった施設である。

このほかでは、51次終了後の平成15年2月と5月に実施された南隣の敷地における試掘調査で確認された南辺付属舎とこれに連結する一本柱列が、政府本体を構成する遺構である。なお、試掘調査で確認された南辺付属舎と一本柱列については、先に刊行済みの報告書第111集にて報告している。

構造に関して重要な点は、この施設の外郭が、正殿と3棟の付属舎の外壁を一本柱列で連結して閉塞していることにある。また、建物と柱列で囲まれた敷地内に前殿と脇殿が配置された結果、「二重囲い」とも言うべき形態を呈している点も特徴のひとつである。この構造に関して調査段階には、新旧2時期の政府が検出されたものと理解して、一般向けの現地説明会ではそのような趣旨の説明を行なった経緯がある。その後、調査の終盤から後日行なわれた試掘調査以降、2時期の施設の重複ではなく、「二重囲い」の復元案を採用するに至っている。具体的には、共通の造営尺による統一した考え方に基づいた各施設の規模の決定と配置が行なわれた可能性を想定している。同一の配置計画で説明可能なものを、あえて2群に分けて説明する必要は無い、というのが現在の考え方である。

なお、造営尺による政府の配置計画については、第111集<sup>1</sup>で説明しているが、本書で説明する1次の東辺付属舎1と同2の規模の改訂が、政府の全体計画と変遷過程を説明する上で不可欠な情報であったことから、『史跡久米官衙跡群発掘調査報告書』3(政府の発掘調査1)<sup>2</sup>にて部分的に最新の見解を提示した経緯がある。

ところで、各建物からの出土遺物の中で、年代の特定につながるものは極めて少数である。この点については、本書にて報告する政府関連遺構すべてにおいて共通する事項である。前殿と脇殿から多少参考になる須恵器が出土しているほかは、東辺付属舎1出土の須恵器壺1(第16図)が唯一、これまでに実測図が公開してきたものである。ただし、この遺物から付属舎1の年代を直接決定するには至らない。前述の『報告書3』(第135集)にて、正殿、脇殿、前殿から出土した須恵器と、付近に掘り込まれている複数の廐棄土坑から出土した遺物や遺跡群Ⅲ期の各建物の出土須恵器等を比較することによって、政府の出現が7世紀第2四半期の冒頭にまで遡る可能性に言及しているが、本書で報告する関連の遺物の状況は、この所見に照らして特に矛盾するものではなく、年代に関する評価の変更はない。



第13図 政府を構成する諸施設

## (2) 政府関連の遺構と遺物

**外郭東辺付属舍1(SB4)と外郭東辺一本柱列〔第14図〕** 1次調査地の西部で検出された政府の外郭東辺を構成する一連の施設である。

外郭東辺一本柱列は南北に15間分(約29.3m)検出されており、このうち北から1間目(2基目)の柱穴から9間<sup>\*</sup>分がKT1-SB4の東辺にあたっている。柱穴の形状や柱間の寸法において、建物と一体化している部分と柱列の部分とでは、特に大きな差は認められない。

付属舍1を含む柱穴は、大きなもので1辺およそ1.5×1.3m、小さなもので1.0×0.8mの隅丸長方形ないし不整長方形のものが多い。深さは浅いもので0.3m前後、多くの場合0.4~0.5mほどで、深いものでは0.6m前後に達している。柱痕跡の確認がとれている柱穴は極一部に限られているが、柱の根入れの深さは地表面から0.40~0.59mを測る。柱穴本体の深さならびに柱の根入れに関しては、脇殿の状況と良く一致しているが、平面規模に関しては、脇殿に比べてひとまわり大きく掘りこまれている。

柱穴は、建物の桁行に対してではなく、梁行方向に細長く掘りこまれたものが多い。この特徴は、付属舍2の柱穴と同様である。これは、柱材を配置する際に、建物の梁行規模を厳密に設定することに注意が払われた結果か、あるいは、太く長さのある柱材を固定するためのより大きな柱穴を必要とする場合に、前後の柱穴と掘りかたが近接しすぎて作業に支障が生じる事態を避けたためではないかと考えている。

外郭東辺付属舍1(KT1-SB4)については、以前、南北桁行を8間に復元していたが、近年は、北へ1間延ばして9間(17.29m・60尺)と考えている(第15図)。前回の報告書にて当建物について言及した際に、南にも1間延長して10間(18.81m・65.2尺)と考える案も提示しているが、敷地における建物の配置計画に照らしてその可能性は低いと判断するに至った。なお、梁行規模については、従来からの復元案である2間で12尺(3.45m)程度と想定している。方位は真北で東へ0.5°振っている。

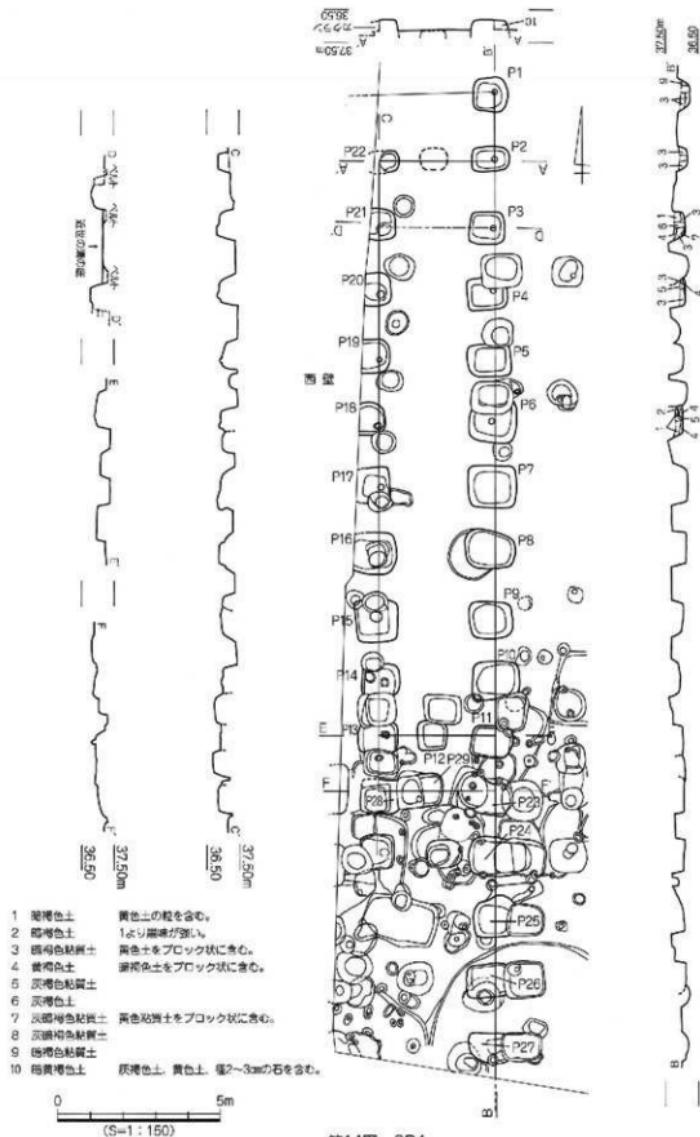
桁行9間案は、長辺:短辺を5:1と考えることができるだけでなく、6小尺(5大尺)を基本単位とする建物規模を決める際の考え方<sup>3</sup>にも適合している。また、この建物の南辺柱筋が前殿の南辺柱筋と揃うとした従来からの解釈(第57図)を変更する必要が無い点も、施設全体の中における位置付けを考える上で有効である。さらに、付属舍1を取り壊すことなく、その南側の外郭東辺一本柱列を付属舍2に置き換えることができることも、遺構の実態に照らして説明しやすい。外郭東辺一本柱列の北部については、この付属舍1を含めて建て替えた跡は全く認められていないのである。

**出土遺物** 須恵器の壺1は、P3から出土した。胴部最大径を測る位置の僅か上に1条の沈線が施されている。

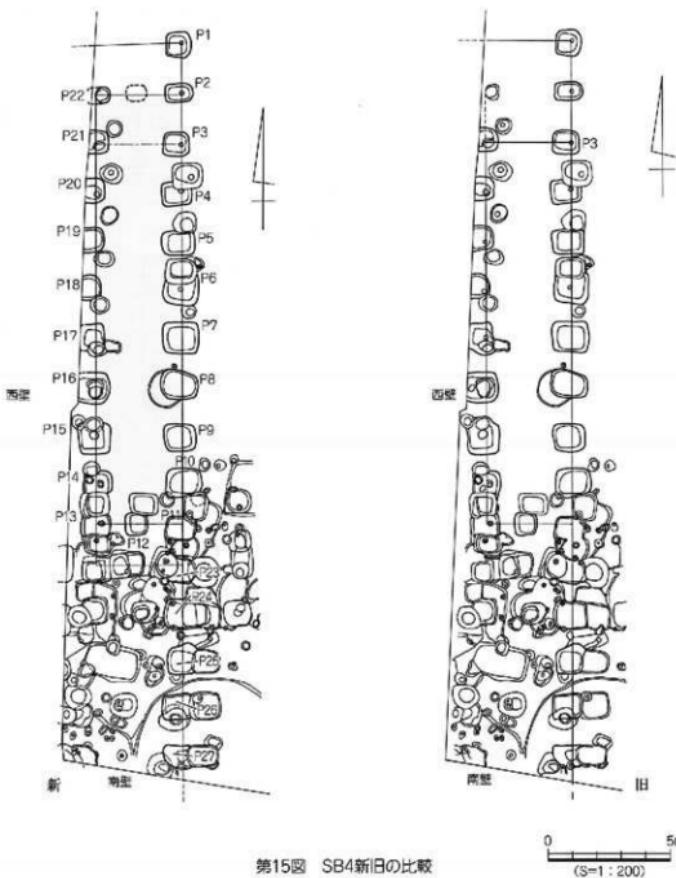
時 期 1の形態は、6世紀末ころのものと判断してよいと考えている。ただし、これをもって、政  
府の存続期間や出現時期を細かく論じることは、現状の松山における須恵器研究の実情に照らして困難である。

**政府外郭東辺付属舍2(SB7)〔第17図〕** 付属舍1のすぐ南、外郭東辺一本柱列に重複して建てられている建物である。これまで、政府外郭の一部を建て直したものか、あるいは、後に増設された建物であ

\* これまで8間(約15.6m・54小尺)に復元してきた。整理工業の結果、無関係な柱穴と考えてきた柱穴P22が、この建物の北西角の柱穴であることが判明したため、北に最低1間分拡大することになった。

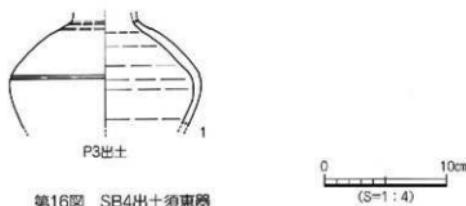


第14図 SB4



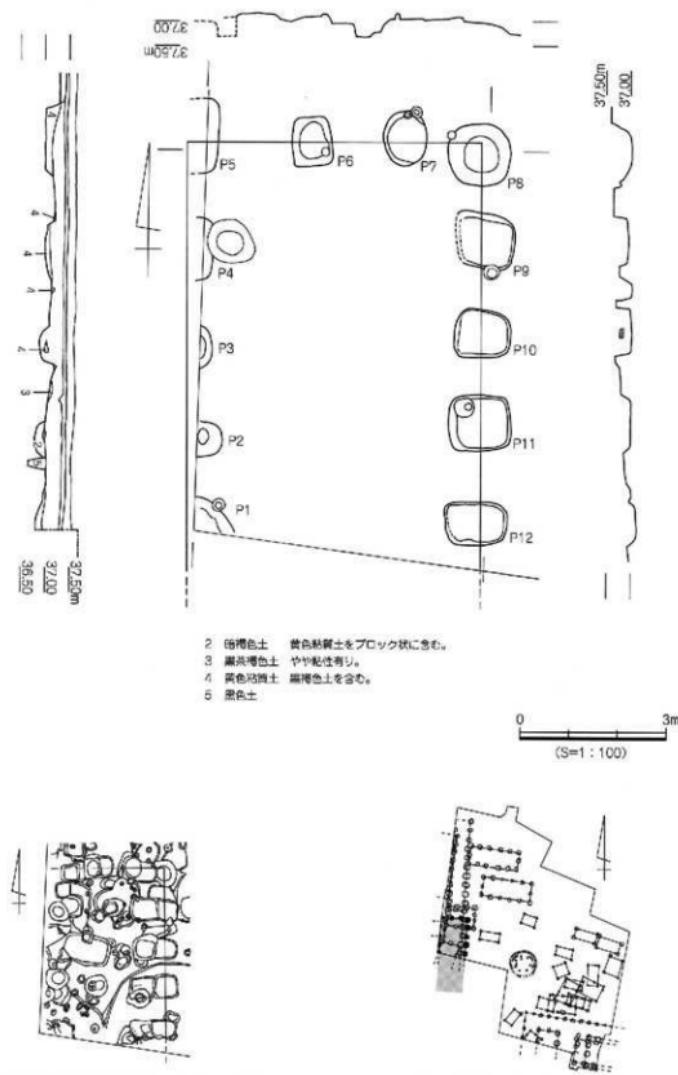
第15図 SB4新旧の比較

0  
5m  
(S=1:200)



第16図 SB4出土須恵器

0  
10cm  
(S=1:4)



「史跡久米官衙造路跡開発報告書」より (S=1:250)

「松山市埋蔵文化財調査年報」より (S=1:1000)

第17図 SB7

る可能性を想定してきた。近年の整理作業の結果、従来は不明としてきた梁行規模について3間であることが確定したことから、概要を報告する。

桁行4間分(約7.8m)、梁行3間(約6.0m・21尺)、方位は東北で0.5°東に振っている。原図に西側柱列の記載が無いため、『年報I』の略図(本章第17図)で提示されているような形態の建物に復元可能か否か判断がつかなかったのであるが、調査区西壁の拡張後に遺構の配置を記録したメモ等を参考にして、復元することが可能となったものである。梁行長については、調査区西壁の土層断面図に西側柱列の記載があつて、一部は柱位置の推定に役立つ土層が記録されていたことから、ある程度正確な数値を得ることができた。なお、造営尺と建物の全体規模については、第IV章の総括にて言及する。

建物の北端は、付属舍1の南端位置を想定している箇所の1間南にあたっている。この場所は、様々な造構が重複して掘り込まれており、1次調査地内でもとりわけ密度の高い一角である。調査時には、柱穴であることに気付かないまま掘り下げてしまったものが多く、柱位置や切りあい関係の特定に結びつく土層断面に関する記録がほとんど存在せず<sup>4</sup>、詳細を検討するには問題の多い場所である。

前述の理由から、次に示す柱穴の規模等の数値については、参考程度に止めておく。

柱穴は小さなもので一辺約1×0.6m、大きなもので13×12mほどの隅丸長方形で、深さは0.4m程度とみられる。北辺と東辺の柱穴については、すべて、各辺の柱筋に対して直交方向に細長く掘り込まれている。この特徴は、付属舍1や外郭東辺一本柱列の柱穴の状況と極めてよく似ている。

**出土遺物** 幾らかは出土したものと考えられるが、抽出することはできなかった。これらの大形の柱穴については、調査の当初、建物の柱穴と認識することなく完掘してしまったらしい。その後、建物としての柱穴の配置が判明した時点で遺構番号の振り替えを試みた形跡があるが、うまくいかなかつたようだ。調査の終盤に西辺柱筋の柱穴を部分的に拡張して追加したことも、かえって混乱する原因になつたと考えられる。

**時 期** 調査時に、外郭東辺一本柱列の柱穴を切っていると判断している。遺構検出時の平板測量による見取り図に切り合いの状況が記録されている。したがって、政府建設時の外郭東辺に対して、後から増設された建物であると考えている。今後、政府本体の建設時期を遺跡群I-A期、この建物が増設される段階をI-B期と呼ぶ(第7図)。ただし、双方の継続期間が実際にどのくらいであったのかわからない。政府建設当初の施設がいずれの場合も建て替えられていないことから、S B 7の増設は比較的早い段階で行われたものと考えている。その理由については、第IV章総括にて見解を提示した。

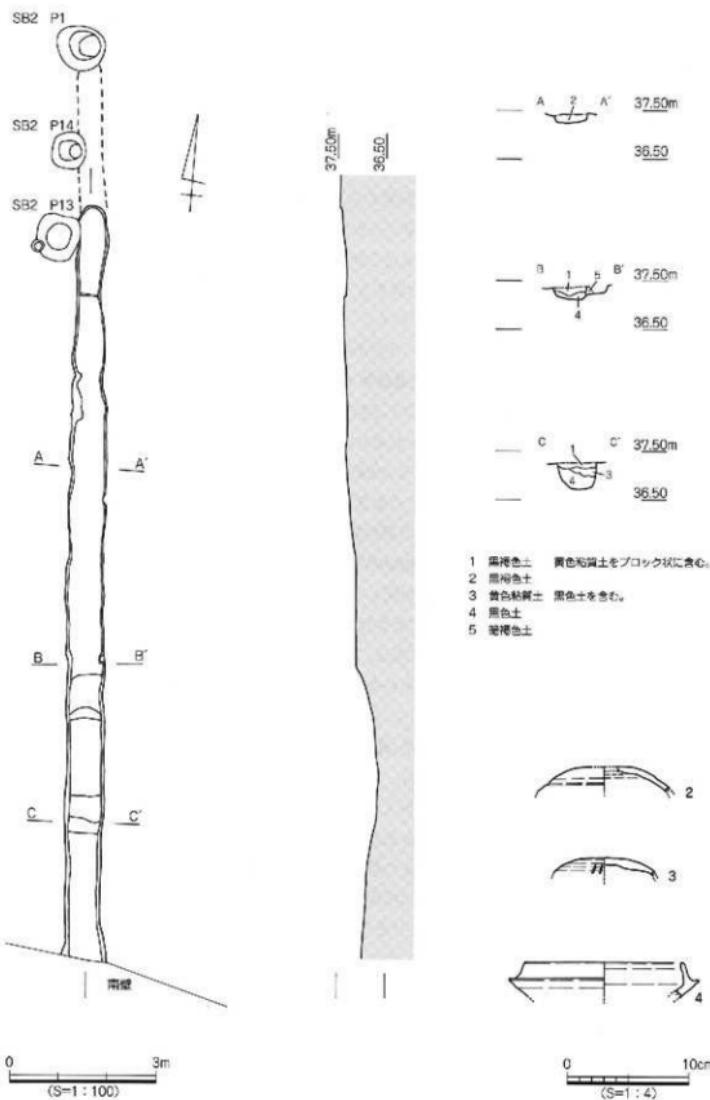
#### S D 1 [第18図] 政府東辺一本柱列の東4~5mに位置する直線的な素掘溝である。

政府東辺付属舍1と比較して必ずしも平行の配置とは言えないなど、政府との関連を示す証拠があるわけではないが、同一段階のものである可能性も否定できないことから、官衙関連遺構の項目に含めて報告することとした。

検出長約15.2m、幅0.5~0.8m、方位は東北で約4°西へ振る。遺構の検出作業中には、溝の北端が約3m北へ伸びていたようだが、失われている。溝の南部に長さ3.3mほどの一段深く振り込まれた部分があり、ここでは前後と比較して0.33m程度深くなっている。物を抜き取った跡は確認されていない。

**出土遺物** 2~4は須恵器の蓋坏の破片である。4の受部の立ち上がりはしっかりしており、口径も12.9cmに達している。2の坏蓋は、削りによる段が残されているが、口径は比較的小さいようである。

**時 期** 2の形態から、7世紀前半以前に属すると考えている。



第18図 SD1

## 第5節 遺跡群Ⅱ期からⅢ期の遺構と遺物

### (1) Ⅱ期以降の官衙施設の概要

第19図に、遺跡群Ⅰ期の政府廃絶後に設けられるⅡ期以降の官衙関連遺構を示した。

その後の調査で政府の正殿が検出された西隣の久米高畠遺跡51次調査地<sup>5</sup>から本調査地西辺付近には、大型の建物3棟と、これを取り囲んだと考えられる3条の一本柱列等で構成される遺跡群Ⅱ期の施設が展開する。1次のS A 2は、この区画の東辺を画する板塀で、51次のS A 002、S A 003と連結し、東西不明×南北約32.7m規模の方形区画地を形成すると考えている。

近年、この施設を、便宜上、区画Eと呼んでいる。

区画Eの内部には、大型の南北棟1棟と、一本柱列によって連結された2棟の東西棟が建てられている。このうち南北棟のK T 51-掘立005は、当遺跡群では上位に位置づけられる大型の建物である。桁行が中央間をもつよう7間に設定されている点も、格式の高さを示す特徴であると考えている。

区画E内部に並立する2棟の東西棟は、それぞれの西柱筋を板塀(S A 005)によって連結され、さらに北側の掘立006には、西柱筋の北延長上にS A 006が連なる特異な配置がされている。なお、これら2棟の建物については、建物規模だけでなくその配置に関して、造営尺<sup>6</sup>を用いて説明可能なところが随所に認められている。Ⅰ期の政府と同様、Ⅱ期以降の施設についても、造営尺を用いた建物の規模と構造ならびに配置の説明を行なうことが可能なのである。

区画Eの周辺にも遺跡群Ⅱ期の諸施設は展開している。

とりわけ重要なのは、南東に位置する政府南東官衙である。1次の際に施設の北西角の一本柱列と3棟の閑連建物を検出している。このうちの2棟は、この施設の中心的建物が建て替えられたもので、敷地北西角に建てられた脇殿的な建物1棟とあわせて、政府南東官衙における建物の変遷を考えるうえで重要な。施設の敷地規模と建物の多くについては遺跡群Ⅱ期の地割に対応するだけでなく、造営尺についてもⅡ期のものが使用されているが、施設北西角付近に建てられたこれらの建物の中には、Ⅰ期小尺によるものが3棟存在する。この問題については、次節にて詳しく報告する。

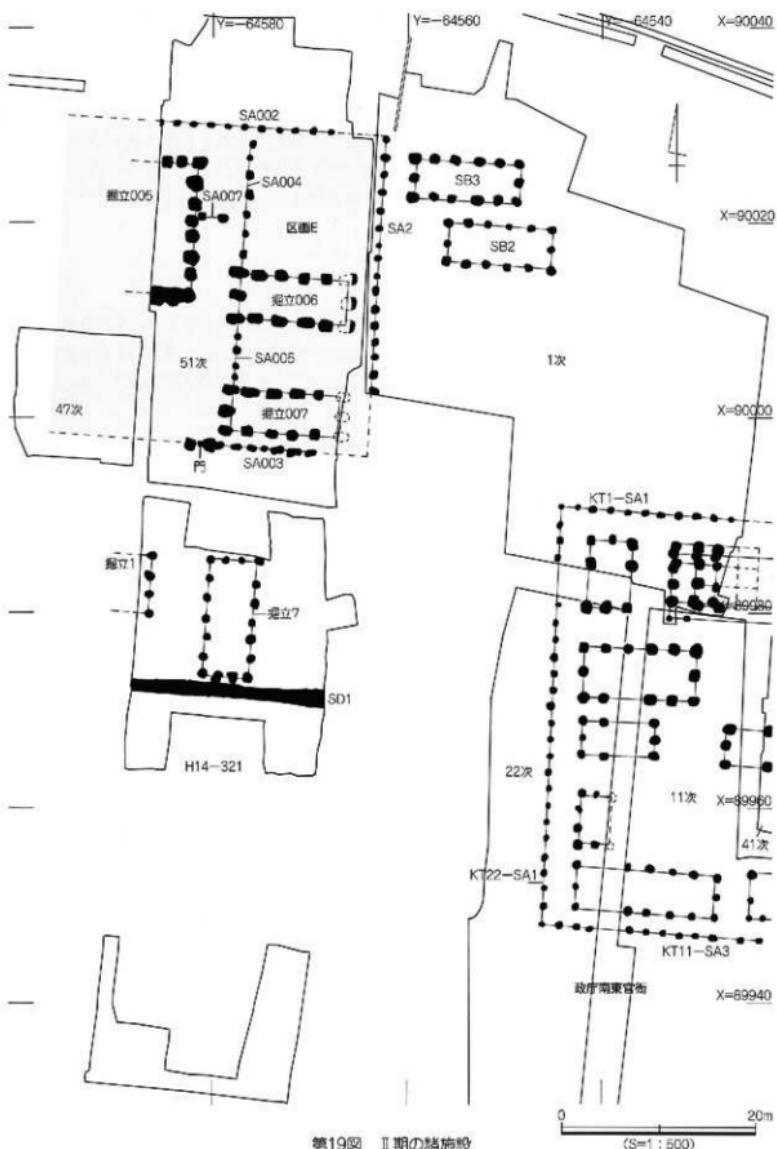
なお、区画E南辺のS A 003と政府南東官衙北辺一本柱列は、およそ3.4m離れてほぼ平行の位置関係にあることから、この場所には、東西道路の存在が予想されている(第19図)。この道路推定位置は、從来から遺跡群Ⅱ期の方格地割の北限と考えてきた場所にあたっていることから、1次と51次調査の結果、地割北限と段丘の崖線との間の僅かな土地に区画を伴う官衙施設を新たに確認することができたものと評価している。区画E南辺のS A 003には、ひときわ大きくて深い柱穴が2基含まれていることから、道路に面したこの施設の門であろうと想定している。

区画Eの門の南正面と、区画のすぐ東にも同時期と考えられる建物が展開している。

東に位置する3棟<sup>7</sup>の東西棟は、1次調査時に検出されたもので、方位の特徴から政府より後の時期に攝するものと考えている。なお、これらの建物については、本節にて詳しく報告する。

区画E南側の施設は、試掘確認調査(H14-321)の際に検出されたもので、詳細は「史跡久米官衙遺跡

\* これまで1次のSB 3とSB 2の2棟としてきた。これに1次南西角のSB 6を加えて、対象となる建物を計3棟とする。ただし、この建物を官衙施設と考えるか否か、現時点でお判断がつきかねている。この建物がⅡ期の略図に含まれていないのはこのためである。



第19図 II期の諸施設

群調査報告書]にて報告済みである。区画Eの門の中軸線を挟んで、東西に2棟の建物が柱筋を揃えて配置されている。建物に近接して掘られている東西方向の素掘溝(H14-321・S D 1)についても、同じ段階のものであることが判明している。ここからは、7世紀第3四半期の須恵器の蓋がまとまって出土しているが、回廊状造構北側の濠状の区画溝における遺物の形状ならびに出土状況<sup>7</sup>とよく似ていることから注目している。この溝については、どのような目的で設けられたものかわかつていないが、幅広の立派な構造であることから、重要施設の外郭施設であろうと考えている。

具体的には、この溝の南にⅡ期の政庁が立地する可能性が高いと予想している。

## (2) Ⅱ期以降の官衙関連遺構と遺物

**S A 2**[第20図] これまで、1次調査地内で南北8間分(14.17m)を認定してきたが、整理作業の進展に伴って15間(約26.3m)であることが判明した。1次調査地の北西部における遺構の密度が高すぎたため、この柱列の南への続き方を読み取れない状況に置かれていたが、調査区の南西角まで續くことが明らかになった。

柱穴は、直径0.5~0.8mほどの不整円形ないし不整長方形で、深いもので0.5m程度が遺存している。柱列の方位は、真北で約3°東へ振っている。

全長は約32.7mと想定している(第19図)。この距離はⅡ期小尺で108尺、同大尺で90尺と理解される。検出された15間分の1間あたり平均柱間寸法は1.75m(5.7尺程度)であることから、この区画の東辺長は19間に復元される。中央に柱がこないよう中央間を設定した結果、奇数間となったのではないかと考えている。

内部の施設との関係では、掘立006と007の東辺との間の距離が9尺(約2.7m)、同建物西辺の柱列までの距離は、2棟の建物の桁行長が36尺であるから45小尺となる。

出土遺物 図化できるものは出土していない。

時一期 51次のS A 002、003と連結し、区画Eの外郭を構成することから、7世紀中葉以降に設定された遺跡群Ⅱ期の地割に対応することは確実である。ただし、区画Eの内部建物には複数の段階があり、地割の設定に比べて時期的に後出するものが含まれることが明らかにされている<sup>8</sup>。51次のS A 002と003について、建て替えが行われた痕跡が確認されることから、この柱列を含む区画Eの外郭施設は、遺跡群Ⅲ期にかけて継続して存在した可能性が高いと評価している<sup>9</sup>。

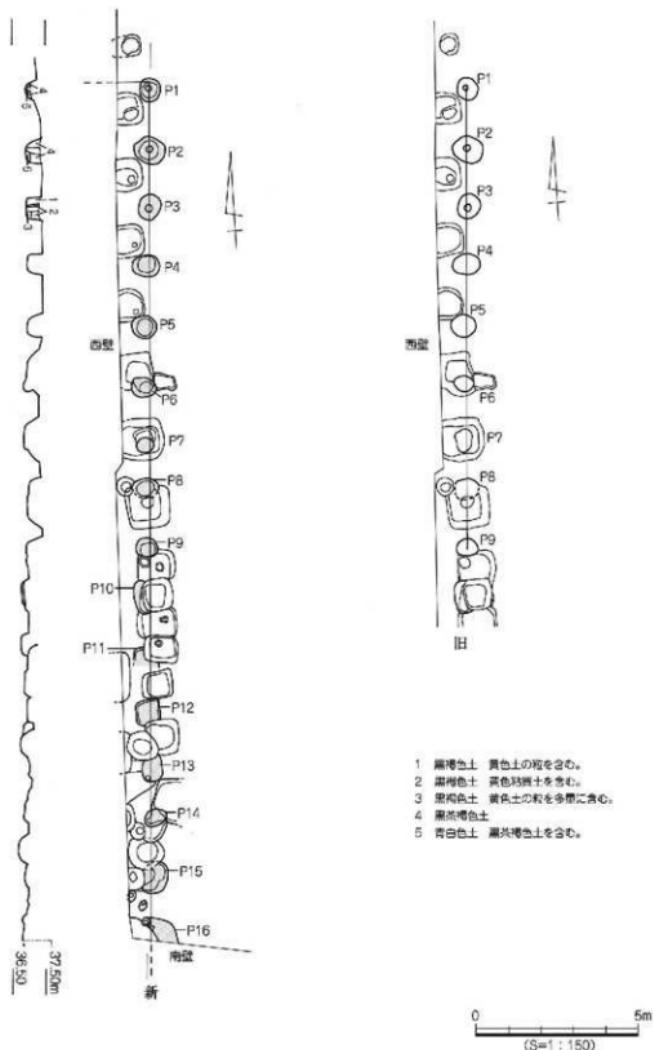
**S B 3**[第21図] 区画E東辺一本柱列(S A 2)の北部、S A 2から東へ一定距離離れて平行に配置された2棟の東西棟のうち、北側の建物である。

桁行5間(10.79m\*)、梁行2間(4.05m\*\*)、方位は真北で95°東へ振っている。

柱穴の掘りかたは、隅丸長方形ないし不整方形に掘り込まれている。柱穴の規模は、長辺1.06m(14例の平均値)、短辺0.86m(14例)、深さ0.48m(14例)で、柱痕ないし柱の抜き取り穴を確認している。柱材の太さは断面図に記録がある9例の場合、平均で18cmを測る。これら9例の中には、掘りかたの底まで柱の根入れが達していないものが相当数含まれていることから、平均の根入れの深さ<sup>10</sup>は0.37m(9例)

\* これまで10.75mとしてきた。東辺の位置を若干修正し、数値を改める。

\*\* これまで4.00mとしてきた。南辺柱列の位置を南へ下げるとした。



第20図 SA2

にしか達していない。多くの場合、P 1 のように置き土によって高さ調節を行っているが、P 6 のように明らかに礎盤石を配置したものも認められる。

調査当初は、政庁南東官衙の外郭北辺一本柱列とほぼ平行の位置にあることから、隣接する S B 3 とともに、政庁南東官衙を背後から補完する役割を担った建物であると考えてきた。ところが、近年の調査によって、これらの建物に隣接する区画 E の存在が明確となったことから、今後は距離的により近い区画 E との関係を重視すべきと考えている。この点に関しては、本章末尾のまとめにて確認する。

統いて造営尺を用いた検討を行う。

造営尺は 1 尺 = 0.2997m ~ 0.3000m で、桁行 36 尺 × 梁行 13.5 尺、一辺長の比率を 8 : 3 と考えた。桁行 5 間は 1 間 7.2 尺の等間、梁行 2 間については 1 間 6.75 尺の等間である。この復元案は、平行の位置関係にある S B 2 とはほぼ共通である。

西に隣接する区画 E の外郭東辺一本柱列 (S A 2) との距離は約 3.3m を測るが、これはこの建物の造営尺による 11 尺に相当する。ちなみに区画 E の造営尺は 1 尺 = 0.3027m に復元していることから、両造営尺の間には 3 mm ほどの差が存在することになる。区画 E の造営尺は 1 尺 = 0.304m ほどの遺跡群 II 期のものとほぼ共通と考え、S B 3 の造営尺はこれよりも短い別の段階のものとすると、両者間には若干の時間差が存在した可能性も考えられる。ただし、11 尺とした区画 E との間隔に、数字的にどのような意味があるのか不明である。

建物北西角の位置が、S A 2 の北端から南へ 1 間分の場所に対応していることを重要視し、区画 E の設定以降に建てられた可能性が高いと想定している。

**出土遺物** 図化可能な遺物は出土していない。

**時期** 区画 E 設定以降の、7 世紀後葉を上限とする可能性が高い。

#### S B 2 [第22図] S B 3 の南東に位置する、これと同規模に復元される建物である。

桁行 5 間 (10.76m\*)、梁行 2 間 (4.05m)、方位は真北から 93.5° 東へ振っている。

柱穴は不整円形ないし隅丸方形に掘り込まれている。掘りかたの規模は、長辺 0.86m (14例の平均値)、短辺 0.75m (14例)、深さ 0.40m (14例)、柱の根入れの深さは 11 例の平均で 0.39m を測る。断面図に記録されている柱痕跡の太さは 11 例の平均で 20cm ほどである。ただし、断面図を採る前に柱痕跡の部分を掘りきってしまっていることから正確には不明であるが、S B 3 の柱とほぼ同規模である。

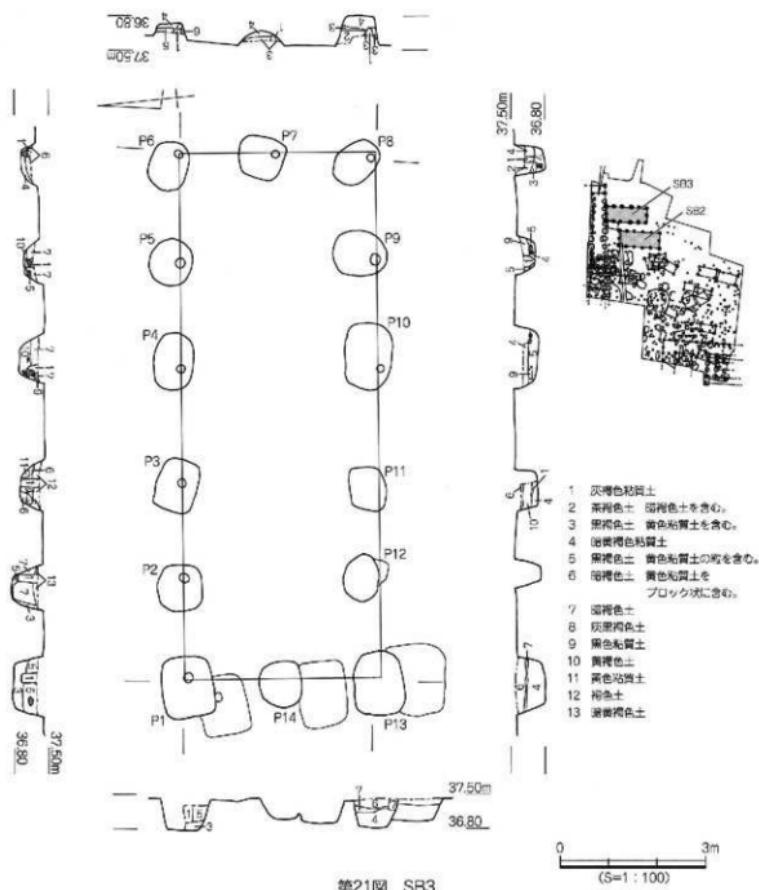
造営尺による建物規模に対する解釈は、S B 3 と同様である。

造営尺は 1 尺 = 0.2989m ~ 0.3000m で、桁行 36 尺 × 梁行 13.5 尺、一辺長の比率を 8 : 3 と考えた。平面規模と柱材の太さについては、S B 2 と S B 3 は全く共通である。

S B 2 と区画 E の外郭東辺一本柱列 (S A 2) との距離はおよそ 7 m 強を測り、S B 3 の場合に比べて倍以上離れている。この距離を 24 尺とみて、1 小尺の長さを 0.296m 未満と考えた。この尺長は、建物の造営尺に比べて 4 mm 近く短いことから、建物の設計が行われた段階と実際の位置が決められた時期にずれがあるのではないかと考えている。具体的には、S B 3 から S B 2 への移築を想定する。

S B 2 が S B 3 に比べて新しいと判断する理由は、S A 2 からの距離を測る際の造営尺が短いものを使用した可能性があるからである。これまでに当遺跡群においては、遺跡群 II 期の 0.304m 程度のものから、寺が造営される III - A 期には 0.297m、正倉院が拡充される III - B 期には 0.295m くらいのもの

\* 10.62m とする数値を公表してきたが、梁行 5 間を等間とみるべく、西廻側柱の位置を西へずらすこととした。

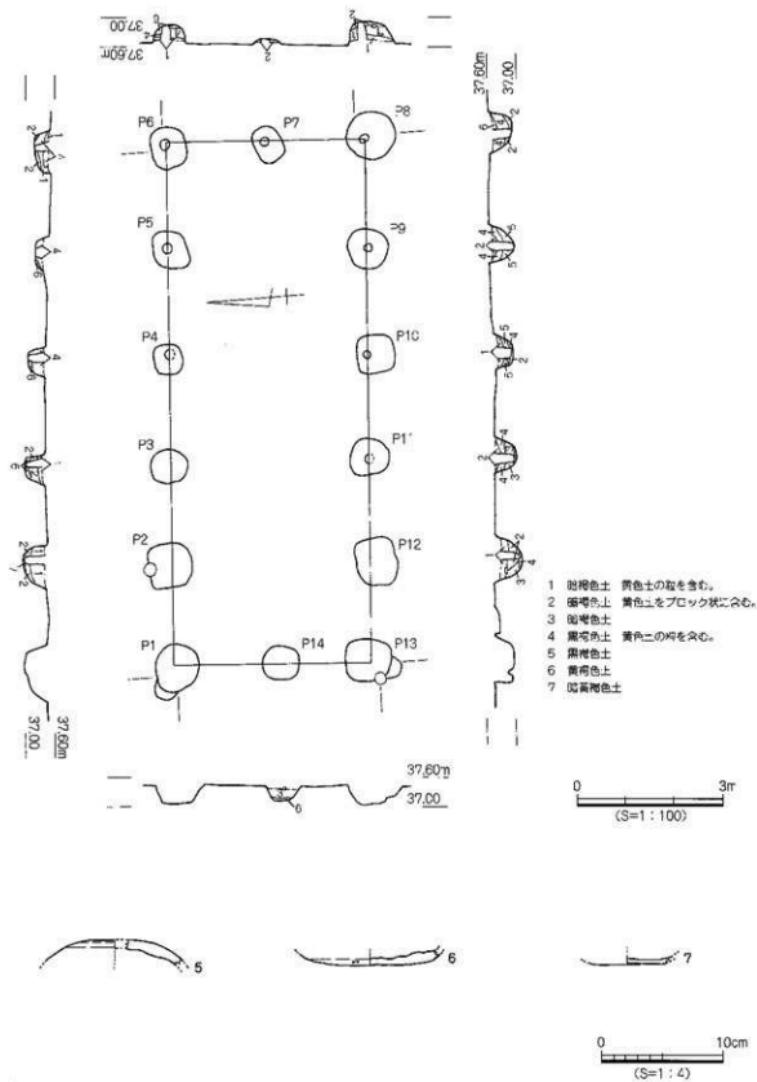


第21図 SB3

へと、徐々に尺長が短くなる<sup>11</sup>可能性を指摘した経緯がある。この考え方によれば限り、SB3の造営と位置決定に用いられた0.3mに極めて近い尺長のものから、SB2の位置決定に使用された0.296m未満の造営尺への変化の方向性を認定できるのではないかと考えている。

当初、区画Eの北東角を意識して建設位置が決められたSB3は、その後、柱の根元が腐るなどしたため、本柱の根元を切って解体し、すぐ近くに移設されたと想定する。主要部材を転用する以上、柱間間隔に変更はあり得ず、結果としてSB3と全く共通の平面規模のSB2が成立したのではないかろうか。無論、柱の根元を切ったとすれば、その分、屋根の高さは低くなつたであろうが。

本柱の根元に問題がなく、完全な抜き取りによる移築を想定するには、SB3における柱の跡の形状



第22図 SB2

が直線的な柱痕跡に近いものが多く不都合である。柱の抜き取り穴とされる部分も確かにあるが、一部については根元で切っていると考えたい。一方、SB2の柱穴の掘りかたの規模が、SB3と比較して長辺で20cm、短辺で11cm、深さで8cm小さいことは、本柱を短く切り揃えたことに対応していると考えると理解できる。柱材の太さはそれほど変わらないであろうが、本柱の長さを減じた以上、柱穴を必要に深く大きく用意する必要は無いはずで、それ相応の掘りかたを準備したのではなかろうか。結果的にSB2の柱穴の掘りかたの規模はSB3と比べてひとまわり小さくなつた<sup>12</sup>と考えられる。

以上、SB2はSB3の主要な柱材を転用して移築した建物であると考えるに至った理由を述べたが、これに関する若干の補足事項について、本章末尾のまとめの節にて改めて言及している。

#### 出土遺物 5と6は須恵器、7は中世の土師器の皿である。

5はP11出土の須恵器壺蓋の大井部の破片である。削りに伴う段が残されている。6は壺などの底部であろう。7はP12から出土したことになっている回転糸切り底の中世の土師皿である。付近には、西隣の51次調査地にかけて中世の掘立柱建物が展開することから(KT51-掘Ⅴ011・第135集)、柱穴の重複などの見落としに伴う混入品であると考えている。

時期 出土遺物から厳密な時期を決めることはできない。SB3からの移築と考える以上、区画Eの出現以降、7世紀の後葉を上限として8世紀にかけて<sup>13</sup>存在した建物であると考える。

**SB6** [第23図] 区画E東辺一本柱列SA2の南部と接する場所に建てられた掘立柱建物である。調査当初の所見がまとめられた「年報I」では、SA2が前まで続かないとして、これと同一段階の建物と想定している。SA2との重複が確実となったことから、区画Eの前か後のいずれかに位置付けを修正する必要を感じている。

桁行3間(5.82m\*)、梁行3間(4.61m\*\*), 方位は真北から僅かに西へ振っている。柱穴の平面形状は隅丸長方形で、大きなものでは長辺1.2m弱×短辺1m、深さは0.5mに達している。東辺の一部について、布掘りの掘りかたであった可能性もあるが、造構の重複が激しく、詳細は不明である。

造営尺を検討した結果、桁行を19尺、梁行を15尺とみて、1小尺=0.3063m~0.3073mと考えている。この尺長は、政庁南東官衙等に代表される遺跡群II期の造営尺(0.304m前後)に近いものと判断している。0.304mかこれより若干長い尺長の造営尺は、区画E内部のKT51-掘立006と同007でも用いられていることから、区画Eの設定に比較的近い時期のものと考えられる。

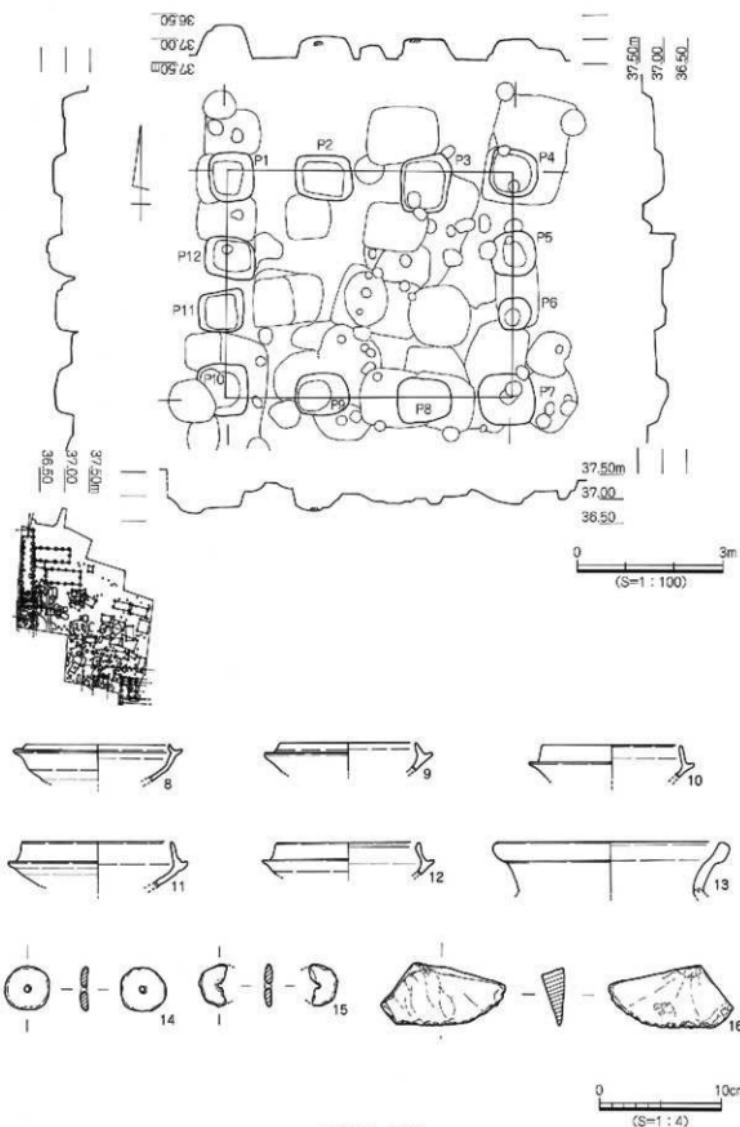
なお、桁行3間で19尺とする点については、中央間を7尺、その両端各1間を6尺と考える。

出土遺物 8~13は須恵器。14と15は土器の肩部片を加工して作られた弥生時代の紡錘車。16は安山岩製のスクレイバーである。形態上最も新しい8によって所属時期の上限が決まる。

時期 須恵器身8の口径は11.8cmを測ることから、7世紀第1四半期を上限とする時期のものと考える。この建物の時期を直接に反映する遺物ではなく、同じ場所で重複する政庁関連施設に伴う遺物であると考えられる。造営尺による所見を参考にして、II期の地割が設定されて政庁南東官衙が設けられて以降、ただし、区画Eが設定される以前に属する可能性<sup>14</sup>が高いと判断している。したがって、SB3やSB2より先行する建物と考える。

\* これまで5.84mに復元してきた。

\*\* 完成時に採られた北側柱列のエレベーション図に礎盤石と考えられる礎が2個記録されている。調査時には、この位置を建物北辺の柱筋と考えたと判断される。この所見を重要視して、従来、4.24mとしていた数値を大幅に修正することとした。北側柱筋の後元位置を北へ移動することによって、梁行規格が拡大した。

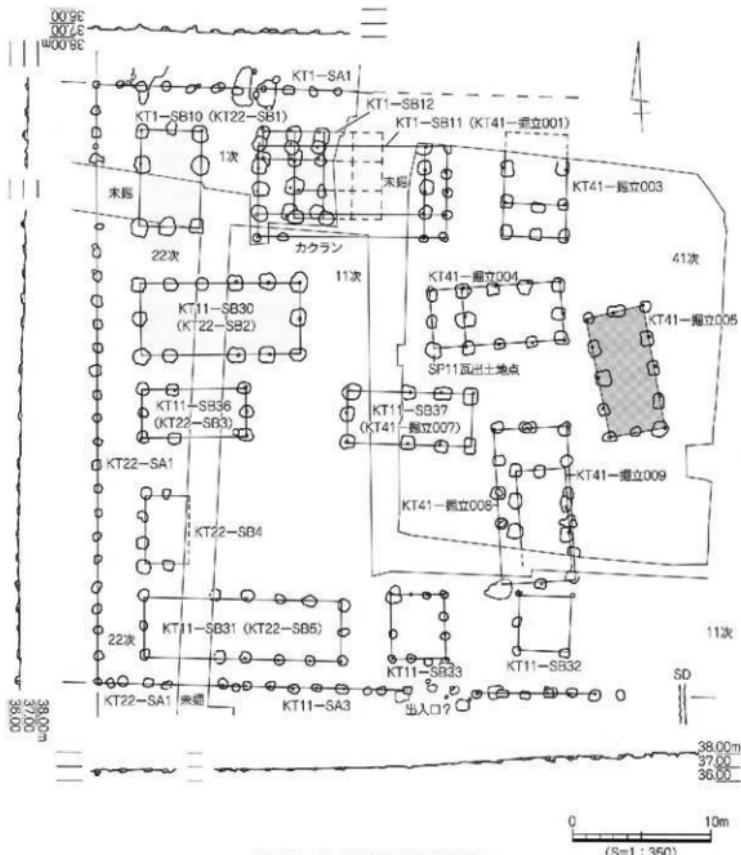


第23図 SB6

## 第6節 政府南東官衙の遺構と遺物

### (1) 政府南東官衙北西部の概要

第I章にて説明したように、政府の南東に隣接する政府南東官衙は、遺跡群II期の地割に基づいて配置された役所跡である。その位置は、遺跡群南部の回廊状遺構から見て北へ2町、西へ1町の地点の方1町の敷地北東角にある(第3図)。南北約43.1m、東西不明の一本柱列で囲われた敷地に、建て替えを含めて計15棟の掘立柱建物が配置されている(第24図)。



第24図 政府南東官衙の建物配置

1次調査では、この施設の北西角が検出されている。対象となる遺構は、外郭北辺ならびに西辺一本柱列であるSA1と、この施設における中心的建物と考えているKT1-SB12、その建て替えのKT1-SB11(KT41-掘立01)、臨殿的な建物であるKT1-SB10(KT22-SB1)である。

調査の当初からこの施設については、政府よりも後の段階の官衙施設であると認識されてきた(『年報I』)。そのように想定された理由は、第5節にて報告したSB3とSB2の方向性が政府南東官衙と共に通じ、SB3が政府の外郭東辺付属舎1に対して後出することによっている。現在でも、この解釈に変更は無く、さらに近年存在が明らかにされた区画Eを含めた遺跡群全体の変遷を考慮した理解によって十分に補強されている。

政府南東官衙の実質的な意味での全容は、41次調査<sup>15</sup>までの数次にわたる調査の結果明らかにされている。したがって本論にて1次調査の際に検出された施設に限定して改めて報告するにあたっては、今日までの調査で明確にされている対象遺構の施設内における評価付けを行うことに視点を置く。

その視点のひとつとして、「史跡久米官衙遺跡群調査報告書」(2006)にて報告した事項であるが、施設北西角の建物3棟から遺跡群Ⅰ期の造営尺が抽出され、これらが政府南東官衙に建てられた最初の建物と推測していることをあげることができる。最初の中心的建物であるKT1-SB12と臨殿的なKT1-SB10(KT22-SB1)、その南の東西棟KT11-SB30(KT22-SB2)の3棟からは、敷地外周規模やその他の多くの建物がⅡ期の造営尺によっているにも関わらず、Ⅰ期小尺が抽出されているのである(第24図)。

前掲報告書をまとめた際には、これら3棟に対して如何なる評価を与えるべきか考えがまとまらなかったことから、事実関係を指摘するに止めた経緯がある。しかし現時点では、造営尺を含めた様々な角度からこの点を再検討した結果、他所からの移築が行われた結果であるとの見解に達している。

前節にて、この施設の北側背後に設けられている2棟の掘立柱建物に関して、近接した場所における移築の確実な事例とする見方を提示することができた点も、これら3棟に対して明確な形で評価を行うことができた理由のひとつである。移築に関しては、後で改めて触れることとする。

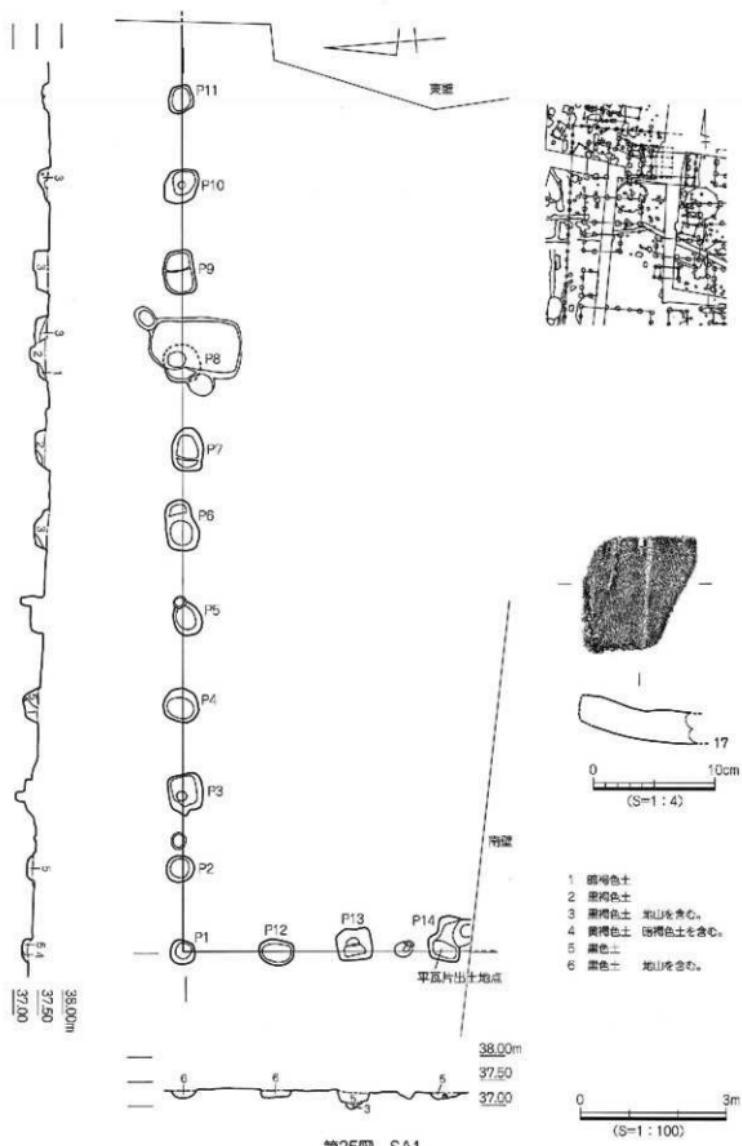
#### SA1 [第25図] 調査区南東部で検出された政府南東官衙の外郭北辺と西辺一本柱列である。L字に屈曲する塀の北西角を検出した。

外郭北辺一本柱列の部分については、東西に10間分(約17.6m)、西辺では3間分(約5.4m)を確認している。Ⅱ期小尺(約0.304m)で5.7~6尺平均で柱が配置されたようである。

柱穴は直径0.5~0.7m、深さ0.15~0.35mを測る。P4、P6、P7においては、土層断面の観察から、柱を抜き取った跡が認められている。断面で確認が收れていない柱穴の場合でも、柱穴の掘りかたが段掘り状の箇所もあることから、多くの柱穴で柱の抜き取りが行われたようである。

出土遺物 P4から平瓦の破片17が出土している。出土状況は定かではないが、柱の抜き取り穴の埋土に含まれていた可能性を想定している。重複する別の遺構から出土した可能性も否定できない。

時一期17が想定通り抜き取り穴からの出土であれば、遺跡群Ⅱ期の冒頭に成立するとした政府南東官衙に対する評価を変更する必要は無い。しかし、掘りかたに当初から含まれていたとすると、この施設の成立は想定よりもかなり遅れて、場合によると8世紀代であった可能性も生じる。17の出土状況だけでなく、P4の土層断面の詳細が識別できなかつた以上、想定の域を出るものではないが、塀を撤去する際に混入したものと考えておきたい。



第25図 SA1

**S B12** [第26図] 政府南東官衙の中心的建物のひとつである。同じ場所に重複して建つK T 1 - S B11 (K T 41 - 掘立001)よりも先行する段階の総床束柱構造の建物で、階段覆屋を伴う。

東西1間分(約2.1m)、南北3間(約6.3m)、方位は西北から東へ93°振っている。東西が3間の場合、建物の平面形状が正方形になる可能性もある。

側柱柱穴の掘りかたは、一辺0.9～1.1m程度の隅丸長方形で、深いもので0.6mほどを測る。建て替えた後のS B11よりも深いものが多い。直径15cm前後の柱痕跡が確認されている場所もある。床束柱の柱穴は、直径が0.6～0.9m、深さ0.15～0.2m程度で、側柱柱穴に比べて小さくて浅い。したがって、この建物は、完全な総柱の高床建物ではなく、床を多少上げた程度の構造であったと想定している。

なお、建物北西角に1間四方の張り出しが付くことに関しては、単なる出入り口に対する屋根の存在を示すものではなく、階段覆屋が設けられていた可能性を想定している。当遺跡群の建物においては異例の構造であるが、床が高いことを考えると、階段が付くとする解釈は自然なものと評価している。

階段覆屋柱の柱穴2基は、一辺0.8～1.0m、深さ0.25～0.3m程度の規模で掘り込まれており、建物本体の側柱柱穴に比べてひとまわり小さい。2基とも柱の痕跡を検出している。その位置は、建物本体の柱通りにほぼ対応している。建物本体の西側柱列からの出は2.31m、幅は約2.1mを測る。2.31mは、政府で用いられるI期小尺(0.2883m)で8尺に対応している。

建物本体の形状と正確な規模が不明である以上、造営尺に関する検討は困難で、およそ1尺が0.3m程度としか言えない。したがって、不安定な建物形状を前提にしている階段覆屋の出の数値に関しても、参考程度に止め置かざるを得ないが、本篇の冒頭で述べたとおり、近接する2棟の建物との関係から、I期小尺によって建設された可能性があると考えている(第IV章)。

最後に、この建物と政府南東官衙の性格について、これまでに議論された内容をまとめておく。

政府南東官衙内部の建物の中で、これだけが床を上げた建物であることは、建物そのものが持つ役割とともに深い関わりがあるものと考えられる。15棟のうち、これと建て替えた後のS B11の2棟だけが、梁行3間の構造であること、S B11には廂、S B12には階段が付く構造であること、これら中心的建物が特別な存在であったことを示す特徴と言える。この役所施設がどのような部署であろうとも、S B12は中心的建物としてこの場所に建てられたに違いないと考える。

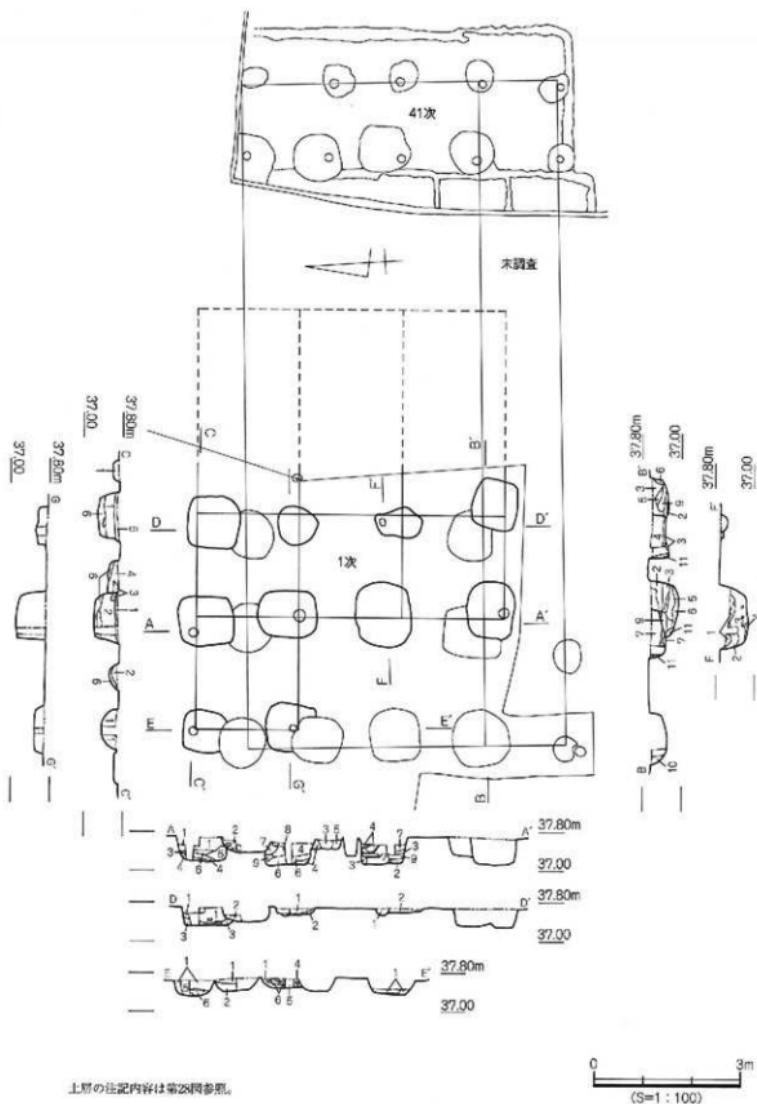
初期にはこの施設を久米官衙の館とみたり、あるいは久米評衡の評院ではないかと想定した時期もあったが、現在は、官衙の実務を扱った部署ではないかと考えている。中心的な建物であるS B12あるいはS B11の南正面にも建物が建てられることに加えて、東西棟が並び建つ特異な配置をとることから、少なくとも政府に匹敵する施設でないことは確実である。ただし、実務の空間であったとしても、床を上げたり廂を伴う中心的な建物については、施設において最も格式の高い建物として扱われていたことは確実であるから、後の一般的な都衙政府における正殿の存在に幾らか似た印象も受ける。

なお、収納のための空間ではないかと想定する考え方<sup>46</sup>も提示されている。この場合、床が上げられたS B12を中心として、収納のための屋が配置されていると評価することができるが、正倉院の建物構造や配置と異なることから、収納物は米以外の物を想定する必要がある。あるいは武器庫であろうか。

出土遺物 図化可能な遺物は出土していない。

時 期 遺跡群Ⅱ期の地割施工直後に政府南東官衙の区画設定が行われた段階で最初に建てられた建物のうちの1棟であると考えている。

\* 約2.35mとする数値を公表してきたが、正確に測り直した値に訂正する。



上図の注記内容は第26回参照。

第26図 SB12

**S B11** [第27図] K T 1 - S B12を廃絶して建てられる建物である。東隣の41次と南の11次調査地にまたがって検出されている(K T 41-掘立001)。東面と南面に扉が付く。

身舎の規模は、桁行6間(約12.11m<sup>\*</sup>)、梁行3間(4.85m)、方位は真北で東へ93°振る。南面幅の幅は1.62m、東面幅の幅は1.55mに復元している。扉も含めた建物全体の規模は、桁行約13.66m<sup>\*\*</sup>、梁行6.47m、面積は約89m<sup>2</sup>となる。

身舎の柱穴は、直径1m程の不整円形ないし一辺1×1.2mの隅丸長方形のもので構成されており、深さは0.25～0.45mを測る。扉の柱穴は、直径0.5～0.7m、深さ0.2m未満のものが多い。11次北辺の扉柱穴の多くは、深い搅乱によって失われている。なお、この建物に伴う床床の柱穴は検出されていない。

扉柱穴の一部を除いて、柱の痕跡を確認している。身舎の柱痕跡の直径は、15～19cm程度のものが多く、扉の柱痕跡はこれより細い12～15cmほどである。扉部分の柱位置は、身舎の柱通りと完全には一致していない。1次の身舎の柱穴において、1か所だけ柱の根元に礎盤石を置いて高さの調節を行った事例を確認している。

統一して、造営尺と一辺長の比率について確認する。

桁行長については、二期の小尺による40尺、梁行は16尺と考えている。造営尺は1尺=0.3028mないし0.3031mで、これまで標準的な二期小尺と考えてきた0.304m前後の数値に一致している。建物規模の長短比は5:2となる。建設された位置を敷地の外郭北辺一本柱列との関係で示すと、間の距離は、建物北西角付近で4.05m、北東角付近で3.75mを測る。つまり、両者は平行の位置にないことがわかる。ちなみにこの距離については、建物の北西角で二期小尺による13.5尺と理解できなくもないが、この数字には何の意味もなさそうである。この点については、「史跡久米官衙遺跡群調査報告書」(2006、p.208)でも指摘したように、S B11の東に建てられるK T 41-掘立003の南辺と柱筋を揃えた結果であると考えられることに加えて、この建物と柱列が平行でないことによって生じたものと理解している。

なお、この建物についても、移築の可能性を検討している。

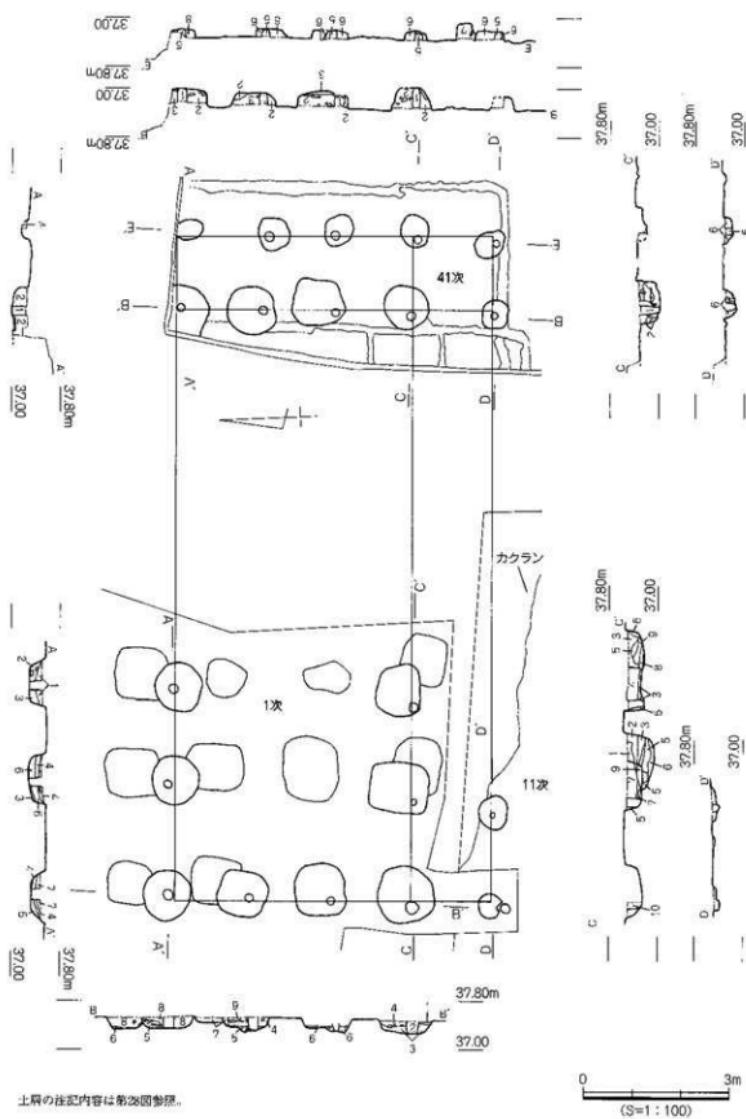
上記報告書でも指摘したが、政府南東官衙の西30mに位置する政府南部の試掘(H14-321)で検出された掘立7とこの建物の身舎の規模が非常に似通っている。掘立7については、「史跡久米官衙遺跡群調査報告書」3(2009、p.98)において、北の区画Eとの関係上、重要な建物であることを確認している。その際に、掘立7の造営尺に比べて、これを配置する段階で使用した造営尺が幾らか尺長が短いものであることから、遺跡群二期の造営尺で造られた建物が、その後、政府の南へ移築された可能性を想定している。今後、1次のS B 3とS B 2の関係で前述したような解釈を適用可能か否か検討を要するが、S B11の身舎をⅢ期以降に移築して試掘の掘立7とした可能性は高いのではないかと考えている。

S B12とS B11が、根本的に異なる考え方の建物であることは議論の余地の無い事実である。

これは、機能面での違いを反映しているかもしれないが、しかし、一方は階段覆屋付きの床を上げた建物で、もう一方は、当遺跡群では例のない2面崩付の建物である。どちらも相当に格式の高さを意識した上で建てられたものと考える。何よりも、どちらの建物についても、他所からか、あるいは他所への移築が想定される以上、この施設内では、例えば政府における正殿に匹敵する格式の建物であったと想像されるのである。

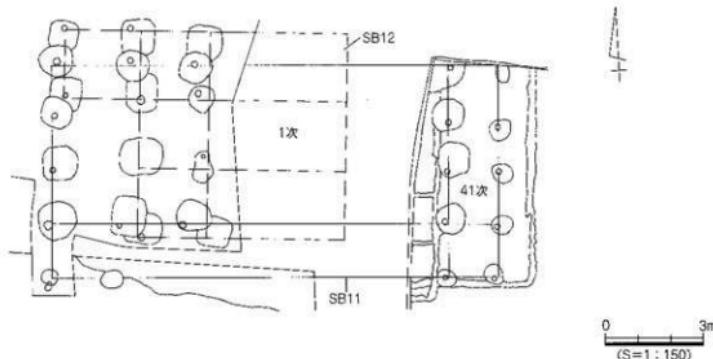
\* これまで約12mと表記してきた。複数の調査地にまたがる場合には、概数で示してきた経緯があるが、今後は、可能な範囲で細かな数値を提示することしたい。ただし、建物の全形が完全に検出されて復元される場合の詳しい数値と区別するため、頭に約の文字を付すこととする。

\*\* これまで約13.7mとしてきた。



上層の括弧内内容は第26図参照。

第27図 SB11



第28図 SB11とSB12の土層注記

**SB10 [第29図]** 政府南東官衙北西角に建てられた建物である。建物の南辺は、南の22次調査地にて検出されている(K.T22-S.B01)。桁行3間(約6.83m<sup>2</sup>)、梁行2間(4.43m<sup>2</sup>)、方位は真北で約3.5°東へ振っている。建物北辺はS.B12の北辺と柱筋が揃う。柱穴の平面規模は不揃いで、一辺0.9×0.75mの小型のものから、1.2×0.9m前後の大型のものまで混在する。深さは0.25～0.5m程度で、多くの場合、直径16～22cm程度の柱痕跡が確認されている。礎整石は使用されていない。

造営尺は0.2840～0.2846mで、桁行24尺に対して梁行は15.6尺<sup>\*\*\*</sup>(1間7.8尺等の間に設定されたのではないかと考えている)。梁行長は桁行の0.65倍に設定された可能性が高い。当初、梁行長を桁行の3分の2(16尺)とする復元案も検討したが、遺構の実態にあわないことから採用しなかった。

施設の外郭一本柱列との距離は、北で約3m、西で3.05mを測り、区画設定当初のⅡ期の造営尺による10小尺に設定されている。

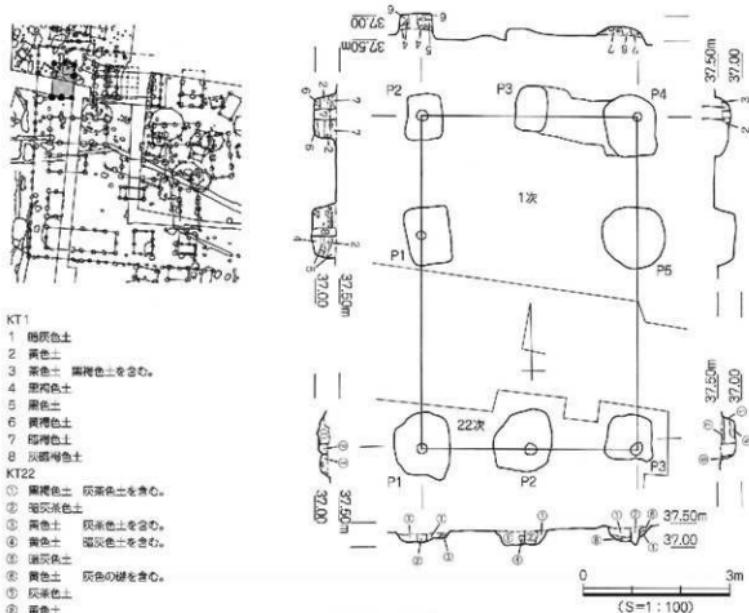
出土遺物 固化できるものは出土していない。

時 期 最初の中心的建物(S.B12)に伴う建物である。施設の敷地が設定されて以降に建てられたことは間違いないが、造営尺がⅡ期に比べて短いことから、S.B12と同様、他所からの移築を想定している。

\* これまで約6.9mと表記してきた。

\*\* 約44mと表記してきた。

\*\*\* 従来、15尺と考えてきた。今後は、このような寸法単位の寸法も想定しておくべきと考えている。



第29図 SB10

## 第7節 宮衙出現以前の遺構と遺物

### (1) 古墳時代の掘立柱建物

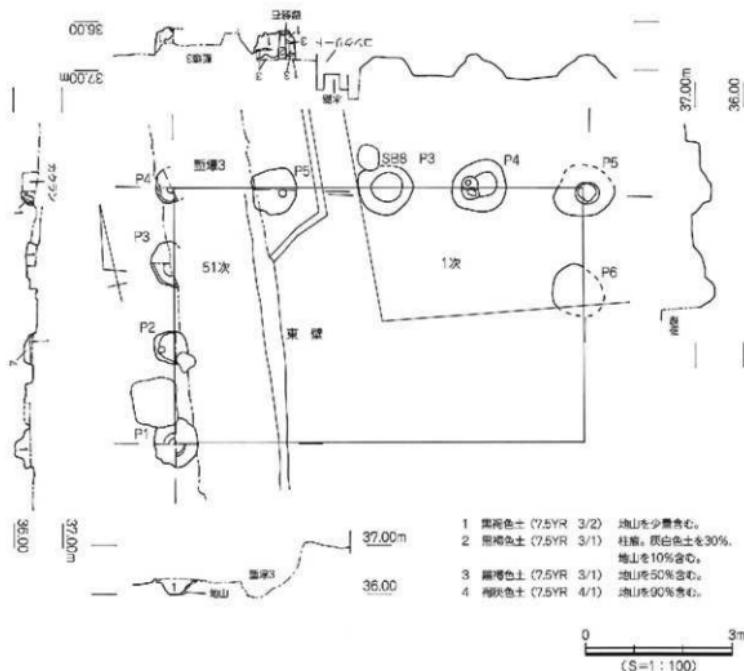
**SB8** [第30図] 調査区西部で検出された建物で、北東角の柱穴を4基検出している。建物の一部は、西隣の51次調査時に確認されている(K T51-掘立008、松山市文化財調査報告書第135集参照)。

四隅の柱位置を正確に知ることができないため、およそであるが、桁行4間(約8.4m)、梁行3間(約5.2m)で、方位は真北で106°東へ振っている。

本章第2節にて説明した事情から、1次調査の柱穴断面図の水準が51次に対してかなり高くなっている。実際には51次に近い高さに下げるべきであるが、調整を行う程度を決めかねることから、修正を見送った。なお、造営尺についての見解は、第135集(51次)にて提示している。

出土遺物 全く出土していない。

時期 51次における調査成果から、宮衙出現以前の建物であると推定している。



第30図 SB8

**SB28 [第31図]** 調査区の南東部、政庁南東官衙の外郭西辺一本柱列に接した位置にある掘立柱建物である。『年報I』の調査区全体図に記載されていることから、調査の当初から存在は知られていたものである。付近には、同程度の規模の1間四方の掘立柱建物が多数分布しているが、これらとは異なり梁行2間、桁行2間の構造に復元される。

桁行2間(3.23m)、梁行2間(2.58m)と考えているが、南辺が調査区外にのびることから、正確には不明である。方位は真北で東へ127°振っている。柱穴は直径0.35mから0.6m程度の不整円形のもので構成されており、深さは0.15mないし0.25mほどが遺存している。

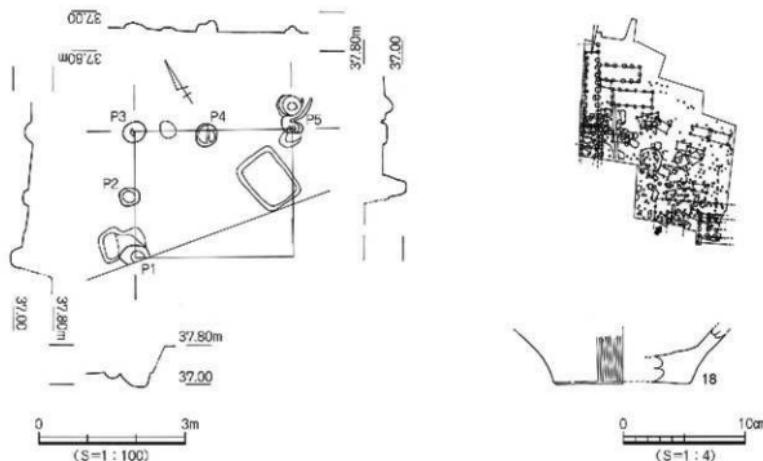
四隅の位置が決まらない以上、造営尺による検討は無効であるが、参考程度に提示しておく。

建物の一辺長を比率で表すと、短辺を1とした場合、長辺は1.25となる。つまり短辺は長辺の0.8倍の寸法に設定されているのである。短辺長を仮に9尺と考えて造営尺を0.2867m程度とすると、長辺は0.2871mの11.25尺となる。1 尺 = 0.287m程度の尺長は、遺跡群Ⅰ期のものより若干短い第4群ないし第5群としたものに一致している(第132集)。なお、長短比を12.5 : 10と考へて、1 尺 = 0.3225mと想定することも可能ではあるが、Ⅱ期小尺よりもはるかに長く、高麗尺と見るには短すぎることから、短辺長は10尺未満と考えるべきと判断した。長辺を11.25という中途半端な尺数で理解することについては、その妥当性も含めて今後再検討を行う余地があると考えるが、9尺の1.25倍であるだけでなく、0.75尺で割って長短比を15:12とみることもできるので、比較的納まりのいい寸法ではないかと考える。

一見すると端数に見える0.25という長さは、長短比を5 : 4に決めるために必要な寸法(数字、考え方)であって、決して端数ではないのである。

出土遺物 弥生土器の底部18が出土しているが、混入品であると判断している。

時 期 建物の平面形状ならびに小型の円形柱穴で構成されること、さらに、方位が官衙施設と比べて大きく振るなどの特徴から、官衙出現以前の古墳時代後期に属する可能性が高いと考えている。



第31図 SB28

## (2) 4本柱構造の掘立柱建物

1次調査地の東部を中心とする区域に、4本柱構造の建物が多数存在する。これらのうちの幾つかについて、135集にて指摘したように、古墳時代の竪穴住居が削平されて4本の主柱穴のみが遺されたものと考えられる。S B19、S B21、S B40など、正方形に近い形状の長方形に柱が配置されたものがこれにあたる。また、S B20のように、建物規模の割に柱穴が小さいものの中には、中世以降の簡易な建物も含まれているものと考えられる。したがって、これらの建物を報告するにあたっては、第32図をはじめ、各図にてその存在の可能性を指摘した建物すべてについて形態の違いに基づく分類を行って、種類ごとに報告を行うべきところではあるが、その多くについて、調査後の整理作業の結果認識されたものであることから、詳細な分析に耐える図面記録が残されていない事情がある。調査途中から行われた柱穴番号の振り替え作業もうまくいっておらず、出土遺物の帰属を決定することも困難を伴う。そこで今回は、以前から、弥生時代後期ころから古墳時代前期ころの高床構造の倉庫である可能性を想定してきた長方形4本柱構造の建物に焦点を絞ってとりまとめを行うこととした。

S B13、S B14、S B17、S B30などに代表されるこれらの建物は、正倉院の南に隣接する62次調査地付近や、中央部の49次、政庁南方の54次・57次の各調査地(第4図)において、複数棟が群を成して存在することが知られている。その一例として、1次の南約120mに位置する54次<sup>17</sup>で検出された建物群を紹介しておく(『年報15』)。

54次の9棟の場合、ひときわ大きな6本柱の掘立003を中心として、各建物の長軸線の方向角が真北から東へ102°～108°の範囲で揃う形で群を形成している。群は南北にある程度の幅をもった東西方向の帯状に展開しており、北の57次と西隣の26次調査地にも延びる。群の中には、重複して建てられたものが複数認められることから、ある程度の時間幅をもって存在したことは確実である。弥生時代前期末から中期の初めころに属する穴蔵と考えている長方形の土坑と切り合い関係にある建物も見つかっているが、正確な先後関係は判明していない。これらの建物と穴蔵の方向角には、一定の共通性を読み取ることができることから、弥生時代のある段階に、収納のための施設が穴蔵から高床の倉に転換することを示す現象ではないかと考えた。『年報15』を執筆した平成15年時点では、これらの建物を弥生時代のものと捉えていたが、平成20年6月に行われた樽味四反地遺跡における大型建物群とその関連施設に関する整理作業とともに、弥生時代後期から古墳時代前期前半ころを中心とする時期に属する可能性が高まったと判断している。その分布についても、樽味遺跡群に加えて道後城北遺跡群、西石井遺跡等においても存在が確認されていることから、松山平野北部の主要な集落遺跡においては、当該時期の普遍的な施設として認定できる様相が濃厚である。なお、樽味高木遺跡9次調査地<sup>18</sup>と西石井遺跡2次調査地<sup>19</sup>で各1棟、6本柱構造の建物が検出されていることから、久米高畠遺跡54次調査地における群の構造との関係から注目している。

造営尺の視点からみると、54次の掘立003は桁行2間で7.20m・36小尺、梁行1間で2.80m・14小尺、1小尺=0.2000mで設計されたものと想定している。この尺長は、樽味四反地遺跡6次調査で検出された大型建物の0.206～0.208mのものに比べて短く、これまでに考えてきた松山における尺度の歴史に照らして古い段階のものと判断している。20cmという尺長に関しては、中国の歴代王朝における尺度の変遷を参考にして、1尺=0.240m程度とされる魏の基準尺の小尺にあたると考えている(第132集・135集)。本節においても、可能な範囲で造営尺の視点から、これらの建物に対する評価付けを試みる。

加えて、1次における成果の中で注目しておきたいのは、これらの建物と土坑との関係である。

SK17、SK18、SK19、SK21など、多数の長方形土坑の方向性が、4本柱建物と共に直交する状況が認められている。両者が近接あるいは部分的に重複する点についても、54次における状況に酷似している。土坑については後で報告するが、出土遺物から時期について具体的に言及できる例が少ない事情は54次と変わらないことから、収納形態の変遷に具体的に迫ることは、現在でも困難である。



第32図 南東部の建物配置

**SB31** [第33図] 官衙の建物である SB3 と SB2 の間に位置する 4 本柱構造の掘立柱建物である(第10図)。桁行 1 間(約2.9m)、梁行 1 間(約2.0m)、方位は真北から東に10° 東へ振っている。4 基の柱穴はすべて SB3 と SB2 の柱穴に切られている。柱穴の直径は0.5 ~ 0.8m程度とみられる。

造営尺による検討は、特に建物東部における柱位置の特定が困難であるため厳密には無効であるが、次のように考えている。

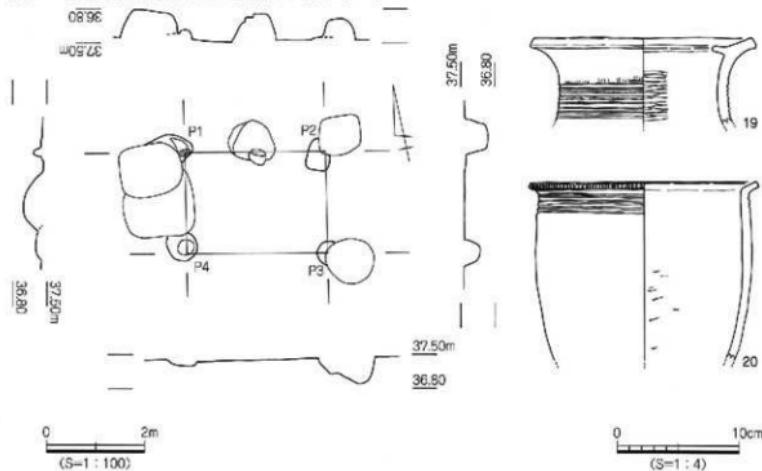
一辺長の比を 15 : 11、1 尺 = 0.191 ~ 0.193m 程度と考えた。54 次の掘立003 (p.52) と同様の尺長を適用して、長辺 14.5 尺、短辺 10.5 尺(1 尺 = 0.200m) と考えることも可能ではあるが、古い時期の遺物が出土していることも参考にして、より古い(短い) 尺長で理解することが妥当と判断した。この尺長は、1 尺 = 0.233m とされる前漢時代の大尺に対する小尺の寸法と同程度かやや短いものと評価されることから、弥生時代前期末から中期の初めころとする遺物の年代観とも齟齬をきたさないものと考える。

なお、この建物は、当遺跡群において弥生時代前半段階に比定される初めての掘立柱建物<sup>③</sup>ということになる。以下、報告するこのほかの建物に比べて長短比の差が少なく、平面形状が正方形に近いこと、も、弥生時代の終りから古墳時代の初めころの建物と異なる位置付けを必要とすることを示しているのかもしれない。

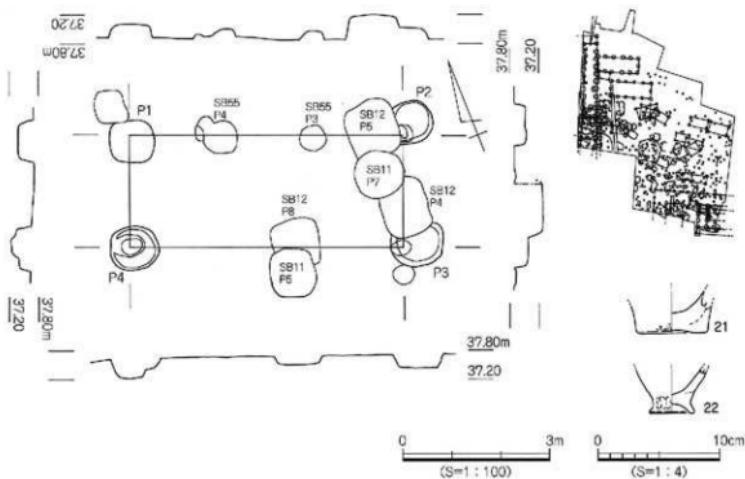
出土遺物 北東角の柱穴(P2)から、弥生土器の壺と壺が出土している。

19 は口縁部内面に高さのある突帯が施された壺で、頸部内面は横方向にミガキ調整がされている。頸部外側には横方向に平行沈線が施されている。20 は口縁端部に刻み目、頸部に 5 本の沈線が施された壺である。

時期 19 と 20 は、ともに弥生時代前期末から中期初めころの土器であることから、この時期を上限とすると考えられる。造営尺による検討でも、前漢の小尺を適用すると一辺長を整数で表せることも、この建物を古く考える上で支障にはならない。



第33図 SB31



第34図 SB30

**SB30** [第34図] 調査区南東角、政庁南東官衙の中心的な建物のひとつであるSB12の北西角付近に位置する4本柱構造の掘立柱建物である。

桁行1間(5.62m)、梁行1間(2.29m)、方位は真北から116.5°東へ振っている。北辺を3等分する位置に小柱穴が2基存在しているが、これらはいずれもSB55など他の建物の柱穴であって、この建物に関係するものでないことが判明している。柱穴は長辺0.9~1.1m、短辺0.8~0.9m程度の隅丸方形ないし不整円形で、深さは0.3~0.4m前後を測る。柱位置について、3本まで大まかに決めることができるところから、造営尺による分析も有効と判断した。

造営尺について検討した結果、長辺を27尺、短辺を11尺、1尺=0.2081~0.2082mと考えた。一辺長の比率は10:4に近くなる。長辺から短辺の寸法を2倍した数字を引いた長さ(1.04m)を5尺と考える。

**出土遺物** 北東角の柱穴P2から弥生土器の底部が出土している。

21は底面が僅かに輪高台状に窪む形に仕上げられている。22は後期後葉以降の小型の甕か鉢の底部である。屈曲部外面には指頭圧痕が残る。手づくねに近い仕上げがされている。

**時 期** 22の存在から、弥生時代後葉から後期末葉ころを上限とするものと考える。造営尺から推定される時期としては、0.208mという寸法を魏の小尺(0.200m程度)より確実に長いものと評価して、西晋ないし東晋以降とするのが妥当であると考える(第135集第IV章)。したがって、古墳時代前期前半ころの可能性も想定しておく必要があると判断している。

**SB17** [第35図] 調査区南東部、政庁南東官衙の中心的建物であるSB13の階段覆屋の北約7mに位置する4本柱構造の掘立柱建物である。

桁行1間(4.03m)、梁行1間(2.01m)、方位は真北で東へ103°振っている。南辺の柱筋上に小柱穴が1

基かかっているが、建物との関係は不明である。柱穴は、 $0.65 \times 0.5m$ ないし  $1 \times 0.8m$ 程度の隅丸長方形ないし不整形で、4基とも建物の長辺方向に細長く掘り込まれている。また、4基とも柱位置と思われる位置に柱のあたり部分の痕跡が記録されているほか、柱痕跡ないし抜き取り穴と考えられる土層が観察されていることから、ある程度高い確度で復元案を提示することができると評価している。

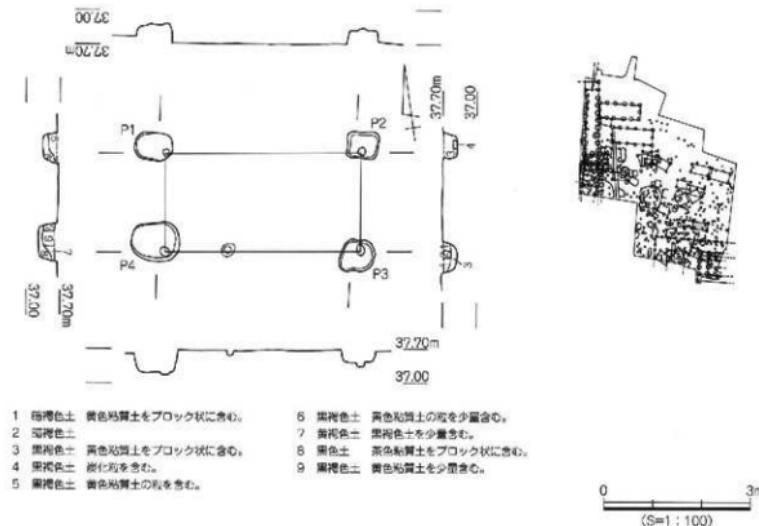
前述の状況から、造営尺による分析は十分に有効であると考える。東西長4.03mを20尺、南北長2.01mを10尺、1尺 = 0.2010 ~ 0.2015mと考えた。一辺長の比率は2 : 1になる。誤差を伴う数値ではあるが、一辺長が2mあるいは4mを超える長さに復元されることは、この建物の造営尺の尺長を考える上で非常に重要で、1尺の寸法が20cmを確実に超える数値であることを示す現象と捉えている。

**出土遺物** 遺物の有無も含めて、記録から確認することはできなかった。

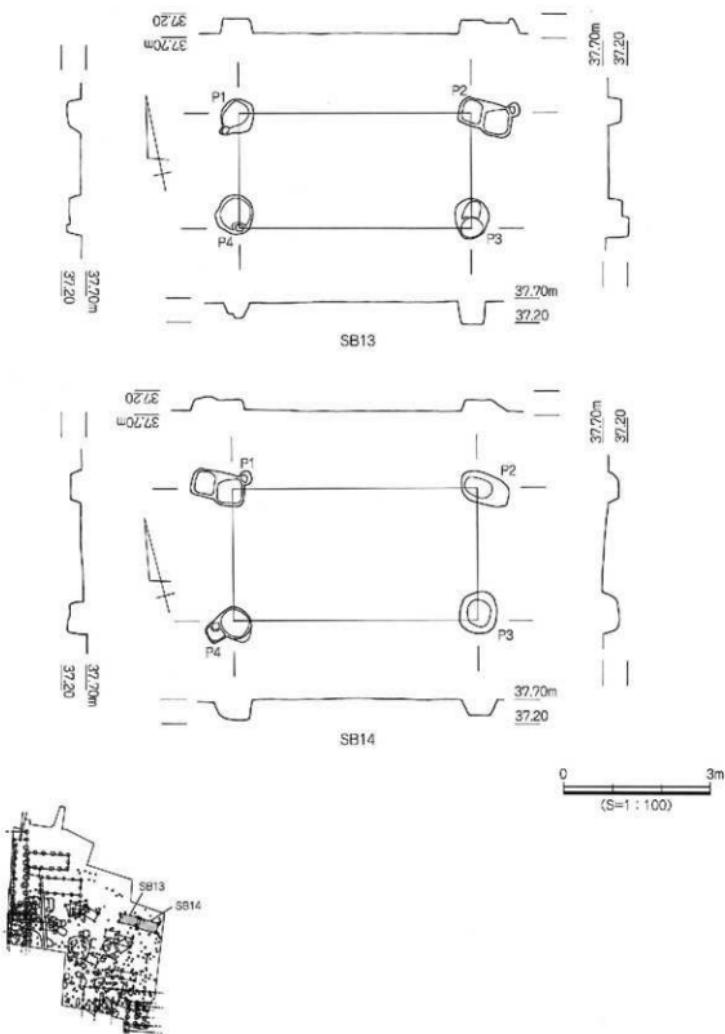
**時期** 第135集の総括にて提示したとおり、中国において1小尺が20cmを僅かに超える程度の寸法である時期は、魏の時代に対応すると考えている。したがって、造営尺から判断する限りにおいては、この建物は弥生時代後期でもその後半段階以降に存在した可能性が高いのではないかと想定する。

**S B13** [第36図] 調査区北東角に位置する4本柱構造の掘立柱建物で、同様の形態のS B14と柱穴が重複関係にある。柱穴は不整形ないし不整円形で、1か所を除いて柱位置を特定することはできない。桁行1間(4.76m)、梁行1間(2.36m)、方位は真北で東に106.5°振っている。

仮に復元した柱筋について、その寸法を造営尺に基づいて検討したところ、長辺を24尺、短辺を12尺、1尺の尺長を0.1967 ~ 0.1983m程度と考える案を得た。柱位置を特定できることによる誤差が生じているが、概ね一辺長の比率が2 : 1に設定されたことに加えて、1尺の寸法が20cmよりも数ミリ程度



第35図 SB17



第36図 SB13・SB14

小さい値であったことの2点はある程度確かな事柄であろうと評価している。

出土遺物 全く出土していない。

時期 造営尺の尺長から判断する限り、後漢ないし魏の各王朝に平行する時期のものと考えられる。弥生時代後期全般を想定しておきたい。

**SB14** [第36図] SB13の東に接する4本柱構造の掘立柱建物で、北西角の柱穴がSB13の北東角柱穴と重複している。調査時の記録の中に、SB13の柱穴に切られた状態を認定しているものがある。桁行1間(5.03m)、梁行1間(2.72m)、方位は真北で東へ110°振っている。柱穴は0.7×0.6mないし1×0.6m程度の不整形で、深さは0.2~0.45mを測る。

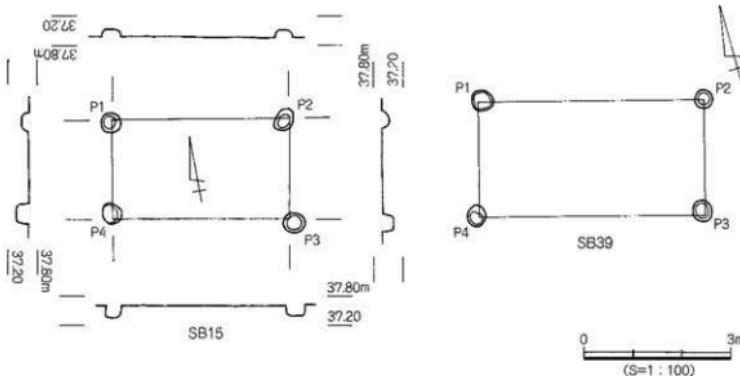
SB13に比べてひとまわり大きいことから、長辺を26尺、短辺を14尺に復元した。長短比は2:1にはならず、やや幅広の平面形状になる。想定される尺長は0.1935~0.1943m。

出土遺物 全く出土していない。

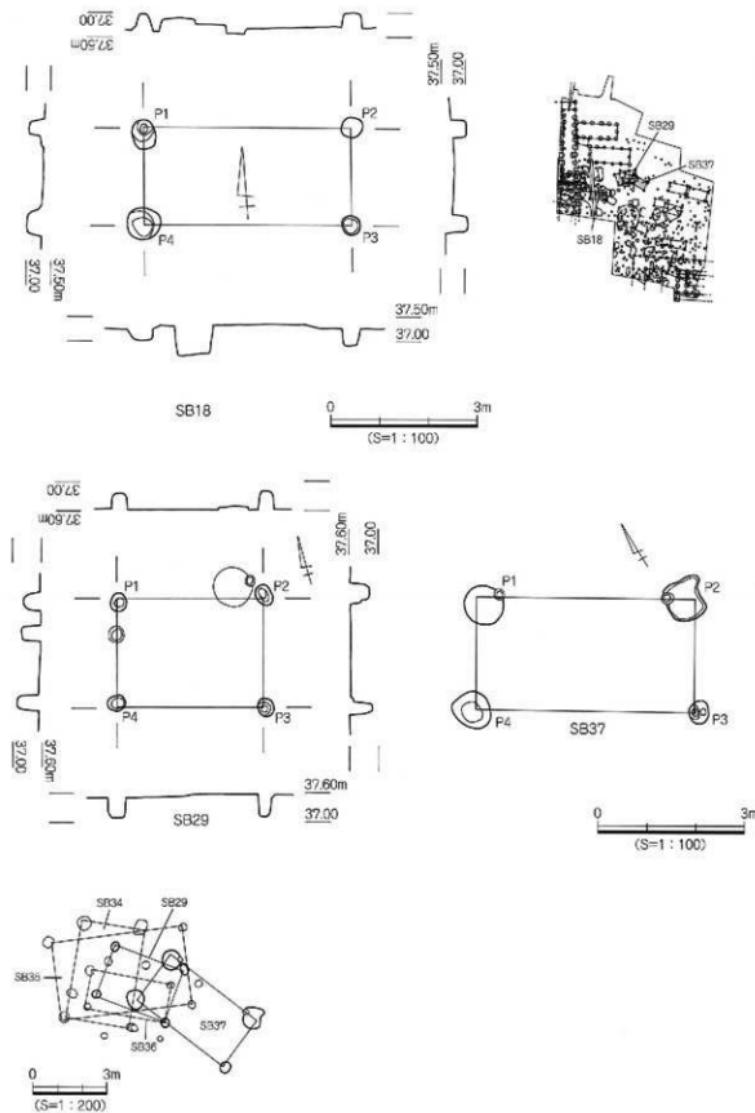
時期 SB13の造営尺に比べていくらか短い尺長である点については、この建物の時期が古い段階であることを示す可能性も残されていると考える。しかし、柱穴同士の切り合い関係も踏まえると、多少の尺長の差が時期差を忠実に現わすものとは限らず、建築にあたった工人の違い等の要素も考慮に入れる必要があることを示していると考えられる。造営尺の寸法に関しては、前漢時代の小尺の領域に一致すると判断しているが、その立地や方位の特徴から、SB13との密接な関係が想定されることから、時期の評価はそれに準じるものとする。

**SB15** [第37図] SB13の南西に隣接する4本柱構造の掘立柱建物。桁行1間(3.64m)、梁行1間(2.04m)、方位は真北で東へ105°振っている。次に報告するSB39と重複関係にある。柱穴は直径0.35~0.4m前後、深さは0.15~0.25mを測る。

長辺を18尺、短辺を10尺と考え、1尺を0.2022~0.2040m程度に復元した。柱位置が定まらないことによる誤差が生じているが、設計上、短辺長の2倍の尺数から2尺分を引いた長さを長辺の寸法とした



第37図 SB15・SB39



第38図 SB18・SB29・SB37

ものと考えている。この考え方は、SB14と共通である。ただし、造営尺の尺長はSB13に近いものであって、SB14に比べると1cm近く長いなど、違いも認められる。また、柱穴規模がSB14と比較すると明らかに異なることから、使用された材の長さや太さに違いがあったことが予想される以上、同一目的で設けられた収納施設ではなく、収納物が異なる可能性も想定する必要があると考えられる。

**出土遺物** 全く出土していない。

**時期** 造営尺が長いことを重要視すると、古墳時代前期前半段階も含めて考える必要が生じる。

**SB39** [第37図] SB13の南に隣接する4本柱構造の掘立柱建物である。SB15と重複関係にある。SB13と比べて平面規模が若干小さいほか、柱穴はかなり小規模なもので構成されている。桁行1間(4.63m)、梁行1間(2.35m)、方位は真北から東へ110.5°振っている。長辺を24尺、短辺を12尺、1尺=0.1929～0.1958m程度に復元した。北に建つSB13と同様、長短比は2:1であるが、造営尺が若干短いことから全体規模は僅かに小さい。同じ場所で重複関係にあるSB15と比較すると、造営尺の尺長に1cmほどの差が存在することに加えて、一辺長の比率に対する考え方にも違いが認められる。

**出土遺物** 全く出土していない。

**時期** 造営尺の尺長がSB14とほぼ共通であることから、ある程度の同時性を想定可能である。一方、SB14の西に接するSB13と柱筋が崩す事実から、これとの同時性も考えたが、冒頭で説明したように、平面規模の僅かな差異を造営尺の違いに求める以上、完全な併存関係にあるとみなすことにも無理があると考える。現状ではSB14と同じ段階に属する可能性を想定しておく。

**SB18** [第38図] 調査区西部に位置する4本柱構造の掘立柱建物である。SD1に接している。桁行1間(4.26m)、梁行1間(1.98m)、方位は真北から東へ99°振っている。柱穴は中規模以下の凸形である。

短辺を10尺(1尺=0.1980m前後)と考えて、長辺を近似する尺長を21.5尺に復元した。柱穴規模が小さいため、大幅に異なる柱筋を想定することも困難であることから、長短比が2:1を超える比率になることは間違いないと考える。

**出土遺物** 全く出土していない。

**時期** 造営尺による成果を参考にして、弥生時代中期を上限とする時期に位置付ける。

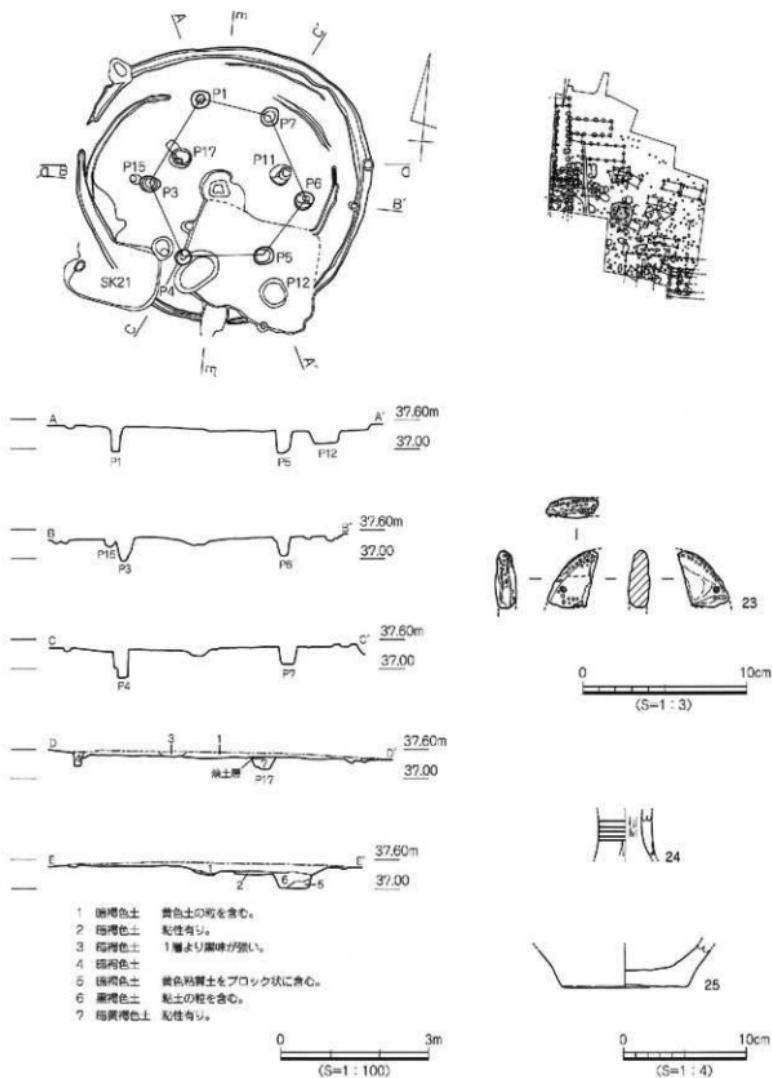
**SB29・SB37** [第38図] ともに、調査区中央付近で1本柱構造の建物が多数群れている場所の建物である(第32図)。SB29は『年報I』の図に記載されているが、SB37は本書作成時の再整理に伴って新たに認定した建物であるため、情報不足から柱穴の断面図の提示はできない。

### (3) 積穴住居

**SB1** [第39図] 調査区中央の南西角近くで検出された弥生時代の円形積穴住居である。

直径は東西方向で約5.7m、南北約5.5mを測る(いずれも周壁溝の心地距離)。内側に別の周壁溝が存在するが、建て替えに伴うものか、あるいはこの住居の構造に関わりがあるものかわかつていない。柱穴は6本とみられる。ただし、その配置は均整のとれた六角形にはなっていない。

周壁溝の規模は、掘りかたの上端で幅0.1m強ないし0.35m、深さは0.1～0.15m程度、柱穴規模は、直



第39図 SB1

径0.3～0.4m、深さは住居本体の掘りかた下面から0.35～0.6mを測る。

なお、中央付近に土坑状の掘り込みがある(B-B')。直径0.8m、深さ0.1mほどのこの部分は、が跡である可能性も考えられる。ただし、記録上、これを炉跡とする所見はみあたらない。

出土遺物 弥生時代の遺物が出土している。

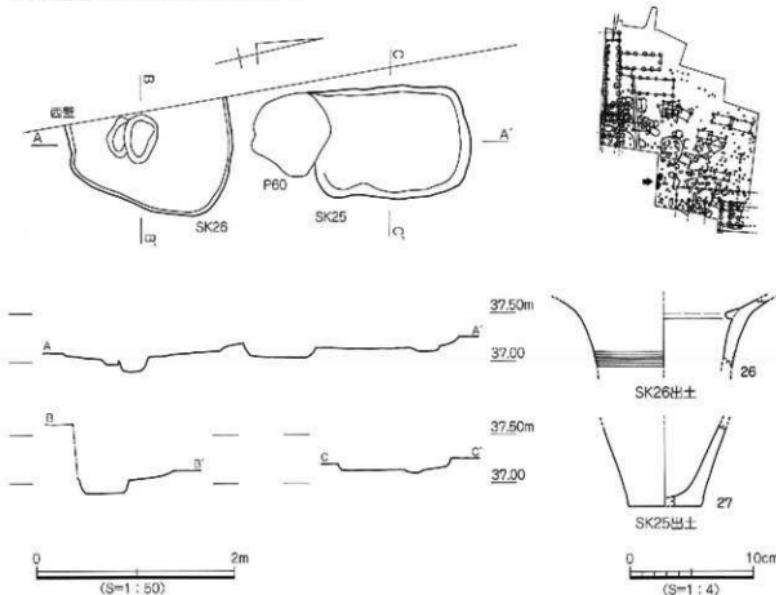
23は分鋼形土製品の耳から頭頂部にかけての破片である。この住居から出土したものに間違いはないが、具体的な出土状況は不明である。繩かな刺突によって頭髪ならびに眉の表現がされている。1か所だけやや大きめの刺突によって穴が貫通している箇所がある。これは耳の表現と考えられている。

24は、いわゆる矢羽根状の透かしが施された高壺の軸部の破片である。矢羽根の切り込みの先端部に関しては貫通していない。胎土中に細かな金雲母と考えられる鉱物の粒が多く認められる。25は弥生土器の底部である。胎土中に石英や長石の粒を多く含んでいる。

時期 山土遺物から、弥生時代の中期後半ころの住居と考えられる。

#### (4) 土 坑

**S K25・S K26** [第40図] 調査区南部の西堀沿いに近接して掘り込まれた土坑である。隅丸長方形のSK25の軸線は、真北から東に18.5°振っている。この方位は、弥生時代の高床の倉であると考えている4本柱構造の掘立柱建物と共に通である。



第40図 SK25・SK26

出土遺物 26は口頭部内側に突帯を貼り付けて文様としたものである。

時期 26が出土したSK26に関しては、弥生時代前期末から中期の初頭ころに属するものと考えられる。SK25についても、周辺に展開する多くの長方形土坑と同様、これと同じ時期のものと推測される。

**SK14** [第41図] 調査区中央南西寄りに位置する弥生時代の土坑である。4本柱構造の掘立柱建物であるSB18の東に接している。

一辺2.4m×1.8mの長方形で、深さは0.15mを測る。底は平らに仕上げられている。

出土遺物 弥生土器の底部が1点出土している。28の外表面は、縦方向の刷毛目調整が施されたあと、磨きに近い丁寧な撫で調整が行われている。底部内面は指頭によって強く撫でつけられており、中央部は薄いつくりに仕上げられている。

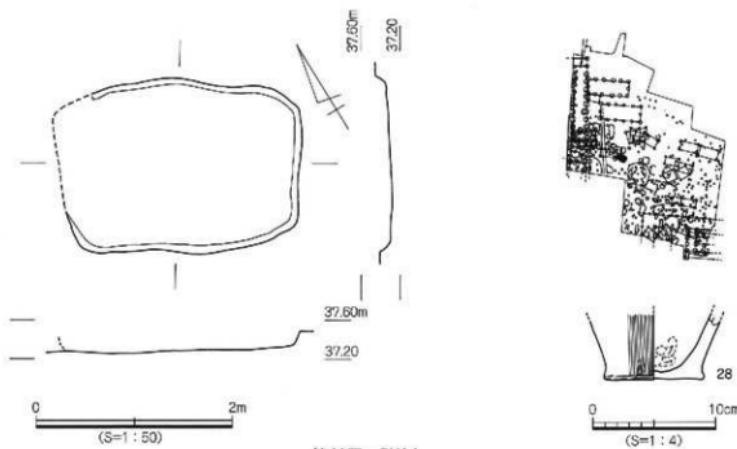
時期 28の存在から、おそらく弥生時代前期末から中期ころのものと考えられる。

**SK15・16** [第42図] 調査区の中央部で、竪穴住居SB1の北に接している2基の土坑である。SK15は隅丸方形に近い不整円形の土坑で、直径1m前後、深さは5cm前後、SK16は一辺1.9×1.6mの台形に近い不整長方形で、深さは0.25mを測る。ともに底は平らに仕上げられている。

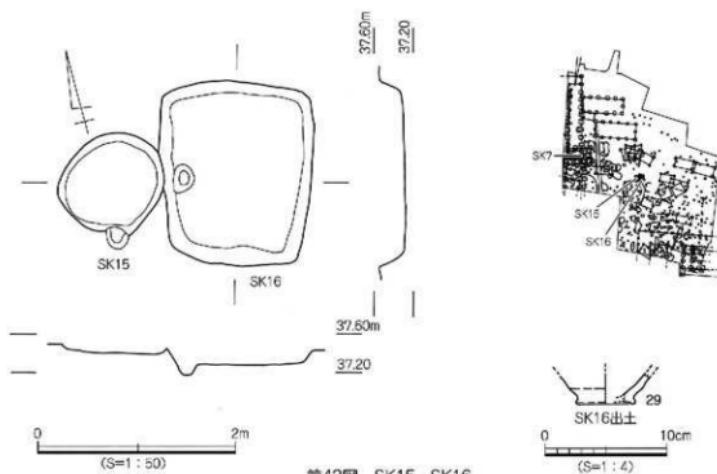
出土遺物 29は弥生時代後期の鉢の底部である可能性を想定しているが詳細は不明である。

時期 出土遺物からは決めかねるが、ほかの前期末中期初頭の長方形の土坑に比べて正方形に近い平面形状であることと参考にすると、後期のものである可能性も考えられる。

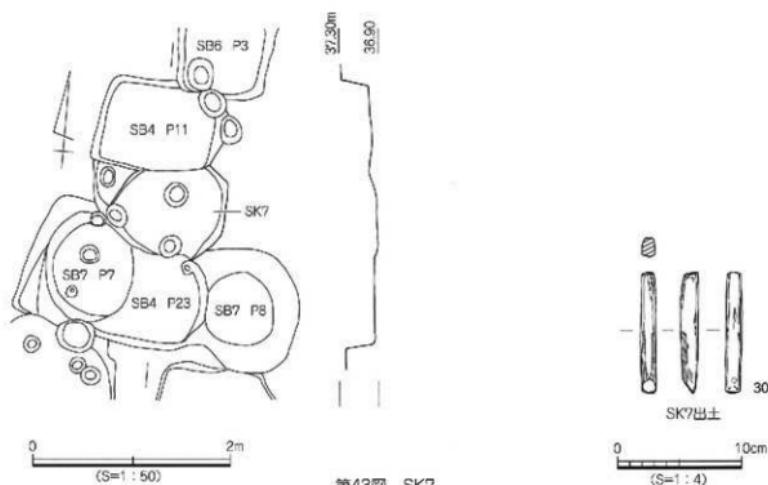
**SK7** [第43図] 宮術の建物であるSB4、SB6、SB7の柱穴に近接して掘り込まれた土坑である。直径1.1ないし1.5m程度の不整円形の土坑とみられるが詳細は不明である。



第41図 SK14



第42図 SK15・SK16



第43図 SK7

**出土遺物** 柱状片刃石斧30が出土している。地元の結晶片岩で作られた細身のものである。

**時 期** 弥生時代前期末から中期ころにかけての時期に属する可能性が高いと考えているが、詳細は不明である。

**SK18** [第44図] 調査区中央部に位置する浅い土坑である。一辺3.2×1.8m、深さ0.1m弱の隅丸長方形で、短辺の掘りかたが、くの字状に外へ膨らんでいる。これは、久米高畠遺跡24次調査等で認められた大型の穴藏における特徴と一致している(『年報Ⅳ』p.64)。方位は真北で東に19°振っており、この土坑の北に隣接する4本柱構造の掘立柱建物の軸線に対して直交する。

出土遺物 出土していない。

時期 遺物が無いため不明であるが、過去の周辺における調査成果を総合すると、弥生時代前期末以降の穴藏であることは間違いないと考えている。

**SK17・SK19** [第45図] ともに調査区中央部に位置する隅丸長方形の極めて浅い土坑である。SK17は、東辺の一部を試掘確認調査のトレンチによって削られている。いずれも底は平坦である。

SK17は長辺2.55m、短辺1.5m、深さ0.1m弱で、方位は真北から東に15°振っている。

SK19は長辺1.95m、短辺1.32m、深さ0.17mで、方位は真北から東に27°振っている。SK19の中央部に掘り込まれた2基の小柱穴は、この土坑とは無関係の後世のものと考えられる。

出土遺物 両土坑とも出土していない。

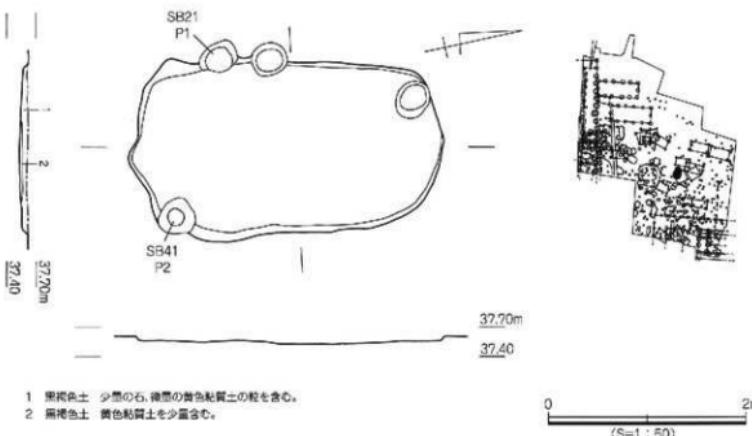
時期 規模と形状、方位の特徴等から、弥生時代前期末から中期初頭ころの穴藏であると考える。

**SX1** [第46図] 調査地中央西寄りに位置する不整形な土坑である。調査時に、切り合い関係にあるSK2などの典型的な穴藏の形状と異なることから、性格不明の遺構として扱われたようである。

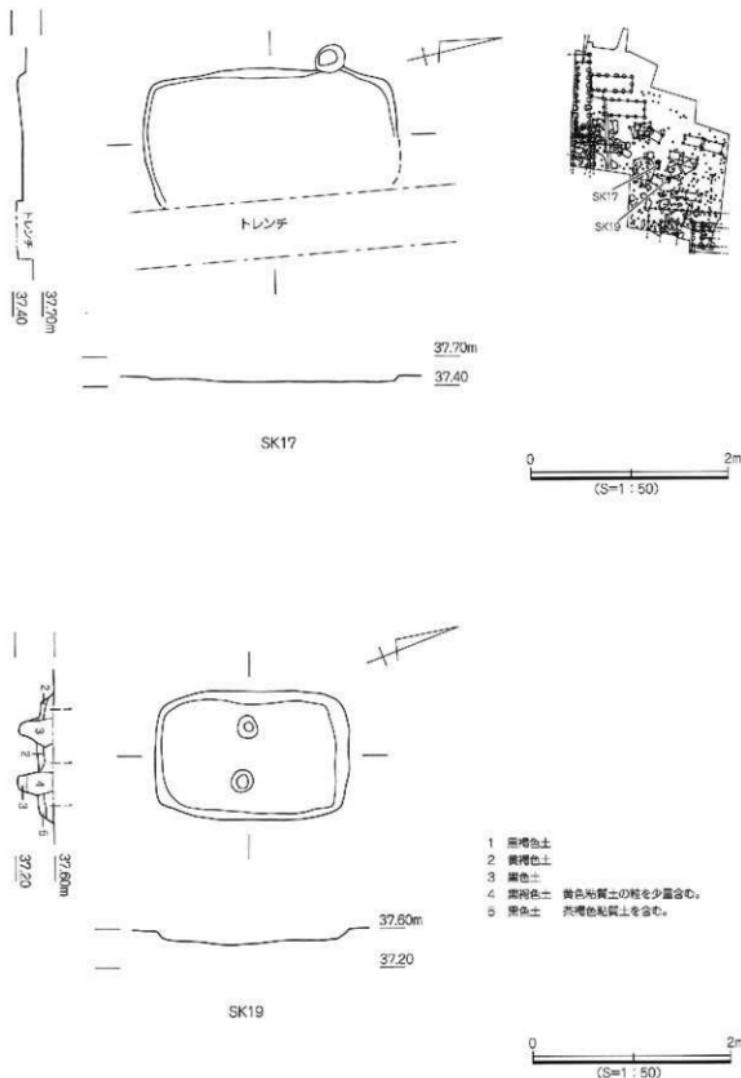
長辺約3.7m、短辺約1.3mの不整長方形で、深さは記録が無いことから不明である。

出土遺物 弥生土器の底部31が出土しているが、重複するSK2からの混入品である可能性も否定できない。

時期 不明である。



第44図 SK18



第45図 SK17・SK19

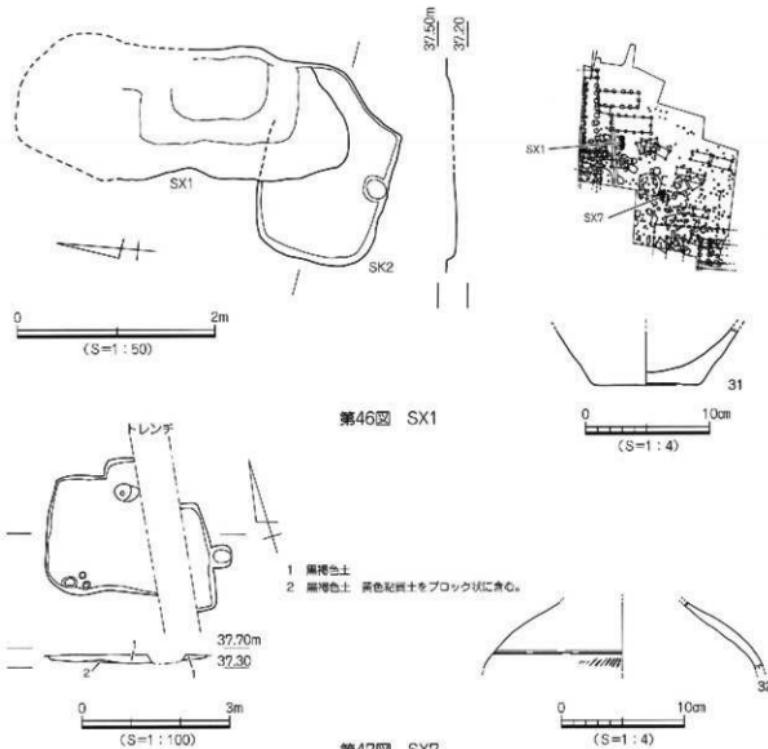
**SX7 [第47図]** 調査区中央部南寄りに位置する不整形な土坑である。試掘トレンチによって切られていることからよくわからないが、複数の造構が重複している可能性も考えられる。

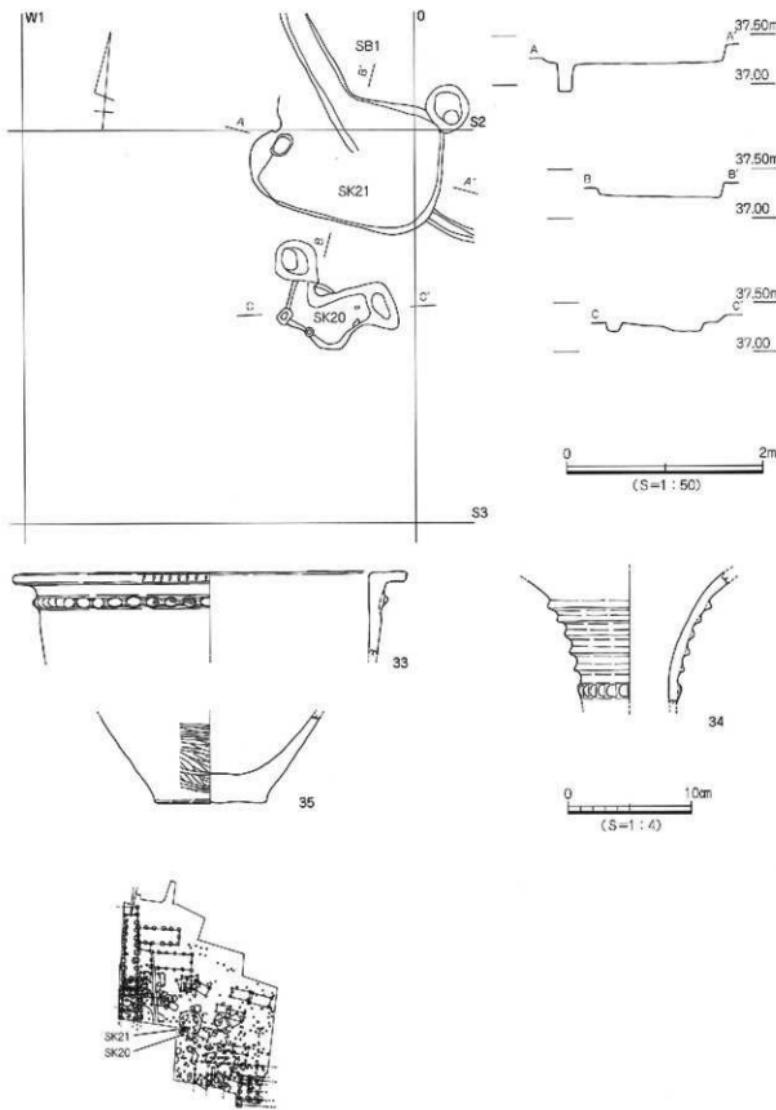
規模は、長辺3.36m、短辺2.46m、深さは17cm、方位は真北から東へ約119°傾っている。

埋土の土色は、弥生時代のものと比較して黒味が強いもので、古墳時代の上であろうと考えている。

**出土遺物** 32は須恵器の壺である。I期政府の建物であるSB4からこれと似たものが1点出土しているが別個体である(第16図、1)。幅広で浅い沈線が1条と、その下位に斜線文が施される。須恵器片には、「SK15 No.3 851228」と注記されているが、後に遺構番号の振り替えが行われたものと判断している。番号の振り替えを行ったものの、遺物の注記の修正がされなかつるものである。このような事情から、遺物が実際に出土した地点の特定が困難な事がある中で、出土位置の特定が可能な数少ない遺物である。

**時期** 古墳時代後期から終末段階の造構と考えられる。官衙施設に隣接することから、その関連造構である可能性も十分にある。





第48図 SK20・SK21

**S K20・SK21** [第48図] 調査区中央部、堅穴住居である S B 1 の南西に重複する位置に掘り込まれた土坑である。

S K21は長辺1.95m、短辺1.84m、深さ0.15m程度の規模の隅丸方形で底は平坦である。方位は真北から東へ106°振っている。周辺に展開する隅丸長方形の土坑と同様、弥生時代の穴藏であると考えている。

S K20は不整形な小型の土坑である。弥生土器の33～35は、この土坑が位置する S 3-W 1 グリッドから出土したものであるが、本来、この土坑に属す遺物かもしれない。

**出土遺物** S K21の出土遺物は確認されなかった。33～35は S 3-W 1 グリッドから出土したもので、S K20との関係が想定される遺物である。いずれも弥生時代中期ころのものである。

**時期** S K21は弥生時代前期末から中期初頭ころ、S K20は中期を上限とする遺構である可能性が高いと判断している。

## 第8節 まとめ

### (1) 4本柱構造の高床倉庫から抽出される造営尺に対する評価

当遺跡群において、しばしば群をして展開する傾向が強い4本柱構造の掘立柱建物について検討した結果、その多くが弥生時代後期から古墳時代の前期前半ころに属する可能性が高いと想定するに至った。時期を示す遺物としては、S B 30出土の22(第34図)が唯一であるが、造営尺の検討から、当該時期と推定される尺長が多数抽出されたことから、その可能性が高いものと判断している。

考古学本来の考え方や手法に照らして評価すると、僅かな遺物によって多くの遺構の年代を推定する根拠の希薄な議論にも見えるが、これまで「出土遺物が無いことから時期は不明」、あるいは「弥生時代前期末の遺物が出土していることから、それ以降としか言えない」としてきたこの種の遺構を考える際の新たな着眼点として造営尺の考え方<sup>21</sup>を提示できた意義は大きいと考える。

造営尺を検討する上で重要な、柱穴を結ぶ柱筋のラインの設定方法については、第132集の総括にて簡単に説明した通りである。今次の調査のように、柱穴の断面記録や検出時の柱の抜き取り穴の記載が無い古い時期の調査記録であっても、この考え方に基づいて作業を行えば、本章にて提示したように、造営尺の問題にある程度のところまで迫ることができるものと評価している。

ただし、僅かな尺長の違いをもって、どの程度まで遺構の時期差を説明可能なのか、という点の検証は未だ不十分と言わざるを得ず、今後の課題であると認識している。その一方、考え方の「ものさし」を得たと考える以上、今後の発掘調査のあり方や情報の分析手法、あるいはその提示方法等に対して、今後とも、積極的に発言していきたいと考えている。

最後にひとつだけ確認しておきたい事がある。

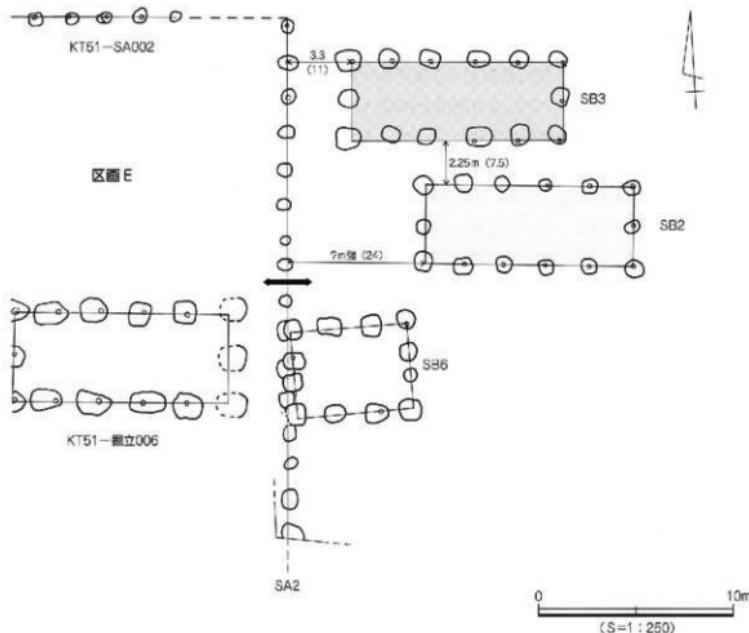
本章で展開した各時代の遺構に関する造営尺の検討は、真に考古学的な手法<sup>22</sup>に基づく作業の結果得られたものであることを確認しておく。土器編年と遺構の重複関係の認定にのみ絶対的な判断基準を見出してきた従来の考古学の考え方では、決して知り得ない世界が存在したことを明らかにすることができる手段のひとつとして、造営尺による分析が有効であることを強調するものである。

## (2) SB3からSB2への移築の可能性

政府東辺付属舎1(SB4)に隣接して建てられる2棟のよく似た規模形状の掘立柱建物について比較検討した結果、北のSB3から南東のSB2への移築を想定するに至った。

SB3とSB2の平面規模が、誤差程度の数値の差はあるものの共通であることに加えて、両者を構成する柱穴の大きさを比較した場合、SB3の方がひとまわり大きくて深いことについては、既に報告本文中で述べたとおりである。また、SB3の建設位置について、遺跡群Ⅱ期の区画E北東角(SA2北端)から南へ1間の場所に決められたことを指摘し、この建物の建設は区画Eの出現後であると想定した。

移築後の建物と考えたSB2の位置に関しては、SA2から東へおよそ7m強を測ることから、Ⅲ期の短めの尺長による24尺(20大尺)と評価している。建物規模から割り出した造営尺と建物の位置決定に使用された造営尺が異なることが、今回の移築案を説明するうえで重要な点である。Ⅱ期に造られた建物の移築先を決める際に、Ⅲ期の造営尺を用いて距離を測ったと解釈した。なお、両建物の棟間距離(2.25m)については、1尺=0.3m程度の尺長で7.5尺とみれなくもないが、もともとこの距離では狭すぎて両者の併存は無いと考え、今回の移築という考え方の提示に至っている以上、特に意味のない数字なのかもしれない。



第49図 SB3とSB2の配置

移築後のSB2の位置は、その南辺を西へ延長するとSA2の北端から南へ7間日の柱位置に対応していることから、SB3と同様、SA2の存在が大きく影響していると考える。この位置は、第49図に示すように、区画E内部の掘立006の北辺から若干北にずれていることから、門が設けられていたのかもしれないと推測している。矢印で示した場所の両脇の柱穴の形状に、特にはかと比べて特筆すべき特徴は見当たらないが、人の動線を考えるとあり得ることではないかと考える。

なお、SB2南西角とSA2との間の距離が24小尺すなわち20大尺であることから、この建物の移築が行われた段階は、距離の計測や建物の位置決定に大尺が使用されていた時期であると考えている。平城宮や隣接する長屋王邸における研究から、奈良時代初めの養老年間（西暦710年～720年ころ）には、大尺による建物位置の決定と小尺による個々の建物設計が行われていたことが知られている。これを参考に、SB2の移築が、大尺の使用が停止される8世紀後半ころまでに実施された可能性があるのではないかと想定している。

本書では、このほかに政庁南東官衙北西角の3棟の建物について、施設が造られた初めの時点において他所から移されたものである可能性を指摘した（p.42）。その際にも、Ⅰ期の造営尺による建物を、施設建設段階のⅡ期の造営尺によって割り付けている状況を捉えて、移築とみなす根拠としている（第IV章総括ほか）。

このように、造営尺に視点を置くことによって、建物本來の規模形状を正確に復元し、遺跡群における施設の変遷を細かく知ることが可能となるのである。造営尺という分析手段を得たことによって、僅かな出土遺物では判断がつかなかった事柄であっても、解決できる場合もある<sup>22</sup>ことを強調しておきたい。

### （3）政庁東辺付属舎2増設の意義

政庁東辺付属舎1のすぐ南に、東辺一本柱列を廃して設けられる東辺付属舎2（SB7）の存在は、政庁の出現とその後の変遷を考える上で非常に重要な事項であると考える。政庁が7世紀後半に存在した可能性について第135集にて既に指摘したが、完成後の政庁東辺一本柱列の一部を壊してSB7が設けられる事実が明確にされたことによって、政庁の継続期間にある程度の時間幅を設定することが可能となった意義は大きいと評価している。

なお、東辺付属舎1南側の東辺一本柱列のみをSB7によって置き換える一方、正殿をはじめとするこのほかの政庁関連施設では建て替えの痕跡が一切確認されていないことは、SB7の出現が、板張の劣化を補うといった物理的な理由で行われたものではなく、役所施設としての機能面で必要に迫られたことであった可能性を示唆するものと考えている。

この点については、第IV章の総括において、SB7の規模を推定し、施設を構成するほかの建物と床面積を比較する過程を通じて改めて確認する。

#### 注

- 橋本 雄一 2006 「史跡久米官衙遺跡群調査報告書」松山市文化財調査報告書111 松山市教育委員会ほか
- 橋本 雄一 2009 「史跡久米官衙遺跡群調査報告書」3 久米高畠遺跡47次・51次調査－政庁の発掘調査1－ 松山市文化財調査報告書135 松山市教育委員会・財團法人松山市生涯学習振興財團埋蔵文化財センター（※以下、松山市関係のものについては、叢書・刊行機関を省略する。）

3 前掲注1・注2文献等で言及している。

- 4 完掘時に高密度で遺構面のレベルを記録していることから、かろうじて各遺構のエレベーション図を復元することができた。第14図、17図等、土層の記録が無い部分については、この方法で作図した。
- 5 前掲注1文献参照。
- 6 遺跡群Ⅱ期の造営尺(1小尺=0.304m前後)で造られている。
- 7 前掲注1文献参照。
- 8 前掲注2文献参照。
- 9 前掲注2文献参照。
- 10 前掲注2文献にて政府の主要建物の構造を比較する際に着目し、建物規模と柱穴の平面規模の割に柱穴の深さや柱の根入れが浅いことから、正殿が基壇建物であった可能性に言及している。
- 11 特別に長い尺長のⅢ期に比べて短くなるという意味であって、歴史上の長尺化の傾向に反する評価ではない。
- 12 前掲注2文献にて提示したように、S B 2 に基壇が付いたとしても柱穴の大小の差を説明することは可能である。柱の根元を切ることによって、建物の高さが低くなる問題も多少解消できるかもしれない。
- 13 本章末尾のまとめの節にて、S B 2 の移築が、奈良時代初めの老年間以前に行われた可能性について、造営尺の視点から言及している。
- 14 掘出時の切り合い関係を記録した平面図には、S B 6 が S A 2 より後出することが明確に記されている(第19図)。
- 15 前掲注1文献参照。
- 16 史跡久米官衙遺跡調査検討委員会の席上、提示された案のひとつである。
- 17 横木 雄一 2004 「久米高畠遺跡54次調査地」[松山市埋蔵文化財調査報告書]15 松山市教育委員会ほか
- 18 加島次郎編 2007 『市道柳原講辺道改修工事に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書』松山市埋蔵文化財調査報告書  
117 松山市教育委員会・財團法人松山市生涯学習振興財團埋蔵文化財センター
- 19 宮内慎一編 2005 『東石井遺跡・内石井遺跡』-1・2・3次調査地 - 松山市文化財調査報告書第112集
- 20 松山において、堅穴住居以外の建築物で、この時期のものと認定できる遺構は知られていない。当時の貯蔵形態としては、火葬が中心であったものと考えられる。したがって、今後、松山周辺において、遺構から前漢にまで遡る造営尺が抽出される可能性は低い。弥生時代前半段階の遺構の分析から造営尺を検討する場合、北部九州などの事例が参考になると考えている。
- 21 弥生時代にまで遡る造営尺の真偽の程は別として、少なくともこの種の建物を建設するに当たっては、一辺長の比率が重要視されたことは間違いないと考える。建物の構造に歪みが生じている場合、収納物の荷重に加えて、強風や地震による揺れを受けると、ねじれ(回転運動)が生じて建物が倒壊する危険が増してしまう。これを防ぐために、建物を構成する主要な部材は、確実に角が直角で向かい合う辺長が等しい寸法の長方形に組まれていなくてはならない。したがって、我々は、遺構の形状(この場合は一辺長の寸法)や一辺長の比率に対して、何らかの基準なり法則の存在を認めるべきと考える。基準が存在しない限り寸法の寸法も決まらないし、柱穴を掘る位置も定まらない。我々の目の前にある遺構の形状が、そのような形状(長方形)に決められるに至った理由を正しく認識する必要がある。その最大の理由は、建物の機能にあると考えられる。「何を、どうしたいのか?」という明確な目的のもとで、期待される効果を発揮できる規模規格が選択されているはずである。規格と形状を決定するためには何らかの基準が必需で、我々はその存在を、一辺長の寸法の差や長辺の比率の中に読み取ることができると思うと考える。
- 22 柱の抜き取り穴の平面形状ならびに柱穴土層断面における抜き取り穴の識別から個々の柱位置を割り出し、遺物の四隅と桁や梁の中心線を決定する方法をとっている(第132集)。後復元作業は40~50分の1程度の第2原図上で行う。一連の過程は、真に考古学的手法に基づく作業であって、考古学に該当しないとする批判はあるならない。一方で、建物柱穴の断面図に土層に関する記載が一切ないものや、個々の上層に対して細かな注記が付されてはいるものの、その土層が何に由来するもののか、どのような意味をもつた土であるのか、全く見解が述べられていない。振りきることだけを日記に掲げた気の毒な報告書を覗見する。柱の抜き取り穴と柱の痕跡を的確に認識し、記録にとどめる技量を持たずに、遺構同士の重複関係を正しく見極めたり、そこから出土する遺物に正しい評価を与えることは到底できなはずである。古墳時代以前の構造物に対しても造営尺という視点を導入できるとする一連の見解は、旧来の日本の考古学の考え方では到底到達できない領域の話であって、從米の土器論を軸にした手法によって、これを論破することには無理があろう。無論、微調整は必要である。遺営尺の議論には、土器論者が活躍できる隙間が多くあることは確かである。真に考古学的な手法に基づいて新しい見解を提示している以上、考古学関係者による真に考古学的な視点に立った反応を期待する。
- 23 すべての地域、いずれの時代に対しても万能であるわけではない。分析対象に成る遺構が少なければ使えない。たとえば、これまでに用いてきた4本柱構造の方形堅穴住居の場合(第132集・135集)、松山においては弥生時代後期後葉以降に出現することから、それ以前の時期を対象としようとする際には、別の遺構に着目しなくてはならない。

## 第Ⅲ章 久米高畠遺跡 7次調査

### 第1節 調査に至る経緯とその後の経過

#### (1) 経緯

平成元年(1989年)1月10日、松山市道路建設課より、松山市南久米町553番地ほかにおける市道久米92号線の改良工事に伴って埋蔵文化財確認願が提出された(S63-117)。耕作地に接する道路の拡幅工事であったため、対象地は複数の敷地にまたがっており、遺跡発掘調査承諾書には569番地外6筆の計148m<sup>2</sup>との記載がある。確認願によると、工事は前年末の12月14日から既に着手されていたようである。したがって、工事と並行あるいは一部の作業の中斷を求める形で緊急に発掘調査に着手したもので、確認願の受付印に記された1月11日から試掘確認調査の扱いとされたことが、書類の余白に書き込まれた鉛筆書きのメモから読み取ることができる。調査期間は試掘確認調査と本格調査をあわせて1月11日から2月11日までの約1か月間と決められた。

なお、対象箇所について、「No127 来住庵寺跡」ではなく、その北の「No126 高畠遺物包含地」の辺縁部に立地することを再三にわたって確認したメモ書が添えられている。それまでの付近における発掘調査の多くは来住庵寺の領域で行われてきたことから、事例の少なかった高畠遺物包含地内における緊急調査ということで、行政上重要な判断となることを当初から認識していたことが窺われる。

図面ファイルには、1月11日付の図面はこされていない。最初の図面は翌12日に採られたものであるから、初日の11日は重機による掘削を行いつつ、人手による精査に着手することによって、実際に遺構が存在する事實を把握したものと思われる。11日の作業は便宜上、試掘確認調査として扱われた可能性が高い。したがって正確には、本調査の期間は12日を初日とする丸1か月間ということになる。

#### (2) 調査ならびに整理作業の経過

調査日誌が見当たらないことから、正確な調査工程を知ることはできないが、遺構の図面に記された日付をたよりに、次のように復元した。

##### 発掘調査の経過

平成元年1月11日	試掘確認調査の結果、遺構が確認される。そのまま本格調査へ移行。
1月12日	北東端の1区から、調査区南壁の土層図作成に着手。
1月21日	1区から順次、平板測量に着手する。
2月2日ころ	このころまでに、1~4区の精査を進めるが、遺構は検出されなかった。4区までの壁面の図を取り終える。
2月4日ころ	このころには、検出作業の際の出土遺物の中から久米詳銘刻書須恵器が

発見されるが、正確な出土地点等は不明。

- 2月7日 5区のSK01について断面図等を作成する。遺構が検出されなかった1～4区に手間をかけ過ぎたようで、これ以降の日程が厳しくなる。
- 2月9日 2日間で5区と6区の遺構平面図を作成する。
- 2月11日 すべての調査区の土層断面図を取り終える。5区と6区の平板測量を終え、調査を終了する。

#### 整理作業の経過

- 平成元年2月12日以降 3月末刊行予定の『年報Ⅱ』に調査成果を急速掲載することとなり、急ぎ原稿の用意をする。本文は西尾が執筆。
- 3月31日ころ 『年報Ⅱ』が刊行される。久米評銘刻書須恵器の実測図と写真を掲載する。
- 10月 市制施行100周年記念事業の一環として、松山市立埋蔵文化財センターが開設される。松山市考古館に久米評銘刻書須恵器を常設展示する。
- 6年10月23日 考古館5周年特別展「古代の役所」にあわせてシンポジウムを開催。伊予における立派のあり方が議論される。
- 18年3月31日 『史跡久米官衙遺跡群調査報告書』が刊行される。巻頭図版として久米評銘刻書須恵器のカラー写真を掲載する。
- 20年2月ころ 本書掲載遺物の実測図を取り終え、基本的な構成案を決定する。
- 4月 市教委より財團への指定管理業務として、本書の作成刊行が委託される。
- 21年1月以降 本書印刷に関わる入札関連業務等を実施する。
- 3月以降 市制施行120周年・開館20周年記念として考古館のリニューアルが行われる。また、これとは別に、久米評銘刻書須恵器のレプリカが作成される。
- 3月31日ころ 本書の刊行。市教委刊行の『史跡久米官衙遺跡群調査報告書3』とあわせて政府の全容を正式に報告する。

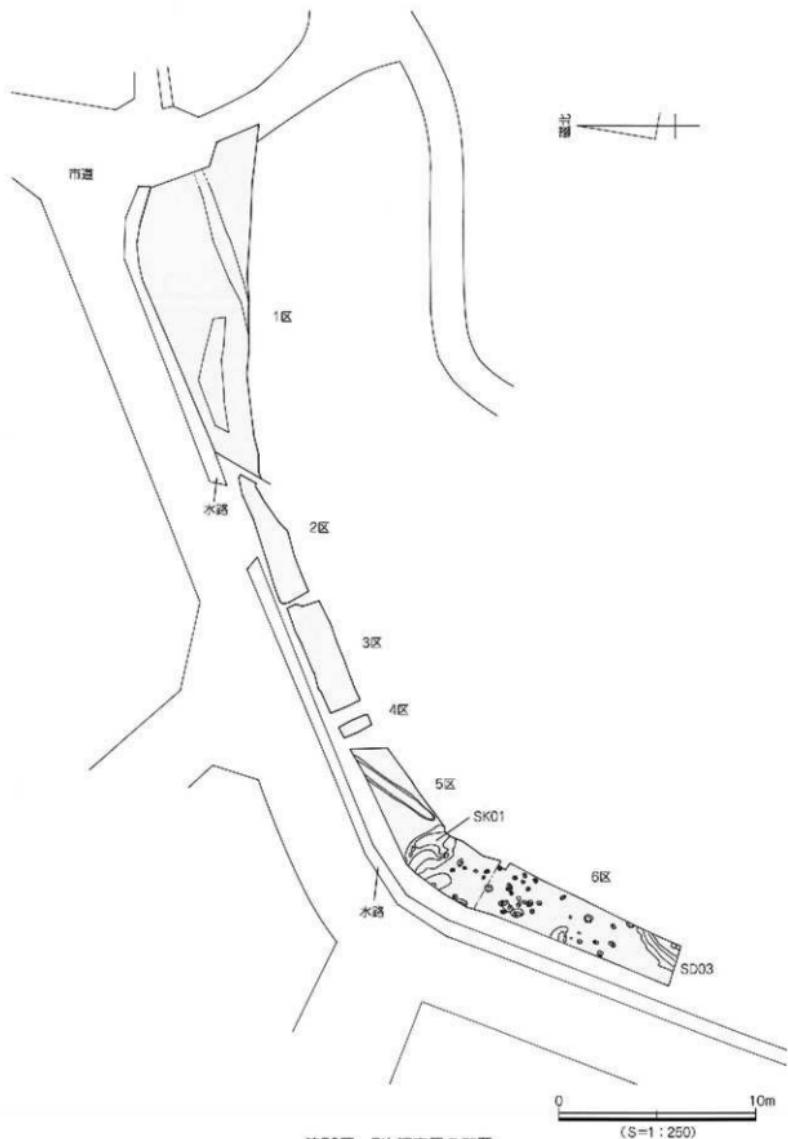
## 第2節 調査の方法とその概要

### (1)測量の基準と調査区の区割り

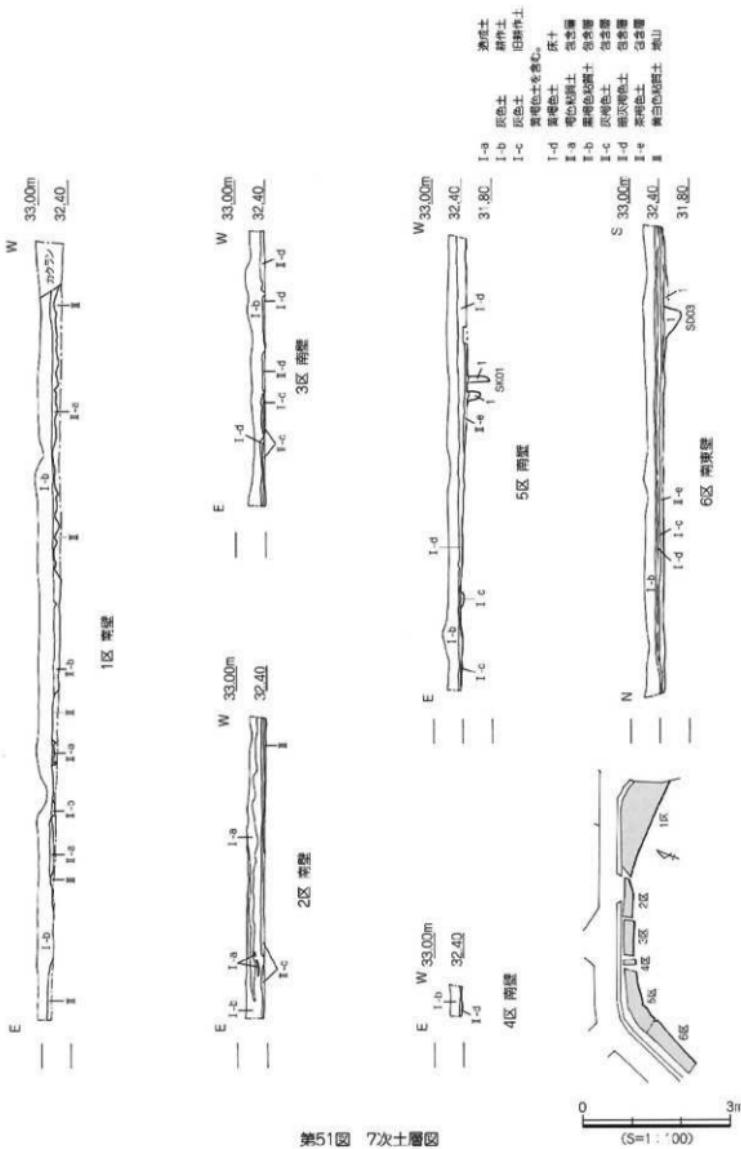
調査は6区画に区分して実施された（第50図）。当時は国土座標等に基づく基準点の配置は行われておらず、磁北を基準とした任意のグリッドを設定して調査にあたっている。したがって、測量に関して様々な問題を生じているが、その状況は1次調査の報告で述べた事情と共通である。水準に関して混乱がみられる点も同様である。調査の終盤に水準を計測し直して、一部の図面に反映させた形跡があるが、これは当初の水準に問題があることに気付いたためである可能性がある。本書では、後から計測し直した水準を基準として作図している。ただし、これが正確なものであるのか不明である。

グリッドの配置に関しては、遺物の取り上げ等で活用された形跡が無いことから、配置図の掲載を省略する。グリッドは、5区と6区で小柱穴群を測量する際には活用されたようである。

なお、本章の構成等の詳細については、1次の凡例(p.20)と共通である。



第50図 7次調査区の配置



第51図 7次土層図

## (2) 調査成果の概要

最大の成果は、久米評銘刻書須恵器が出土したことにある。これによって、1985年(昭和60年)に隣接する1次調査地で検出されていた複数の官衙関連施設について、当初から予想された通り、地方官衙の中でも古い時期、すなわち7世紀後半の評制段階に属する可能性が高まった。評に関する文字資料が、地方官衙の施設にこれほど近接して出土した事例は知られておらず、我が国の律令体制形成期の様相を解明する上で貴重な資料と評価されている。

## (3) 層位

厚さ20~30cmほどの現代の水田耕作土ならびに旧耕作土層の下位に、僅かながら遺物包含層が遺存している。ただし多くの場合は、調査記録から包含層であると断定することは困難で、6区南東壁で認められる細かな水平堆積の状況から判断して旧耕作土に近いものであった可能性も考えられる。唯一、古代以前に遡る可能性があるのがII-b層であるが、これは、地山層にまで及ぶ掘削を行って水田を造成する際に、窪地となった箇所を埋めて水平に直すために投じられた客土である可能性も否定できない。あるいは重機による掘削によって、古代の土坑を削ってしまったものかもしれない(第3節)。

各土層の観察記録は第51図のとおりであるが、「標準上色帖」が使用された形跡はない。

## 第3節 各調査区の遺構と遺物

### (1) 1~4区の遺構と遺物

1区南壁に存在するII-b層については、前項にて説明したとおりである。ただし、調査の記録上、問題の箇所の窪みが遺構として扱われた形跡は確認されていない。



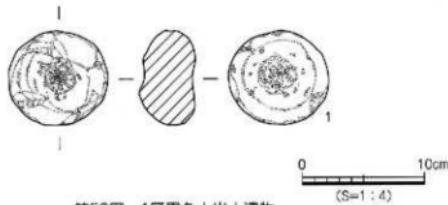
写真1  
2区~5区  
調査状況  
(北東より)

なお、1区の南東部に位置する溝状の遺構については、土色等の記録が採られていないことから、溝であるとしても時期的にかなり新しい段階のものである可能性を想定している。遺構番号の記録も無いが、おそらく、この溝がS D01であろうと推定している。2~4区では、遺構は検出されていない。

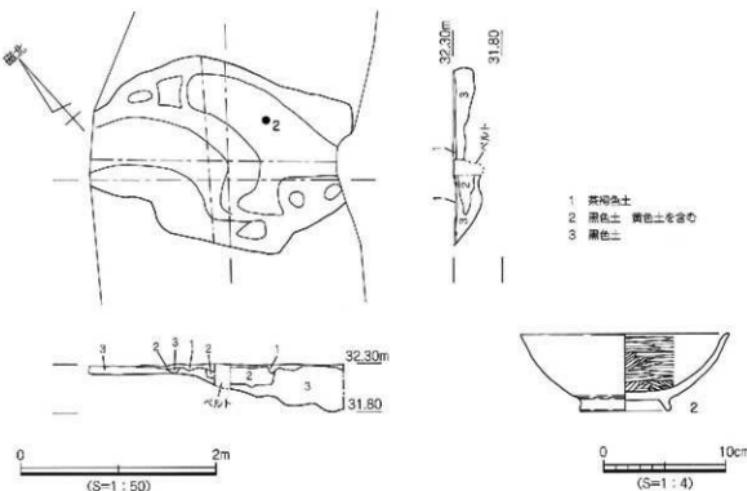
出土遺物 2区ないし3区から久米評銘刻書須恵器3が出土した可能性がある。これについては、第4節にて改めて報告する。なお、1区の黒色土層から、第52図の1が出土している。縄文時代まで遡る可能性のある遺物であるが、これが実際に1区中央部付近の浅い窪み(基本土層のII-b層)から出土したものであるのか詳細は不明である。

## (2) 5区・6区の遺構と遺物

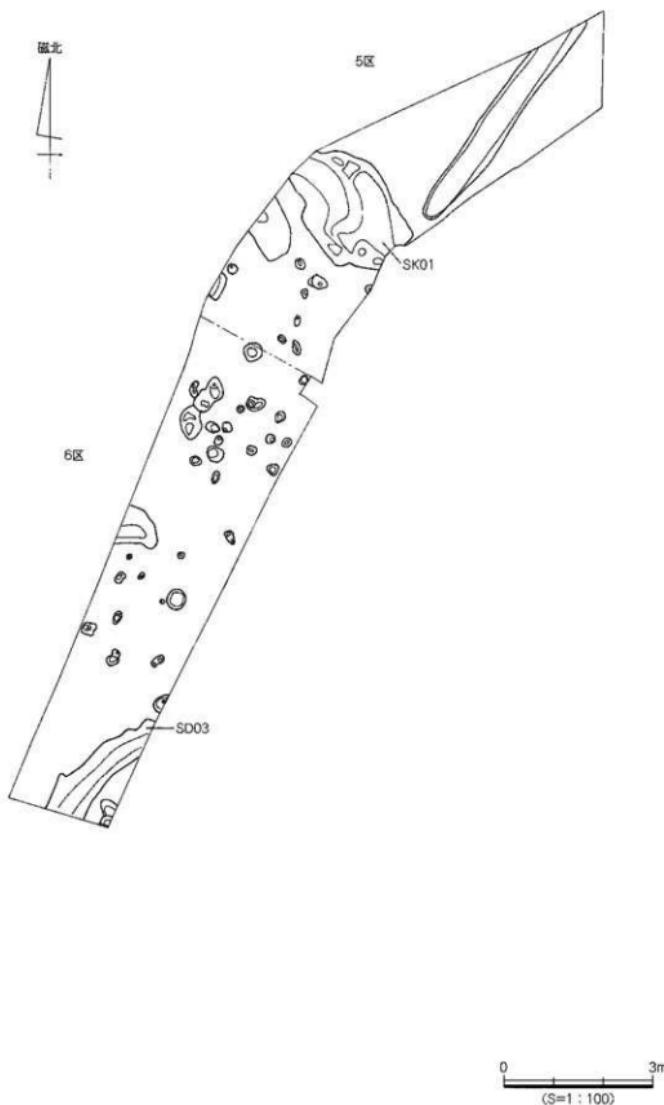
遺構がまとまって検出されたのは、調査地南西部の5区と6区であった。このうち、記録が残されているのは、5区の土坑SK01と6区のSD3である。5区北部に位置する溝状遺構がS D02か01である可能性が高いと考えられるが、原図等に遺構名称が記入されていないためわからない。



第52図 1区黒色土出土遺物



第53図 SK01



第54図 5区・6区の遺構配置

**SK01** [第53図] 5区中央部に位置する土坑。遺構の一部は調査区外に続くが、長辺約3m、短辺約2m程度の不整長方形で、深さは北部の浅いところ0.1m、南部で0.45mを測る。埋土は、黒味の強いものが大半を占めるが、上面には中世以降の土と考えられる茶褐色土が認められる。

出土遺物 中世の土器部碗2が出土している。内面上部には丁寧なミガキ調整が施され、ススの吸着によって黒色に仕上げられている。

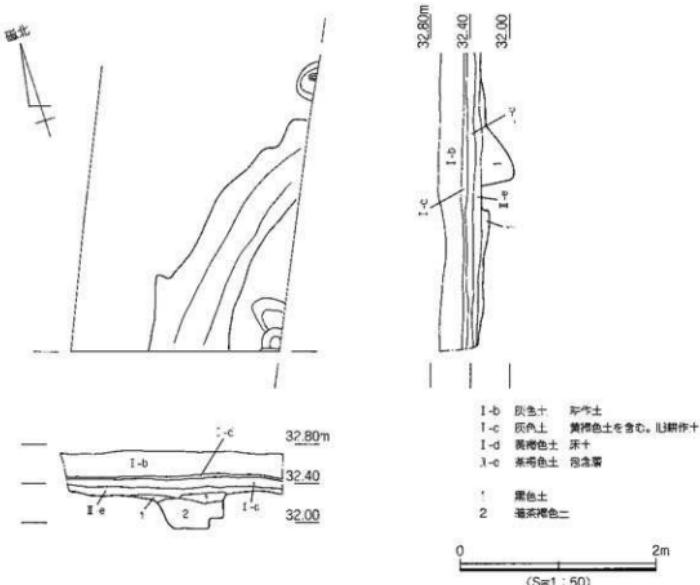
時期 11世紀後半前に比定される。

**SD03** [第55図] 6区南端で検出された溝状の遺構である。南から東方向に緩やかに湾曲している。検出長は約25m、幅0.6～0.8m、深さ0.35mを測る。包含層のII-e層よりも古い時期に掘り込まれている。南東壁で認められた1層黒色土は、調査区南端では溝の上層となり、下層には暗茶褐色土が存在している。通常、当遺跡群においては、この種の土は弥生から古墳ころの埋土であることが多いが、付近は遺跡群中心部の高台から見ると5～6m標高が低い場所に立地するため(第11図)、土層の形成過程や遺存状況が一様であったとは言い切れず、したがって土色から時期的評価を行うことは困難である。

出土遺物 出土していない。

時期 不明である。

**柱穴群**[第54図] 5区南部から6区に柱穴が密集しているが、並びは判らなかった(写真図版)。



第55図 SD03

## 第4節 久米評銘刻書須恵器

### (1)出土状況

実は、久米評銘刻書須恵器の出土状況を再現したような写真が残されている。その場所は、2区から3区のようであるが、関係者からの聞き取りの結果、遺構面精査の際に一括で取り上げた遺物の中に含まれていることに遺物の洗浄中に気付き、後日現場に持ち出して写真を撮ったとのことである。ただし、具体的な場所や層位については判らない、ということであった。

この須恵器片に注記がされておれば、せめて何区からの出土であるのか判断できたであろうが、注記が無いためわからない（写真図版）。洗浄中に文字が書かれていることに気付き騒ぎになったとも伝え聞くことから、特別扱いし過ぎた結果、取り上げ時の情報がメモされた荷札が入った本来の遺物袋から離れてしまったため、情報が失われたものと考えられる。

仮に注記がされていたとしても、次に述べるように、この遺物の正確な出土状況を検証することは困難であることに変わりはない。

出土地点と思われる2区から3区に関しては、参考にできる情報としては包含層とみなしている複数の厚みの無い土層以外に何の手掛りも存在しないからである。尚調査区の上層で、この遺物を包含していた可能性が考えられるものは、包含層と考えているII-c層かII-d層、あるいは、水田の床土である可能性が高いI-d層に限られる（第51図）。II-c層は2区東部で比較的安定的に存在しているが、厚さは10cm程度にすぎない。3区のII-d層とI-d層に至っては、5~6cm内外という状況である。なお、2区西部では、地山層であるIII層上面の線が明瞭に記録されていることから、重機による掘削が地山直上まで達していた可能性が高い。このような状況では、例えば3区において、II-d層とI-d層の区別を付けた上で遺物の取り上げを行うことが可能であったのか疑わしい。現実に、2区と3区の出土遺物の注記を確認しても、層位番号が記録されたものはひとつもない。このように、仮にこの須恵器に当時注記がされていたとしても、日付と区の名称まであって、残念ながら、それ以上の情報を期待することはできなかったことは明らかである。なお、出土地点が明確な遺構出土の遺物を除く各区出土の遺物についても確認したが、須恵器、土師器、弥生土器の極めて小さな破片ばかりで、具体的な年代の推定に役立つものは含まれていない。

水準に関する混乱を見ても、調査そのものについて、ある意味杜撰であったと認めざるを得ない面もある。しかし、この遺物の出土状況の詳細が不明な点については、調査の進め方や記録の取り方に落ち度があったと言うよりも、水田耕作土層と地山面との間に上層と呼べるほどの上がいくらも存在しない遺跡の立地条件の悪さが最も影響していると考える。包含層といつても、旧耕作土との区別が付きにくい新しい要素の強いものである。調査から20年を経た今日の調査技術を適用すると、おそらくこの種の土層は重機によって削る判断を下すに違いない。当時は、まだ本格的な調査が始まったばかりの時期であったから、これらの土層を重機で削ることをせず、手作業で掘り進めたに違いない。調査の序盤から中盤にかけて時間が押して、終盤に忙しい状態に陥ったのもこのためであろう（第1節）。

以上、重機による掘削時に失われることなく調査時に確保されたこと自体が、奇跡的であり幸運に恵まれたと言えるだけでなく、困難な状況下での調査ではあったが、関係者の努力によってもたらされた

成果であることを確認しておきたい。地方官衙の一角からこの遺物が出土している事実そのものが、日本の古代史を考える上で大切な情報であることを再認識したい。

なお、出土地点を遺跡群全体の中で捉えると、遺跡群Ⅱ期の地割の西延長線上に該当することに気付く（巻末の付図参照）。付近における調査はその後も進んでいないため、明らかではないが、本来この場所にも古代の官庁街を貫く道路が存在したのではないかと想像している。7次調査の遺構の遺存状況から考えて、周辺において道路側溝や塀の痕跡として一本柱列が検出される可能性は極めて低いと思われるが、この仮説が実証されることはないであろうが、留意しておきたい点のひとつである。

## (2) 久米評銘刻書須恵器

中型壺の胴部上端付近の破片に久米評の3文字が細い工具によって書き込まれている。文字は、頸部との境に近い胴部の上端で、横方向に施された回転かき目調整が終わる付近に書かれている。文字の方向は横方向で、竹串状の細い工具が用いられている。書き込みは焼成前に行われている。内面には同心円状のあて具痕跡が残されているが、明瞭なものではない。

久の文字の上端から評の最終画下端までの寸法は、およそ32.5mmを測る。評の旁の最終画は勢いよく真っ直ぐに下へ延びているため、多少、ほかの2文字と比べて大きくなっている。3文字通じで字間を含めて縦に1寸、文字幅3分程度を目安として書かれたものと判断している。久米の2文字と評の間の間隔が若干広くとられている。

久の字は、3画目が1画目の先端にまで突き出す異体字である。2画目の書き出しから折れにかけての線は弱くて浅い。評の偏の2画目は、勢いあまって工具の先が早く器壁に触れてしまったよう、左方向に長く突き出した形になっている。偏の最終画は全く読み取れない。評の旁の最終画は上端には達していないが、力強く真っ直ぐ縦に貫かれており、一連の線の中では最もしっかりと刻み込まれている。

文字が刻まれたのは焼成前の器面が完全に乾燥して固くなる以前であるから、生産工房に文字を書くことができる人物がいたことは確実である。工人の中にそのような人間がいたのかもしれないが、おそらく役所から派遣された人物の手によって書かれたものと考えられる。官営工房が存在したのであるか。文字を記した目的としては、出荷先が久米評の役所であることを示すためと考えられる。

松山における最古の文字資料として、極めて重要な資料である。

なお、松山平野における立評の問題とその領域について、佐賀大学名誉教授日野尚志氏より玉稿を賜っているので、附編をご覧いただきたい。



第56図 久米評銘刻書須恵器

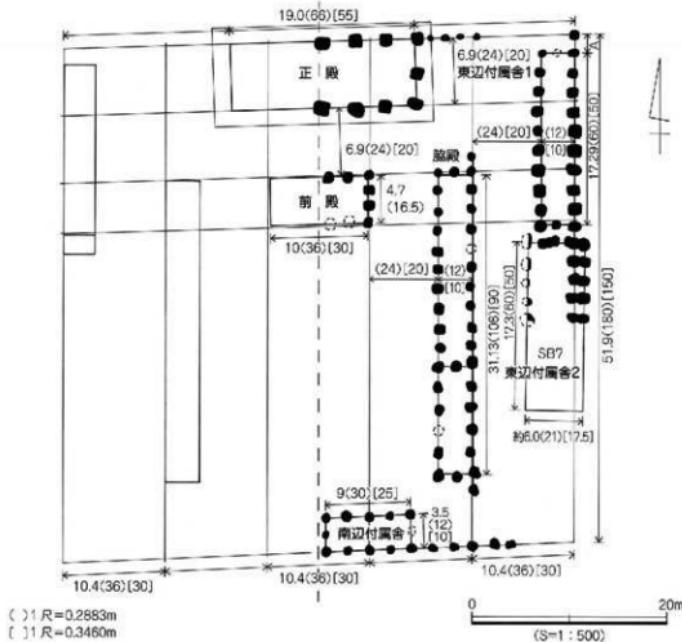
## 第IV章 総 括

### 第1節 政府におけるSB7増設の意義

#### (1)はじめに

第II章まとめの節において確認したように、政府の中で唯一、SB7(東辺付属舎2)だけが後から増設される。この事実は、SB7が当初設計された東辺付属舎1から南へ延びる外郭東辺一本柱列に対して重複する場所に設けられる一方、これ以外の場所では、施設が建て替えられたり補修を受けた痕跡が一切確認されないことから明確である。

過去の報告書ならびに久米官衙関連の論考においては、この建物に対する認識が十分でなく、重要視してこなかった経緯があることから、政府の調査成果を総括するにあたって検討を試みるものである。

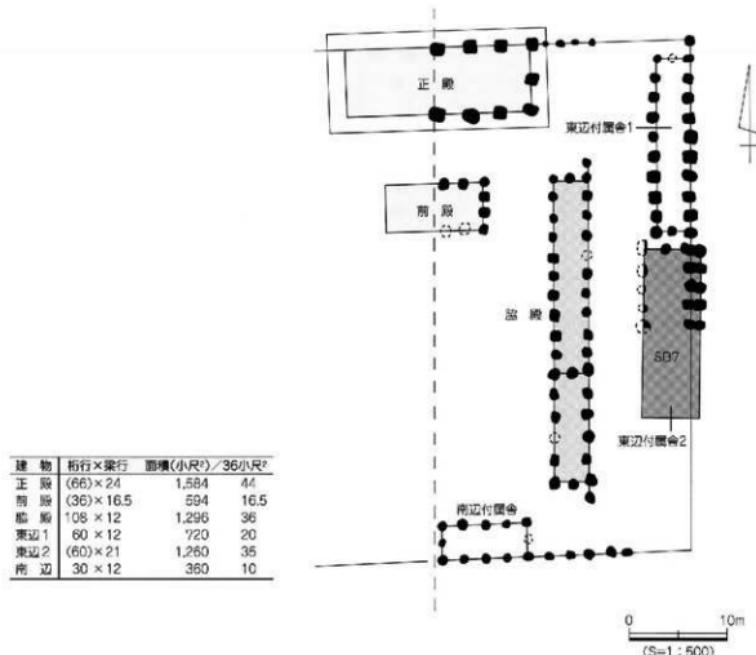


第57図 政府の建物配置

## (2) SB7の規模

構造上注意しておきたいこととして、SB7の桁行の柱穴形状と配置が、重複する東辺一本柱列と共に通であることがあげられる。SB7の東西方向に細長い柱穴は、完全に東辺一本柱列の柱穴と対応する場所に掘り込まれている。このことは、SB7の桁行の寸法が、東辺一本柱列と完全に一体化している東辺付属舎1の考え方と共通であることを示すもので、重要な事項であると認識している。つまり、SB7の桁行柱間寸法は、南北総長27間と推定される東辺一本柱列のそれと完全に一致する1間 = 6.666…尺に設定されていると考えることができる。一時、桁行長を8間で約15.6mとみて54尺と理解することも考えたが、1間の柱間寸法を若干長い6.75尺に変更しない限り54尺には成らない。総長180小尺の東辺一本柱列を27間に割り付けたため、1間当たりの寸法が6.666…尺という極めて切りの悪い寸法となるが、これに3の倍数の柱間数を乗することによって、最終的に20尺の倍数である切りの良い寸法の桁行長<sup>1</sup>を得ることができるのである。8間では桁行寸法が整数には成り得ないのである。

以上、施設全体の遺構の実態に照らして、この建物の桁行規模が、6間以上の3の倍数となることを示すことができた。問題は、桁行規模を具体的に何間と考えるかという点にある。可能性として、6間(40尺)、9間(60尺)、12間(80尺)の3通りを想定する。



第58図 建物面積の比較

### (3) 床面積の比較

S B 7 の桁行長を決定するうえで、他の建物と面積を比較することが有効ではないかと考えた(第58図)。S B 7 については、試みに、桁行を 9 間とした場合の数値を提示している。

面積を比較する際にはメートル法によるのではなく、これまでに久米官衙の分析を通して得られた 6 小尺を建物一辺長の単位とする考え方<sup>2</sup>を基本とした。したがって、面積の単位は平方小尺となる。

ここで注目したいのは、平方小尺で表記した各建物の床面積が、6 小尺の二乗、すなわち 36 平方小尺によって割り切れる<sup>3</sup>ことである。当然、いずれの建物についても、その寸法が 6 やこれに近い考え方の 3 などの数字と密接な関わりがあると見える以上、6 の倍数である 36 と関連をもつとしても不思議なことではない。少なくとも、脇殿と東辺付属舎 1、南辺付属舎の 3 棟を見る限りにおいて、6 小尺を寸法の基本単位、36 平方小尺を面積の基本単位とする考え方<sup>4</sup>が存在したのではないかと考える。

ここで S B 7 の桁行長の問題に戻ると、前項において候補として挙げた 6 間<sup>5</sup>と 12 間<sup>6</sup>の場合、その面積は 36 平方小尺では割り切れない数値となることから、9 間案に比べて確度が低いのではないかと想定している。ちなみに、9 間(60 尺・約 17.3m)という寸法は、東辺付属舎 1 の桁行長と共通である。

### (4) S B 7 の位置

S B 7 の桁行長を 9 間(60 小尺)と仮定して、これが増設された場所について検討する。

S B 7 の梁行寸法は、近接する東辺付属舎 1 や脇殿の 12 小尺に比べて倍近い長さの 21 小尺と推定されている。また、建物東辺位置が本来の施設限界である東辺一本柱列から外側に 0.9m ほど突き出ている<sup>7</sup>。これを 3 小尺とみて、建物の西辺位置は、12 小尺幅の東辺付属舎 1 の西辺に比べて西へさらに 6 小尺はみ出すと考える。これは、S B 7 と脇殿の棟間距離が、18 小尺すなわち 15 大尺に設定された結果であると理解している。S B 7 の位置は、脇殿東辺が定まって以降でないと、その決定理由を合理的に説明することはできないのである。

なお、南北の位置については、東辺付属舎 1 との間に 1 間と、東辺付属舎 1 の北側に 1 間の隙間が存在することから、南北 27 間から 20 間(1 + 9 + 1 - 9)を減じた残り 7 間が東辺付属舎 2 の南に続く一本柱列の規模ということになる。つまり、施設南東角から北へ 7 間を S B 7 の南辺位置としている。

### (5) まとめ

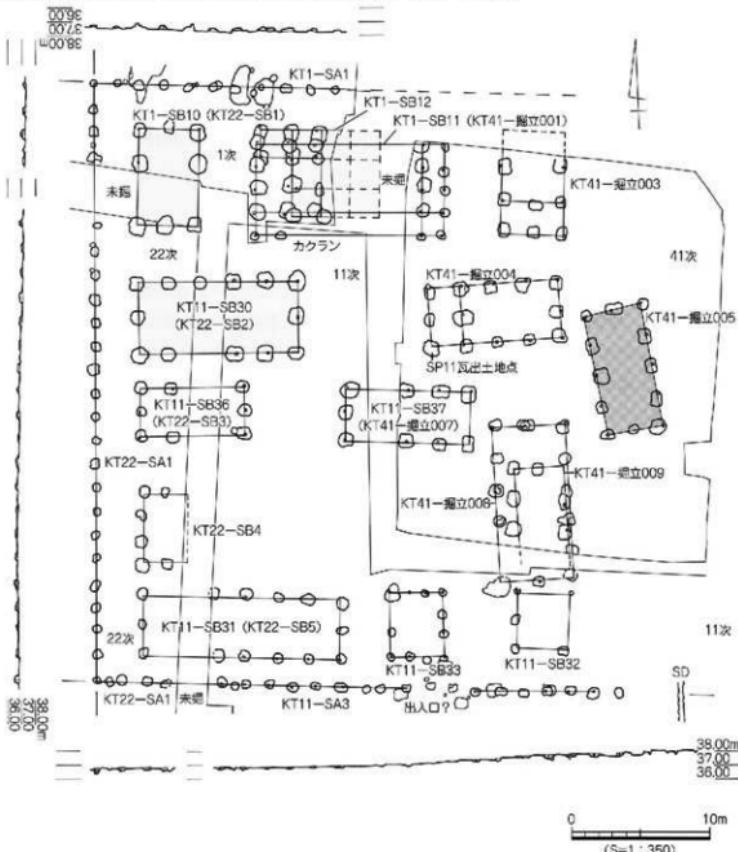
建物面積を 36 平方小尺で割った際の単位数を比較すると、9 間の場合 35 となり、脇殿に比べて 1 単位少ない数値となる。S B 7 は、脇殿の背後に隠れる実務的な性格の施設であると考えると、より格式の高い脇殿の床面積を超えない範囲で設計されたのであろうか。一時、ほぼ同規模の建物への移築あるいは建て替えの可能性も検討したが、脇殿桁行の柱間のとり方が S B 7 と異なる<sup>8</sup>と判断し、これを採用するには至らなかった。現時点では、両建物が併存した可能性は極めて高いと考えている。

S B 7 は、政庁の完成から比較的早い時期に増設されたのではなかろうか。その理由については想像の域を出るものではないが、脇殿と東辺付属舎 1 が狭長で使いづらかったのではなかろうか。実務も行うことができる空間<sup>9</sup>にする目的で、幅のある建物の増設が必要とされたのではないかと考える。

## 第2節 政府南東官衙における建物移築の可能性

### (1)はじめに

第II章第6節の冒頭で政府南東官衙の概要を説明する際に、当施設南西角の3棟の建物について、遺跡群I期の他所の建物を二期に至って移築したものとする見解を述べた。これは、遺跡群の各段階の建物ごとに行ってきの造営尺に基づく解釈の蓄積の結果得ることができた所見で、既に2006年刊行の「史跡久米官衙遺跡群調査報告書」(第111集)にて、事実関係を指摘した経緯がある。ただし、移築そのものに言及するのは本書が初めてであることから、確認を行うものである。



第59図 政府南東官衙の建物配置図

## (2) I期小尺による建物

1次の南東拡張区で検出された3棟の独立柱建物のうち、重複関係から後の段階のものであることが確定しているK T 1 - S B 11を除く2棟(同S B 12と同S B 10)に、これらのすぐ南に隣接するK T 11 - S B 30 (K T 22 - S B 2)を加えた3棟について、施設を構成する多くの建物と比較して、使用された造営尺が異なると考えている(第59図)。

施設の中心的建物のひとつと評価しているS B 12については、東部の状況が明らかでないため断言はできないが、北西角に突き出た階段櫓屋と考えている構造物の西への出をI期小尺による8尺とみている。2棟日の脇殿的な配置のS B 10については、造営尺を1小尺=0.2840 ~ 0.2846m程度と考え、桁行を24尺、梁行はこれの0.65倍の15.6尺とみなした(p.49)。3棟日のK T 11 - S B 30 (K T 22 - S B 2)は桁行5間(約11.56m\*)、梁行2間(5.24m)を測る。桁行40尺(8尺等間)×梁行18尺(9尺等間)、梁行の寸法は桁行長の0.45倍に設定されている。尺長は0.2890 ~ 0.2911mで、短めの唐戸に近いがI期小尺で良いと判断している。

なお、3棟と近くの外郭施設(K T 1 - S A 1)との距離は、3mないし3.05m程度であることから、II期小尺によるおよそ10尺と考えている。3棟相互の棟間距離については、どのように評価すべきなのか、現時点でもよくわからない。

## (3) II期の建物との比較

I期小尺によって建てられたと推定している3棟の建物を評価するにあたって、重複あるいは近接して建てられているII期の建物と比較検討することが重要である。この点については既に指摘しており、その具体的な内容についても現時点において特に変更する必要は生じていないことから、重要な所見にしまって確認する(第111集、p.204 ~ 210)。

最初の中心的建物S B 12は、2面廻付の東西棟S B 11(第27図)に建て替わる。重要な点は、この建物が建てられた場所である。S B 12に比べて南に寄せて建てられているが、背後の区画施設との距離に意味はない。意識されたのは、東に新たに設けられる脇殿的な配置のK T 41 - 捩立003と南辺柱筋を描えることであった。その擗立003の建設位置は、S B 10(第29図)と同様、S A 1との間にII期小尺で10尺(約3m)の間隔をとることで決められたようである。桁行の寸法はS B 10に比べて1尺長い25尺\*\*に復元しているが、造営尺が尺長の長いII期のもの(0.301mほど)が用いられていることから、尺長が伸びた分、S B 10に比べて1尺分以上に桁行寸法が長い建物となっている。結果的にS B 11の南辺位置は西のS B 10南辺に比べて南にずれることとなる。新しい中心建物S B 11は、南面廻付の位置を、このS B 11に沿えて建てられているのである。

このほか、中心建物の南西に建つK T 11 - S B 30とその南のK T 11 - S B 36(II期)の比較も行っている。S B 30の東辺が北のS B 10西辺と揃うことに加えて短い尺長の造営尺が使用されている一方、南のS B 36とは造営尺が異なることから柱筋が通らないことを指摘している(第111集、p.209 ~ 210)。

\* 第111集では約11.6mと提示している。

\*\* 約7.4mを24尺に復元してきた。梁行15尺(4.51m)を桁行長の0.6倍とみて、約7.51mに復元した。

## (4)まとめ

政府以外でⅠ期に属する施設は、候補となる素掘溝2条を除くと知られていない(第13図)。問題の3棟の建物がどこに建てられていたものか、それを示す手掛りは全く得られていない。

第132集で分析の対象とした官衙出現以前に属すと推測している建物(特に第4群ないし第5群)の中にも同じものはない。もちろん、調査が及んでいない箇所に遺存している可能性が無いわけではなく、今後の調査によって検出されることがあるかもしれない注意を要する。

遺跡群内部に建てられていた可能性を考えると、やはり政府の周辺が最有力候補に挙げられるが、第132集の分析から明らかかなように、遺跡群中央部から南西部にかけての一帯に官衙出現直前の建物群が展開することから、これも有力視される場所である。

非常に特徴的かつ高い格式を誇る建物とその付属施設であったからこそ、移築を行ってまで活用したに違いないと考えると、当遺跡群以外の周辺地区的ものであった可能性も考えておく必要があろう。

後の温泉郡である湯郡(湯評・久米評)に久米郡(湯評・久米評)を加えた領域を仮に想定すると、古墳時代初頭以降の有力な集落をいくつも候補地として挙げることができる。例えば、石手川左岸の桑原地区周辺から、その南の小坂ないし福音寺周辺や西の石井地区、さらにその南の北井門町から井門町一帯などが予想される区域である(第1図)。これら、湯評ならびに久米評<sup>①</sup>の領域に属す区域からであれば、これらの建物の移築も理解しやすいのではなかろうか。

移築以前の建物の規模と形状については、久米官衙に移されて後と大差ないと考えるが、1点だけ異なる可能性がある。柱穴の掘りかたが円形<sup>②</sup>であった可能性は否定できない。久米官衙遺跡群以外の地区における柱穴形状の変遷はよくわかっていないため、円形であった可能性も視野に入れておく必要がある。この点に関しては、当遺跡群内においても同様である。

### 注

1 柱間3間につき20小尺に設定したと考えられる。南北總長180小尺(27間)は3間刻みの9単位に相当する。つまり、建物の桁行長を3間単位とすることによって、桁行寸法を20尺の倍数にすることができる。施設の全体計画から見る限り、1間 = 6.666…尺という柱間寸法は、決して切りの悪い寸法ではないのである。なお、Ⅱ期の政府南東官衙の中心建物S B 11の桁行6間(40小尺)についても、これと全く同じ考え方である(p.46)。

2 第111集にはじめて指摘し、その後の報告書でも度々言及してきた(第135集第V章総括第1節、p.96)。

3 前殿については解が整数にはならない。これは、建物規模の復元に問題があることを示している可能性がある。

4 6大尺を距離の1歩とし、1歩四方を面積の1歩とする「6大尺1歩」の考え方による面積の1歩ではないかと想定している。久米官衙で小尺と呼んでいる尺長は、一般に言うところの後の令制下の小尺に対応するが、中国においてはいわゆる唐大尺にあたるものと理解している。一見すると令制下における「5大尺1歩」と呼ばれる制度に対応するようにも思えるが、問題としている時期は7世紀の前半である。そこで36平方小尺を36平方唐大尺に読み替え、「6大尺1歩」の考え方の存在を想定する。なお、36平方小尺を25平方大尺に置き換えた場合でも説明は可能である。各建物面積は正殿から順に1100、4125、900、500、875、250平方大尺となり、小尺を基本とした第58回の表に比べてきれいな数値を得ることができる。今前ではあるが、令制下の「5大尺1歩」の考え方が存在したのであろうか。

5 桁行40尺、面積840平方小尺となる。

6 桁行80尺、面積1680平方小尺。この復元案の場合、建物東廻が施設の外郭南廻一本柱列にまで達してしまうが、政府南側の試掘調査(H14-321、第134回)では、このような状況は確認されていない。

7 このほか、政府外郭から外へ出るつくりの施設としては、正殿に伴うと想定している基壇がある。正殿外周柱穴列の存在から、北へ6尺の出を想定している(第135集第V章総括第3節ほか)。

8 15間で108小尺、1間72尺の等間である。

9 ある程度の幅、奥行きが必要であったろう。

10 移築すなわち政府南東官衙の出現が、立評のあり方とも結ぶ可能性があると考えている。なお、松山平野における立評のあり方については、佐賀大学名誉教授日野尚志氏より玉稿を賜っている。附録をご覧いただきたい。

11 第132集で分析した官衙出現以前の建物のうち、第4群と第5群に分類したものが時期的に近接する。これらの建物のうちの3棟に1棟が、円形柱穴で構成されている。

## 附 編

### 松山平野における5郡境について

佐賀大学名誉教授 日野 尚志

松山市文化財調査報告書 第136集

「久米高烟遺跡」

1次・7次調査

政府の発掘調査2

2009

松山市教育委員会・財団法人松山市生涯学習振興財团埋蔵文化財センター

## 附編 松山平野における5郡境について

佐賀大学名誉教授 日野尚志

### はじめに

律令時代、松山平野には和気・温泉・久米・浮穴・伊予5郡があつて統一した条里地割(N-4°-E)が施行<sup>(1)</sup>されていた。一町方格の地割は郡境で異なることがなく連続していることが空中写真からも判読できる。郡境は容易に移動しないことから、基本的には近世の郡境が古代の郡境であったと考えたい。しかし、その郡境を詳細に検討してみると条里地割に沿う郡境と沿わない直線状の郡境のいづれかであることに注目したい。このことは郡の成立過程と無関係ではないと思われ、その相違が解明できれば、郡境を中心とした幾つかの問題が解明できる可能性がある。以下、幾つかの問題に触れてみたい。

### I 近世の郡境について

#### イ 和気・温泉郡境について

図1は明治38年(1905)刊行の2万分の1地形図であるが、A-Dを結ぶ線が郡境であった。郡境は御幸寺山山麓南端と衣山(70.2m)を結ぶ線を意識して設定されたとみられるが、条里地割施行地域では図1に示したように条里地割に沿わない直線状の郡境(N-82°-W)であることが判明する。ただし、B-C間が和気郡側に突出しているのは小河川の移動に伴う後世の移動と考えたい。



地形図は1905年版

（注）条里地割  
(A-B-C-D) 郡境

0 500m  
(S=1:20000)

図1 想定古代の和気・温泉郡境



(注) Aは方6町の旧志津川村 Bは方6町の久保田村 Cは方6町の旧富久村

Dは2ノ坪の位置に小字「蔵ノ町」があり、里名が三宅里の可能性がある。

(注) 但し、里界線のみ

0 12km

0 2km  
(S=1:100000)

図2 近世の和氣・温泉・久米・伊予・浮穴5郡境と桑里

和気郡には坪付小字名が少ないが、旧志津川村が方6町域(図2のA点)であることから里界線の復原は可能<sup>(2)</sup>である。一方、温泉郡は伊予郡境に接する旧富久・久保田2村に坪付小字名<sup>(3)</sup>が集中し里界線の復原は可能であるが、旧富久(図2のC点)・久保田(図2のB点)2村はいずれも方6町域で里界線に一致する。その結果を図2に示すと南北の里界線は和気・温泉郡境で1町の齟齬がある。

#### □ 温泉・久米郡境について

図3に示したようにA-Bを結ぶ線が郡境であったが、郡境の東部と右手川流域では条里地割の乱れと消滅が考えられるが、条里地割の良く残る地域では条里地割に沿わない直線状の郡境(N-82°-W)で、方位が和気・温泉郡境と同一であることに注目したい。

この郡境の西端にあたる図4のA点(図2のH点)から伊予郡境のB点(図2のL点)までの温泉・久米郡境は条里地割に沿う郡境で、この間は6町となっている。6町は条里の1里であり、条里的呼称制度導入時期と関連があることを示唆している。久米郡では数少ない坪付小字名と6町間隔になっていた複数の旧村境から里界線の復原は可能<sup>(4)</sup>である。その結果を図2に示すと南北の里界線は温泉・久米郡境で和気・温泉郡境同様に1町の齟齬がある。また後述するが久米・伊予郡境でも東西方向の里界線に1町の齟齬がある。

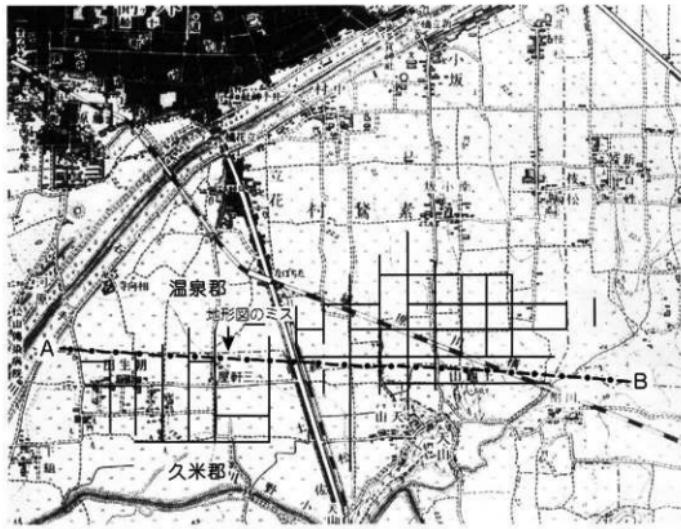


図3 想定古代の温泉・久米郡境

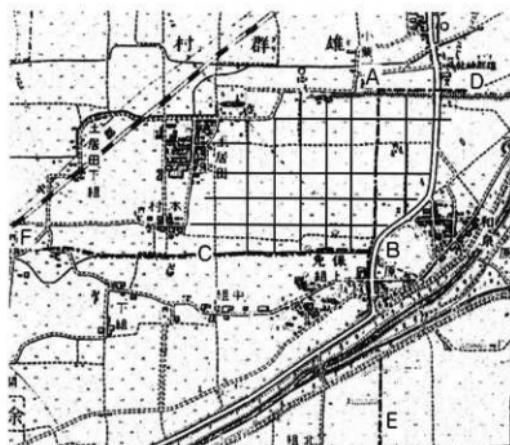
#### 八 久米・浮穴郡境について

図5に示したように条里地割に沿わない直線状の郡境(N-82°-W)で、方位が和氣・温泉、温泉・久米郡境と同一である。この郡境は条里地割の分布がなくなるB点付近から東は屈折しているが、図6に示したように直線で東に延長すれば、明治35年(1905)刊行の2万分の1地形図にみられる見奈良の立石(108.7m)に突きあたるので、郡境設定当初に設けられた立石とみるべきであろう。このことは、平坦地では、直線で郡境を設定しようとした意図を読みとることができるとと思われる。

浮穴郡では坪付小字名として淨瑠璃寺に小字「町田三十一」があるにすぎず、里界線の復原は不可能である。そこで南北の里界線は和氣・温泉、温泉・久米郡境と同じように1町の齋船が、東西の里界線は温泉・久米郡境で1町の齋船があるので、浮穴・伊予郡境でも1町の齋船があったと仮定して里界線を想定してみると「町田三十一」は31ノ坪に相当するので、この想定が正しいと考え、図2に里界線を示しておきたい。

#### 二 浮穴・伊予郡境について

近世の郡境は平坦地では図2のE-F間であるが、慶長年間に足立重信が重信川(伊予川)の河道を現在のように改修したために河道に沿う曲線の郡境になったと考えられる。そうであれば、古代では異なっていた可能性が強い。その場合、F-G間の直線状の郡境が注目されるが、この点については後述したい。



地形図は1905年版



(注) 条里地割

- D-A-Bが温泉・久米郡境
- B-C-Fが温泉・伊予郡境
- B-Eが伊予・久米郡境

0 3町

0  
(S:1:20000)  
500m

図4 温泉・伊予・久米3郡境

### 水 温泉・伊予郡境について

図2からも判明するように条里地割に沿う郡境である。しかし、郡境に沿う伊予郡側は広い範囲にわたって戦前に開拓整備がなされている。坪付小字名は旧下三谷村に集中し、里界線の復原<sup>(5)</sup>は可能である。その結果を図2に示すと、ここでも温泉・伊予郡境で南北の里界線に1町の離隔がある。また、郡境は2郡の里界線にもなっていることに注目したい。なお、図2のDは『愛媛県史』資料編(1983)に記す正安3年(1301)11月7日条の『六波羅下知状』に記す「坦生郷内三宅里34坪武反」の三宅里に比定されるのではないかとしてDを記入している。その根拠は小字「蕨ノ町」の存在から埴生郷倉が置かれ、そこが三宅里になったのではないかと想定したからである。

### △ 伊予・久米郡境について

条里地割に沿う郡境であるが、2郡の里界線とは一致しない。しかし、久米郡西端の南北の里界線と伊予郡東端の南北の里界線との距離(図2参照)は6町となっている。また、この2郡境の北は温泉・久米郡境にもなっていて、その距離は前述したように6町(図2のH-I間)でその北端と南端(図2・4参照)はいずれも温泉郡の東西の里界線と一致する。さらに注目したいのは久米郡の西北端(図2のH点、図4のA点)は条里地割に沿わない温泉・久米郡境が4つの坪境線と接する唯一の交点で、ここから南に下る条里地割に沿って温泉・久米郡境が設定されているので、条里地割を意識して設定された郡境といえよう。

以上、5郡の郡境について述べたが、後述する古代の伊予・浮穴郡境を除いて、東西方向の郡境で条里地割に沿うのが温泉・伊予郡境、南北方向の郡境で条里地割に沿うのが温泉・久米・伊予・久米郡境、他はすべて条里地割に沿わない郡境であることが判明した。この場合、条里地割に沿う郡境とそうでない郡境が交錯する温泉・久米・伊予3郡境付近が問題解決の鍵とみられる。いずれにしてもこのような複雑な郡境が生じたのは、郡の成立過程が異なるのか、それとも一度決定された郡境が変更されたのか否か等を検討しなければならない。



図5 想定古代の久米・浮穴郡境



## II 郡境の移動について

一度決定された郡境は容易に移動しないと考えられるが、松山平野では平城宮出土木簡のなかに郡境の移動を示唆する史料があるので、それらの史料と関連する史料をあげて検討してみたい。

- (イ) 伊予国伊与郡石井郷□□里  
白髪部□佐波□□□□六斤<sup>(6)</sup>
  - (ロ) 伊予国伊与郡石井郷海部里  
日下部麻呂調贊楚<sup>(7)</sup>
  - (ハ) 伊予国伊与郡石井郷海部里  
阿曇部太隅銅楚割六斤<sup>(8)</sup>
  - (ニ) □□国□米郡石井里  
□□大豆<sup>(9)</sup>
  - (ホ) 田部直五百依年廿八 伊予国久米郡石井郷  
戸主田部直足國戸口 天平勝宝2年(750)  
4月7日<sup>(10)</sup>
  - (ヘ) 伊予国神野郡伊曾乃神。越智郡大山積神並  
授<sub>2</sub>從四位下<sub>1</sub>光<sub>2</sub>神戸<sub>1</sub>各五烟。久米郡伊  
予神。野間郡野間神並授<sub>2</sub>從五位下<sub>1</sub>神戸<sub>1</sub>  
各2烟<sup>(11)</sup>
  - (ト) 伊予津比古神<sup>(12)</sup>
  - (チ) 伊予郡四座<sub>1</sub>伊予社<sub>2</sub>名神大<sub>3</sub>伊曾能神  
社 高忍日売神社 伊予豆比子命神社<sup>(13)</sup>
- 史料(イ)～(ハ)から伊予郡に石井郷があつて、いずれも郷里制の時代であることが判明する。一方、史料(ニ)は国名が判明しないが、『倭名類聚抄』によれば、久米郡は美作・伯耆2国に存在するが、しかし、石井郷は記されていないので伊予郡と判断しても問題はないだろう。その内容から里制(701～717)の時代であるが、(ホ)の史料から750年当時久米郡に石井郷があるので里制の時代から継続して存在していたことは確かだろう。
- 伊予郡石井郷は『倭名類聚抄』には記されていない。史料(ヘ)(766年)に記される久米郡伊予神社は式内社の伊予豆比子命神社を指すことは、その位置と史料(ト)から明確である。しかし、史料(チ)によれば、伊予豆比子命神社は伊予郡にあって久

米郡とは記されていない。式内社の「神名帳」の記載が累積的に形を整えていくなかで郡名が現行のものに訂正されないまま「延喜式」に定着したとみられ、8世紀のある時点における事実の反映<sup>(14)</sup>とみれば、『延喜式』の伊予郡の伊予豆比子命神社を久米郡の誤記とすることはできない。しかし、伊予豆比子命神社は近世久米郡に属していた。

前述したように史料(二)・(ホ)から久米郡の石井郷は里制から郷里制の時代にかけて存続していたことが確かめられる。一方の伊予郡石井郷は郷里制の時代まで存続し、その後766年までに久米郡に編入されていたとみるべきだろう。その場合、久米郡に編入された時期が問題になる。一つの考え方として郷里制から郷制になった大平12年(740)ではないかと想定されるが明確にしがたい。いずれにしても新しい久米郡境の西端は図2のH-Eであろう。その場合、H-I間は温泉・久米郡境でもあることに留意したい。前述したH-I間は6町(条里の1里)であること、さらにH点が条里地割に沿わない久米・温泉郡境がこの地点で4つの坪境線に接する唯一の地点であること等を考えると条里呼称制度の導入と関連するのではないかとの考えが浮かぶ。

伊予国における条里呼称制度の導入時期は明確でない。隣国である岐阜国が757～763年の間に導入<sup>(15)</sup>されているので、『統日本紀』天平宝字4年(760)正月21日条に記す「(前略)典薬頭外從五位下馬史夷麻呂為<sub>2</sub>南海道使<sub>1</sub>。(中略)毎<sub>レ</sub>道錄事一人。觀<sub>一</sub>察民俗<sub>一</sub>。便印校<sub>レ</sub>出。」と無関係でないとすれば、伊予国でもこれに近い時期に条里呼称制度を導入し、それに伴って郡境の移動があったとすれば、766年までに伊予郡石井郷が久米郡に併合され、伊予豆比子命神社が久米郡に属していたことが理解される。このように考えると条里地割に沿う温泉・伊予郡境の設定も同時期と考えられるのではないだろうか。

条里地割に沿う温泉・久米・温泉・伊予・伊予・久米3郡境が新しい郡境とすれば、それ以前の郡境が問題になる。

まず、伊予・久米郡境の手がかりは式内社の伊予豆比子命神社が移動していないとすれば、旧郡境はこの神社の東になければならない。その場合、前述した図2のF-G間の直線状の伊予・浮穴郡境(N-8°-E)を北に延長すれば、図7に示したように伊予豆比子命神社の東4町、久米郡天山郷の遺跡地である独立丘陵の大山の西3町をそれぞれ通ることになり、この想定郡境<sup>(16)</sup>に問題はないだろう。『駿日本紀』卷7に「伊予國風土記曰。自<sub>2</sub>郡家<sub>1</sub>以東北在<sub>2</sub>天山<sub>1</sub>。(以下略)」とあり、伊予郡家では久米郡の天山が伊予郡境に近い位置にあるという意識があったのであろう。伊予郡家は明確でないが伊予川(重信川)に沿う式内社の伊予神社付近であろうか。ここから天山は東北にあたる。なお、石井郷の遺跡地である石井は旧東石井・西石井2村からなっていたが、そのほぼ境付近を想定郡境が通ることは興味深い。N-8°-Eの郡境であれば、東西方向の温泉・久米・久米・浮穴郡境に直角で交わることはこの郡境も同時期と考えるべきであろう。しかし、空中写真の判読を行っても想定される郡境の痕跡は確認できない。条里地割と方位が異なるので耕作によって消滅したと考えたい。

次に温泉・伊予郡境について述べてみたい。近世の郡境はH-I間、I-K間が条里地割に沿う郡境であるが、図2に示したようにH-J間に伊予郡域があつて温泉郡と境をなしていた時期を考慮しなければならない。その際、注目したいのは他の郡境がシンプルな直線状の郡境なのに、伊予・温泉郡境だけがクランク状の郡境として当初から設定されていたかである。やはり当初はシンプルな郡境であったとすれば、H点からH-J間のラインを西に延長して現在の南吉田付近に至る郡境、それは図9、10、11に示したように直線状のシンプルな郡境(評境)を考えるべきであろう。

図9からもわかるように道後温泉を通って西に流れる旧石手川河口付近とA点の独立丘陵の土龜山



地形図は1905年版

郡境



- (注) 条里地割  
 (注) 条里地割は伊予豆比古命神社周辺のみ示す  
 (注) 但し、一部

0 500m  
(S=1:20000)

図7 天平11年(739年)から760年前後までの想定温泉・伊予・久米・浮穴郡境

(50.7m)の先端とB点の福音寺東の独立丘陵頂上部(70m)を結ぶ評境(のち郡境)の設定を行ったのであろう。その場合、郡境のはば中央部で郡境に沿う式外社の雄郡神社<sup>(17)</sup>(図9参照)に注目したい。おそらく郡境設定の目標になったことは否定できないが、雄郡は温泉郡を意味するのではないだろうか。憶測にすぎないが、在地の有力者が祭祀する神社で、この神社が郡境に接することになり、雄郡(温泉郡)神社と命名されたのではないだろうか。いずれにしても伊予郡の一部が温泉郡に併合されることになる。しかし、空中写真をみても図2のH点から北西に条里地割と異なる畦畔は残っていない。当初の郡境(評境が正しいと思われる)は道路と異なり、畦畔程度であったと思われる所以で郡境が移動すれば、耕作の邪魔になるので、耕地化されて消滅したと考えたい。



Aは小字「浮穴」の範囲 Bは中ノ子廃寺 - - - 道路状遺構 - - - - 想定道路 → 評境

0 2km  
(S=1:100000)

図8 想定孝徳天皇の時代から齊明天皇の時代末期の評域



地形図は1955年版

評境

(注)・地名は湯評に出てくる地名(但し、〔 〕内は現在の地名、又は『和名抄』に記す地名)

桑原は湯評の可能性がある。

・評境は評朝時代変動してないと考えられる。

・伊予評は史料では確認されてない。

・旧伊予川の流路について志津川(現、東温市)から松前を目指す道路状痕跡が、

伊予川の渡河を過ぎていたと考え、流路を想定。

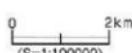


図9 想定天智天皇末期頃(670年前後)の評境



図 10 想定大宝元年(701 年)から天平 11 年(739 年)にかけての和気・温泉・久米・伊予 4 郡境



0 2km  
(S=1:100000)

図11 想定天平 12 年(740 年)から 760 年前にかけての和氣・温泉・久米・伊予・浮穴 5 郡境



—— 郡境

(注) 760 年前後の 5 郡境はその後、重信川の流路変更まで、  
郡境は移動してないと考えられる。

0 2km  
(S=1:100000)

図 12 想定 760 年前後の和気・温泉・久米・伊予・浮穴 5 郡境

郡界・郡名の変遷が行われた国として備前国東部があげられる。この点について詳細に検討した吉田昌<sup>(18)</sup>は中央政府の駅や津を集中的に掌握するという交通政策とこの地域に本拠地をもつ和氣一族の氏族としての台頭と發展によるものだと述べている。しかし、松山平野の場合、考察を進める史料に乏しい。久米郡石井郷に田部直がいたが、田部は屯倉との関連が深いことから、朝廷が伊余国造と久味国造の「クニ」の接点にあたる石井に屯倉を置き、その屯倉を管理運営していた田部直氏が台頭してきて同名の伊予郡石井郷を併合したのではないだろうか。前述した木簡史料に王権と深い関係をもっていた海部・阿彌部がみえる。おそらく小野川の水運を利用して瀬戸内海に至るルートを掌握していたのであろう。一方、温泉郡が伊予郡の一部を併合したのは温泉郡の有力者で平群氏につながる味酒部の台頭であろう。『続日本紀』神護景雲3年(769)4月5日条に「伊予国温泉郡人正八位上味酒部船依等三人賜姓平群味酒臣」とあり、味酒部に居住していたとみられる味酒部が平群味酒臣を賜っている。その時期が766年までに久米郡域となった伊予豆比子命神社と3年違いであることに注目すると、味酒部も地域整備(ここでは郡境の移動)の功績が認められたのではないだろうか。8世紀における小野川の流路を図13のように憶測すれば、新しい郡境と小野川が一部重複するので、温泉郡としては石手川による舟運が困難になったために小野川の水運を利用するための拠点づくりのために伊予郡の一部を併合したのではないだろうか。小野川の流路で温泉郡と接する図13のB点は細い道がこのB付近でU字型をしているのは船溜りであったのであろうか。この付近は戦前に柵場整備がなされていて旧地形を空中写真で読むことができない。ところで、平城宮出土木簡に「伊予国伊予郡川村郷海マ里白髪□[ ]」<sup>(19)</sup>とあり、「倭名類聚抄」伊予郡条に記載されていない川村郷がある。遺称地は残っていないが、海部里があること、白髪部が確認できることから、旧伊予郡石井郷に西隣していた川村郷が温泉郡に侵食され、「倭名類聚抄」に記す余戸郷となって、その遺称地が温泉郡境に接する余戸ではないだろうか。



図13 想定小野川の旧河道

次に新しい東西方向の久米・伊予郡境について考えておきたい。図12に示したようにA-B間の久米・浮穴郡境と同じ方位でC点まで伸びる直線状の旧村境はC点から重信川の流域になっていて直線になっていないが直線で伸ばすと南北方向の久米・伊予郡境の南限D点(図2のE点と同じで、近世の伊予・浮穴郡境が西端)に突きあたるので、図12のB-C-D間が新しい久米・伊予郡境と考えたい。この場合、なぜ条里地割に沿わない郡境になったのかが問題になる。おそらく久米・浮穴郡境と同じ方位にすれば、北側の温泉・久米郡境と同じ方位になることを考慮したためであろう。

以上、5郡域の変遷について述べてみた。大胆であるが、760年前後の郡境を図12のように想定してみたい。このような郡境を想定すると平城宮出土木簡の「温泉郡井門郷大田里久米大虫」<sup>(20)</sup>が問題になる。それは『倭名類聚抄』では井門郷は浮穴郡で、その遺称地である旧井門村は久米・浮穴2郡にあって温泉郡にはないからである。さらに「湯評井刀」<sup>(21)</sup>の木簡史料もあり、評制時代井門が湯評に属していたことを考えると温泉郡井門郷を浮穴郡の誤記とすることはできないと思われる。この問題は評制から郡制の時代にかけて地方行政組織が大きく変化した結果である可能性もあり、慎重に検討すべきであろう。そのためには評制史料についても検討しなければならない。

### III 評について

松山平野の評に関する史料をあげておきたい。

- (イ)湯評大井五十戸  
凡人丁己夫<sup>(22)</sup>
- (ロ)湯評笑百木五十戸  
足支首知辱尔儀<sup>(23)</sup>
- (ハ)湯評井刀大了首儀<sup>(24)</sup>
- (ニ)湯評伊皮出人葛木了鳥<sup>(25)</sup>
- (ホ)伊余国久米評  
天山里人 宮末呂<sup>(26)</sup>
- (ヘ)「久米評」と記した刻書土器<sup>(27)</sup>
- (ト)「和気氏系図」<sup>(28)</sup>内容省略

湯評については4点の史料があり、いずれも石神遺跡から出土している。現在、各地で出土した「五十戸」と記した史料のなかで年紀を伴うものは13点あり、それを整理すると天武天皇10年(681)以前の表記は「五十戸」に限られること、天武天皇12年(683)から以後に「里」がみえはじめるが、一部「五十戸」表記も残るという。大局的にみても「五十戸」表記のものは天武朝以前<sup>(29)</sup>とみてよければ、ここに記される2点の「五十戸」史料も同様とみて良いだろう。

「大井」は旧浮穴郡の高井・南高井がその遺称地とみられる。旧高井村の北限は図6からも判明するよう、旧浮穴・久米郡境に接していた。しかし、『倭名類聚抄』によれば大井郷は久米・浮穴2郡にみえる。高井<sup>(30)</sup>の初見は延元3年(1338)である。

「井刀」の遺称地は前述した旧井門村で郡境をはさんで久米・浮穴2郡に遺称名が残っている。井門の再見<sup>(31)</sup>は延元2年(1337)である。木簡の遺称地が現在残るからといって、そこが必ずしも古代の遺称地でない場合もあり、慎重に対処しなければならないが、旧高井村の北限が浮穴・久米郡境までである

ことに注目したい。

「伊波田」は『倭名類聚抄』に記す伊予郡石田郷に相当するが、平城宮出土木簡に「石田里」<sup>(32)</sup>、長岡京出土木簡でも「石田郷」<sup>(33)</sup>が確認される。石田の遺称地は残っていないが、現在の伊予市山崎<sup>(34)</sup>付近とみられる。ここで注目したいのは評制史料に葛木氏が確認できるが、長岡京出土木簡でも葛木氏が確認できる。おそらく6世紀に葛城氏の部曲として瀬戸内海の交通の要衝に配置された可能性が強いが、8世紀代に伊予郡域であった石田郷が7世紀後半に湯評域であったことに留意したい。

問題は(ロ)の史料である。当初は「湯評笑百木五十戸」<sup>(35)</sup>となっていたが、後後に「湯評笑原五十戸」<sup>(36)</sup>と訂正<sup>(37)</sup>されている。しかし、写真版をみると「原」と判読された「」の第二画が短く、第三画の点「ノ」もなく、限りなく「百」に近いと判断される。問題は下部の「小」であるが、これを独立した「木」とみるか、それとも原の一部の「小」とみるかで見解が異なる可能性があると思われる。問題は第一画の横棒「一」らしきものが墨字の一部か、それともシミとみるかの問題もあるように見えるが、筆者は横棒「一」があり、「木」と判断したい。次に「笑」は写真をみると「笑」と判断したい。これが「笑」だとしても「庵」の別字とは思われないので、「の」と読むことはできないのではないだろうか。また、この木簡は西隆寺出土木簡の「温泉郡館原郷」<sup>(38)</sup>にひきつけた解釈ではないだろうか。問題のある木簡であるが、当初の解説のように「笑百木」とすると、その遺称地は松前である。松前の初見は延喜13年(1336)にみえる松崎城である。西園寺富永<sup>(39)</sup>が「伊予国伊予郡正木古城図」を紹介したなかで、「マサキ」に松崎、真崎、正木、桙木、満木があると記している。ここでは「正木」と書くことがあったことを考えると「笑百木」の遺称地として問題ないだろう。松前は旧重信川(伊予川)の河口に位置し、ここから3km上流の神崎付近に式内社の伊予神社があって近くに伊予郡家が置かれていたとみられるが、この近くが7世紀後半に湯評であったことに留意したい。しかし、「倭名類聚抄」伊予郡条に笑百木に関連する郷名はみえない。

久米評に関しては久米評天山里<sup>(40)</sup>がみえ、「倭名類聚抄」に記す久米郡天山郷の前身で、前述したように独立丘陵の天山と旧天山村がその遺称地である。一方、「久米評」と記す刻畫土器<sup>(41)</sup>は土器片が小さく、その時代の比定<sup>(42)</sup>は困難といわざるをえない。従って、久米評は700年までに成立したと考えておきたい。

「和氣系図」については多くの研究があり、その信憑性は高いといわれる。その系図を整理した義江明子<sup>(43)</sup>によれば、伊予別君の倭子乃別君-評造小山上官手古君-評造大建大別君-郡大領大下足国乃別君と続く系譜から孝徳天皇の時代に別評が存在していたことは間違いないだろう。

もう一つの媛子乃別君-評造小乙下意伊古乃別君-大山上川内乃別君と続く系譜の大山上川内別之君が大建大別君とほぼ同世代で、因支首の小乙下岸長柄朝任主帳と評造小乙下意伊古乃別君が同一世代であれば、孝徳天皇の時代にもう一つの評、それは松原弘宣<sup>(44)</sup>も指摘するように伊予別氏の立評した湯評であったとみるべきだろう。

以上、松山平野における評について検討してみたが、評の中には小規模な評も設置されていたことも考慮しておく必要があろう。例えば、「辛巳(681)年鴨評加毛五十戸」<sup>(45)</sup> 「充羅評長浜」<sup>(46)</sup>

矢田ア米都御調川五戸」<sup>(47)</sup> 「五十戸堅魚」と記される木簡

である。卅五戸は堅魚の貢進量であることから、鴨評加毛は「倭名類聚抄」に記す伊豆国賀茂郡加茂郷、充羅評も堅魚を貢進しているので伊豆国とすれば、「伊豆国那賀郡入間郷美良里物部」<sup>(48)</sup>、「伊豆国那賀郡…郷充良里」<sup>(49)</sup>にみえる充良里(遺称地は旧三津浜村妻良)であろう。この場合、評名が郷里削下の里名になっていることに注目したい。入間郷は那賀郡に属しているが、那賀郡からみれば、加茂郡



地形図は 1955 年版

(注) □ 式内社 ○ 式外社 ▲ 霧寺

0 2km  
(S=1:100000)

図 14 想定天平 12 年 (740 年) から 760 年前後にかけての松山平野の霧寺・式内社・式外社

<sup>(48)</sup> に食いこむように海岸に沿って細長く伊豆半島南端近くに伸びている。伊豆半島南端近くの交通の要衝地として評制が施行され、その後の地方行政組織の改革、おそらく701年の郡制施行によって那賀郡に併合されたのであろう。入間郷の範囲が壳墨評域ではなかったかと憶測されるが、いずれにしても小さな評も存在していたという認識はもっておくべきだろう。

次に注目しておきたいのは湯評木簡4点と併に出土した「大伯皇子物 大伴□…品拜 五ト□<sup>(49)</sup>」に注目したい。大伯皇子は『日本書紀』齊明天皇7年(661)正月8日条に「御船到<sub>2</sub>于大伯海<sub>1</sub>。時大田姫皇女、産<sub>2</sub>女焉。仍名<sub>2</sub>是女<sub>1</sub>曰<sub>2</sub>大伯皇女<sub>1</sub>。」とあり、大伯皇子は天武天皇の娘である。大伯には大伯洋<sup>(50)</sup>が確認できるが、ここを支配していた大伯国造の古備海氏が吉備5県から大正家への貢納物を大伯に集積し貢進していたので、大伯皇子の養育氏族<sup>(51)</sup>と考えるならば、齐明天皇の立寄った湯評も養育費を担当していたのではないだろうか。そうであるならば、湯評木簡は661年からそれ程経過していない時代とみてよいのではないだろうか。湯評木簡とともに出土した「桑原五十戸<sup>(52)</sup>」を後ちの温泉郡桑原郷とすれば、その遺称地桑原は旧温泉・久米郡境に接していた。齐明天皇は661年正月14日条に「御船、泊<sub>2</sub>于伊予熱田津石湯行宮<sub>1</sub>」とあるように石湯行宮に滞在され、その後は5月9日条に「天皇遷一居于朝倉橋広庭宮」<sup>(53)</sup>とあるように、後ちの筑前国朝倉郡に移られているが、「朝倉」は『倭名類聚抄』に記す筑前國上座・下座2郡に踏襲されているが、当初は朝倉郡であったのが2分されたのであろう。いずれにしても「朝倉」が郡名(齐明天皇の時代は朝倉評か?)になっていることから、「石湯行宮」の「湯」には湯評の意味も含まれていて、石湯行宮は久米評ではなく湯評に属していたとすれば、石湯行宮が想定される来住とその付近は湯評であった可能性が強いのではないだろうか。

#### IV 後期古墳と評との関連について

評の成立過程を考えるうえで、後期古墳との関連も考えておく必要がある。その際、築造年代が中期末から後期初頭と考えられる古墳の取扱いが問題となるが、ここでは後期古墳として考察を進めたい。

松山平野における主要な後期古墳の位置を示したのが図15である。後期古墳の築造時期・規模・形態等については2008年3月3日、松山市埋蔵文化財センターの山之内志郎氏に御教示をいただいた。

和気郡から温泉郡に続く丘陵地の南端に近い大峰ヶ台の標高71mに位置する3世紀末から4世紀初頭築造と見られる朝日谷2号墳(約25.5m)は松山平野・瀬戸内海の展望のきく好位置にある前方後円墳で、海上交通を掌握していた首長層の墳墓であろう。これに続くのは丘陵地北端に近い瀬戸内海を望む標高40mに設けられた高月山2号墳(16×10mの方墳)で、その後しばらく首長墳不在の時期が続き5世紀末から6世紀初頭の舟ヶ谷向山古墳(約25mの円墳、造り出しがついて約32m)、6世紀前半の永塚古墳(約40mの前方後円墳)と続くが、同じ台地上にあり、古墳時代前期から後期まで細々と命脈を保った一つの系譜、それは別氏の系譜であろう。7世紀初頭の塚本1号墳(1辺11~18mの方墳)はこの台地から沖積地をはさんだ東側の丘陵地の北端近くにあり、新しく抬頭してきた新興勢力であろう。

永塚古墳のすぐ北側に温泉・和気郡境があって、舟ヶ谷向山古墳とは郡が異なり、細々と続いた一つの系譜がここでは二分されているといえよう。

久米郡では松山市桑原から北久米・星岡にかけて、平井から南梅本にかけての2系統の系譜が考えられる。前者は5世紀後半から6世紀にかけて築造されたとみられる経石山古墳(約56mの前方後円墳)、6世紀初頭~後半の三島神社古墳(約45.2mの前方後円墳)、6世紀後半から7世紀のニッ塚古墳(約

48mの前方後円墳)、7世紀初頭の西山古墳(約24.5mの前方後円墳)と続く系譜が考えられる。郡名を負う久米とその周辺に4つの前方後円墳があることから、国造の系譜をひく久米氏の首長墳であろう。しかし、図16に示したように久米・温泉郡境はこの系譜を二分している。

一方、後者は5世紀中頃に築造されたとみられる觀音山古墳(約64mの円墳)、5世紀後半から6世紀の桧山峠7号墳(約24mの前方後円墳)、6世紀初頭の播磨塚天神山古墳(約33mの前方後円墳)、6世紀後半の葉佐池古墳(約40mの長円墳)と続く系譜が考えられる。6世紀から7世紀に築造されたとみられる川上神社古墳(39×22mの長方墳)は後者の系譜から離れて存在し、遺物等も異なることから、重信川上流域の開発で抬頭してきた新興勢力であろう。

浮穴郡では古墳時代前期(4世紀代か)の築造と見られる北井門古墳(約24mの前方後方墳)があるが、松山平野のはば中央に独立して存在している。どの系譜につながるのか不明であるが、その位置から久米氏につらなる首長墳であろうか。浮穴郡では首長不在の時期が続き5世紀後半の築造とみられる波賀部神社古墳(約62mの前方後円墳)、6世紀末の大下田3号墳(約34mの前方後円墳)、7世紀初頭の白山神社古墳(約16mの円墳、前方後円墳の可能性あり)と続く系譜が考えられる。しかし、古墳の位置から大下田3号墳が離れて孤立し、周辺には土壇原古墳群・大下田古墳群もあり、別の系譜を考える



図15 天智天皇末期頃の評境と主要古墳

べきであろうか。いずれにしても今一つ系譜が明確にしがたいが、大型の前方後円墳が久米郡境に近い位置にあることに注目した。

伊予郡では伊予市上野から下三谷の約2kmの間に古墳が集中している。古墳時代前期(4世紀台か)の築造とみられる城山古墳(約33mの前方後円墳)があり、この古墳の北の畠から三角縁神獣鏡が出土<sup>[53]</sup>しているが、この古墳からの出土であろうか。その後しばらく首長墳不在の時期が続いたが、5世紀後半の桜山古墳(約38mの円墳)が行道山(403m)から西にのびる標高298mの高所に設けられているが、ここから松山平野・瀬戸内海が広く展望できる位置にあり、おそらく海上交通を掌握していた首長の墳墓であろう。その後、6世紀前半の客室古墳(28mの前方後円墳)、6世紀中頃の猿ヶ谷2号墳(39mの前方後円墳)、さらに7世紀初頭の上三谷2号墳(約30mの前方後円墳)、塩塚古墳(約29×22mの長方墳)へ続くと考えられる。これらの古墳が郡名を負う旧北伊予・南伊予2村に集中することから、伊余国造につらなる一族の系譜であろう。

一方、この地域より約2km離れた西の伊予市上吾川には伊予岡古墳群があり、その中に5世紀後半から6世紀初頭に築造されたとみられる月陵古墳(約43mの前方後円墳)がある。この古墳の東南約3町には白鳳期創建とみられる上吾川古泉庵寺<sup>[54]</sup>があり、伊余国造につらなる系譜なのか、それとも離

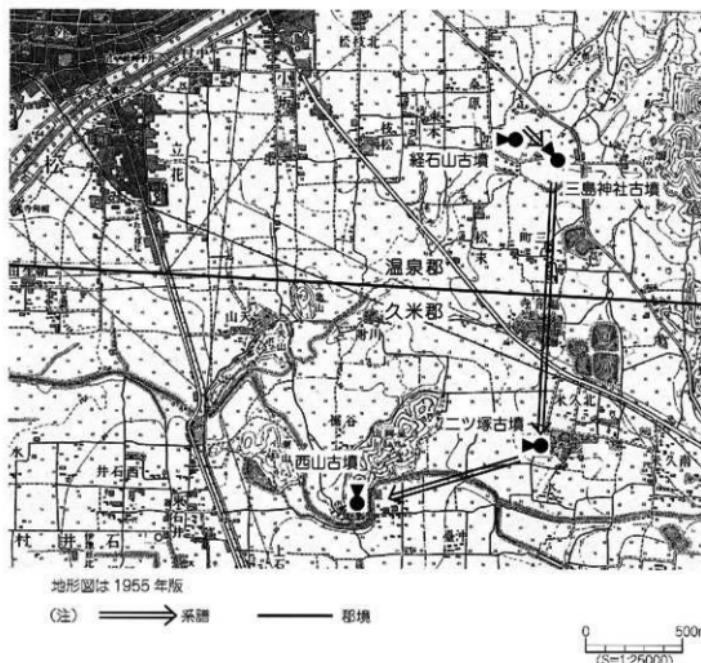


図16 温泉・久米郡境付近の後期古墳

れて孤立して存在する前方後円墳から別の系譜とみるべきか明確でない。いずれにしてもこの上吾川一帯は後後の伊予郡右田郷であるが、評制時代から島木氏が居住していた。内廷と関係の深い葛城氏だけに伊余国造の動向と松山平野西南端で水陸交通の要衝にあたる一帯の掌握に努めていたとすれば、あるいは葛城氏の一族であろうか。

以上、松山平野の主要古墳について概要を述べたが、最も注目されるのは前述したように久味国造の系譜とみられる後期古墳が久米周辺に4基展開(図16参照)しているが、温泉・久米郡境がこれらを二分して施行され、朝廷による強力な政治的圧力があったとみるべきであろう。『続日本後紀』承和元年(834)5月10日条に「伊予国人正六位上浮穴直千継。大初位下同姓真徳等賜<sub>2</sub>春江宿称<sub>1</sub>。千継之先。大久米命也」とあり、浮穴直の先祖が「大久米命」と同祖とあり、浮穴郡域もかつては久味国造の支配範囲であった点、さらに前述した「湯評大井五十戸凡人部」の史料から国造の下級支配者とみられる「凡人部」が確認できるが、評制施行後久米評ではなく湯評大井五十戸に属していたことも朝廷の強力な政治力が働いて久米直氏の勢力圏が分割されたことを示唆しているといえよう。『類聚三代格』元慶5年(881)10月9日条に「太政官符 応<sub>レ</sub>置<sub>2</sub>久米郡大少領事 右得<sub>2</sub>伊予国解<sub>1</sub>称<sub>1</sub>、彼郡司解称<sub>1</sub>、檢<sub>2</sub>案内<sub>1</sub>、糠村久米両郡管郷各三(以下略)」とあり、久米郡には881年当時3郷しかない小郡であったことが判明する。この3郷を『倭名類聚抄』に記す「久米・石井・吉井」3郷とすると、その遺跡地から奈良時代から3郷であった可能性が強く、評制時代からも変化していない可能性がある。

ところで、「先代旧事本紀」によれば、伊予国には小市・怒麻・風速・久味・伊余の5国造が確認できる。その国造の勢力範囲を基盤にして形成されたのが、越智・野間・風速・久米・伊予5郡であるが、『延喜式』に記す式内社は越智郡に7社、野間郡に1社、風速郡に2社、伊予郡に1社で久米郡に存在しない。その要因が何であるか明確でないが、7世紀後半特に齊明天皇の時代から大智天皇の時代にかけて朝廷と久米直氏との間になんらかの衝突があって小さな評として立評が認められたのではないだろうか。久米直氏の系譜をひく浮穴直氏の浮穴郡に白鳳期創立といわれる2つの廃寺(図14参照)と式外社の墓辺<sup>(55)</sup>神社が久米郡境に接して設けられたのは久米直氏に対する意図があったのであろうか。『日本三代実録』貞觀18年(866)10月23日条に「伊予國浮穴郡置<sub>2</sub>少領一員<sub>1</sub>」とあり、少領一人が置かれているのも浮穴直氏に対する朝廷の配慮であろうか。伊予・浮穴郡境に接する伊予郡の八倉姫原廃寺<sup>(56)</sup>はお堂的なものとみられ、他の廃寺と同様に取扱うことができないが、伊予郡の廃寺が温泉郡境近くに建立されたのも在地の有力者(伊余国造につらなる一族か)が支配地域の境を意識して建立されたことは考えられないだろうか。

以上、憶測に憶測を重ねて久米評について述べてみたが、いずれにしても久味国造の勢力範囲を分断して形成された小さな久米評が郡制になった9世紀後半でも3郷しかない小郡であったことに留意したい。

別評も具体的に知ることのできる史料は存在しないが、南北に細長い丘陵地に展開する別氏の系譜とみられる墳墓で後期の舟ヶ谷向山古墳と永塚古墳を分断するように和氣・温泉郡境があり、ここでも温泉・久米・2郡境設定と類似しているのではないだろうか。なお、和氣郡には久米郡同様に式内社・式外社が存在しない。

湯評の史料から後後の伊予郡の瀬戸内海沿岸が660年代までは湯評に属していたと考えられることから、伊余国造の系譜をひく伊予評(史料では確認されていない)を考えるならば、古墳の集中する伊予市上野から下三谷一帯と見られるが、古墳のなかに海上交通を意識して建造されたものがあり、瀬戸内

海沿岸が湯評域で内陸部に孤立にした伊予評は考えにくいので、齐明天皇の時代に伊予評は存在していないかったと考えたい。

以上のことから齐明天皇の時代まで松山平野には湯評と別評しかなく、久米評・伊予評の設立はそれ以後と考えたい。孝德天皇の時代に別・湯2評があって、その当時評境があったか否かが問題となる。

『日本書紀』大化2年(646)2月14日条に「(前略)宜觀<sub>2</sub>国々櫛堤、或書或図、持米奉<sub>2</sub>示。国県之名來時將定(後略)」とあることが注目される。この点について門井直哉<sup>(57)</sup>はそれまで各地で私的支配を行ってきた国造を新たに王権による全国支配の一翼を担う地方官僚として位置づけるものであるとする。ここにいう「國々……」とは地方官僚としての国造が管轄する行政区画の境界と考えるならば、全国的な地方行政区画の選定は大化2年(646)から大化5年(649)の評制施行にかけてであろう。和氣・温泉郡境はN-82°-Wであるが、来住台地で検出される官衙・道路遺構の方位にN-82°-Wは全くみられない。

来住台地におけるこれまでの発掘調査の成果は『史跡久米官衙遺跡群調査報告書』<sup>(58)</sup>として公表されているが、そこにⅠ期(7世紀前葉ころ)、Ⅱ期(7世紀中葉~第4四半期)、Ⅲ期(7世紀第4四半期ころ~8世紀代)として建物・道路遺構等が示されている。ここでは舒明天皇の639年から640年にかけての伊予温泉宮への行幸と潘在、齐明天皇661年の右湯行宮への行幸と関連するとみられる「回廊状遺構」の跡に建立された来住庵寺が、この「回廊状遺構」とその回廊北方官衙の地割の西限と共通するN-4°-Eを測ることに注目したい。回廊状建物が7世紀の第2四半期とすれば、7世紀中頃から後半にかけてN-4°-Eの方位が強く意識されていた可能性が強く、松山平野で統一された条里地割の方位と一致することになり注目される。

条里地割が施行されて、その後に評境が設定される場合は、地割に沿う評境が考えられる。しかし、来住台地でN-82°-Wと一致する建物遺構・橋等の方位がみられないことから、和氣・温泉郡境(当初は評境)は7世紀中葉かそれ以前とすれば、大化2年(646)から大化5年(649)の評制施行期ではないだろうか。

齐明天皇の時代まではまだ別・湯2評しかなかったと考えた場合、久米評の成立が問題となる。伊予国の立評に関しては『日本書紀』上巻17に「伊予国越智郡大領之先祖越智直當<sub>2</sub>為<sub>2</sub>歎<sub>2</sub>百濟<sub>2</sub>進到<sub>2</sub>軍之時唐兵所<sub>2</sub>擒至<sub>2</sub>其唐<sub>2</sub>國<sub>2</sub>」(中略)越智直當立<sub>2</sub>郡欲<sub>2</sub>仕天皇許可然後建<sub>2</sub>郡造<sub>2</sub>寺<sub>2</sub>(後略)とあり、白村江の戦いに参加して帰国した越智直が立評を願い出て許可されている。その時期については記されていないが、白村江の敗戦からそれ程経てないとすれば、天智朝の末期であろう。

越智評の立評は某評からの立評ではなく、小市国造の「クニ」が越智評に立評<sup>(59)</sup>されたと考えるべきであろう。天智天皇は国内に城・烽・防人を置いて軍事的緊張を高めることで、国内の不満を抑え、一方では権力の中央集権化を推進するために立評を進めた<sup>(60)</sup>とすれば、伊予国では規模の大きい湯評から国造の系譜をひく久米・伊予2評が越智郡と同じ時期に誕生したのではないだろうか。この想定が正しければ、まだ条里地割が施行されていないので、別・湯2評の評境と同じN-82°-Wで湯評の分割を行い、久米評が成立したのであろう。国造軍を組織して百濟の役に参戦したとみられる久米直氏は船岡後なんらかの失態を演じたか反抗したことから朝廷によって抑圧され、大智天皇の末期になって評の成立を認めたが、その際久米直氏の勢力圏を分断して小さな評を成立させたために図9のように湯評の一部が飛び地になったと考えたい。

舒明・齐明天皇の行宮と関連するとみられる回廊状遺構のあとに寺(久米寺か)が建立されたのは、久

米評が立評されたので、天皇の行宮関連施設跡に久米直氏が建立したのではないだろうか。

最後に前述した「温泉郡井門郷大田里久米大虫」について触れておきたい。内容が郷里制の時代であることから、718年から739年にかけての史料であることが判明する。しかし、「倭名類聚抄」によれば、井門郷は浮穴郡に属する。その浮穴郡の初見は天平19年(747)2月11日条の『法隆寺伽藍縁起并流記資財帳』にみえる46庄の一つに「浮穴郡一處」とある史料である。従って747年には浮穴郡は存在していたことが確認される。前述した「湯評井刀」と「温泉郡井門郷」の木簡史料から、湯評井刀(五十戸門か)から井刀里、701年以後は温泉郡井刀(井門か)里、718年以後は温泉郡井門郷大出里(井門郷は大田里だけではないと思われる)へと変化していったのであろう。問題は温泉郡から浮穴郡への変更であるが、747年に浮穴郡が確認されるので、おそらく郷里制から郷制への変更がなされた740年ではないだろうか。湯評から久米評が分割され、701年に湯評が湯郡になった際、久米郡北側の温泉郡はともかくとして南側の温泉郡に郡名変更もなく、まして温泉上郡(湯上郡)・温泉下郡(湯下郡)の名称もつけられることがなかったことに留意したい。久米郡南側の温泉郡には久米直氏と同祖の浮穴直氏がいたことから、久米郡南側の温泉郡を浮穴郡としたのであろう。図10に示したように温泉郡の間に久米郡が挟まれる形態をなしていたことが理解できるのではないだろうか。それにしても久米官衙城から久米・浮穴郡境まで1km弱であることに注目したい。

律令時代に飛び地を持つ郡があったと考えることに対して理解できないと考える人もいるかもしれないが、大和国には葛上・葛下に2郡があって、その中に忍海郡があるので事例は存在する。忍海郡は条里施行地域では条里による直線状の郡境で、北の葛下郡とは界差線による郡境、南の葛上郡とは坪境線による郡境、東は高市郡と里界線で郡境となっている。なお、忍海郡の南北幅は僅か15町しかない。条里地割は1里から7里にかけて分布し、その西は山地となっている。「倭名類聚抄」によれば、忍海郡は4郷と規模が小さい。その忍海郡には忍海評<sup>(61)</sup>が確認できるので700年までに成立していたことが判明する。しかし、葛城評は確認されていないが、内廷と深い関係をもっていた葛城氏の本拠地に評制が施行されていたことは確かであろう。おそらく葛城評が先行し、その後に忍海評が分割して誕生し、そのため葛城評が2分されたが評名はそのままで701年以後忍海評は忍海郡となり、その北側の葛城評は葛上郡に、その南側の葛城評は葛下郡になったのではないだろうか。大和間に上・下のつく郡名として添上・添下2郡があるが、その前身は所布評<sup>(62)</sup>である。これまでに出土した評関係史料で評に上・下のつく評名はないので、701年の郡制施行によって、その際に評が2分され、郡名に上・下がつくようになったと考えるべきであろう。

## V 来住台地と交通路

来住台地は低い丘陵の末端であり、ここから北西には道後温泉・和気郡、西には温泉・伊予2郡と瀬戸内海、南には久米・浮穴2郡を見渡せる好位置にある。東は松山平野の東端に至り、桜坂峠を越えて道前平野に達することができる。また、南2kmには松山平野最大の伊予川(現在は重信川)が東西に流れ、水運があったことは確かであろう。その重信川右岸には志津川から高井(図8のB点)にかけて直線状にのびる道路痕跡(図8のD・E・Fに痕跡が残る)が空中写真<sup>(63)</sup>に認められる。おそらく重信川河口を目指していたとみられ、道前平野から桜坂峠を経て重信川河口にあった港を結ぶ幹線道路であったとみられる。この道路状痕跡は条里地割に沿わないことから、その施行は条里地割施行以前で齊明天皇石湯行

宮滯在中は既に施行されていたのではないだろうか。

一方、道前平野では8世紀代の道路遺構<sup>[60]</sup>が検出され、三差路も検出されている。その位置とその方位から桜坂峠を目指していることは確かである。発掘を担当した柴田昌児によれば8世紀前半までに3回の改修が認められるという。そうであれば道路建設の起源は7世紀代である可能性が強いといえよう。

『続日本紀』養老2年(718)5月7日条に「土左国言。公私使直指<sub>2</sub>土左<sub>1</sub>。而其道經<sub>2</sub>伊予國<sub>1</sub>。行程迂遠。山谷險難。但阿波國。境土相接。往還甚易。請就<sub>2</sub>此國<sub>1</sub>。以為<sub>2</sub>通路<sub>1</sub>許<sub>2</sub>之<sub>1</sub>。」とあり、8世紀初頭伊予國に駅路が整備されていることが判明する。しかし、「日本紀略」延暦15年(796)2月25日条に「物。南海道駅路逆。使令難<sub>2</sub>通。因<sub>2</sub>寺<sub>1</sub>旧路<sub>2</sub>通<sub>1</sub>新道<sub>2</sub>。」とあり、さらに「日本後紀」延暦16年(797)正月廿七日条に「廢<sub>2</sub>阿波國駅家<sub>1</sub>。伊予國<sub>1</sub>。土左國<sub>1</sub>。新置<sub>2</sub>土佐國吾杵舟川<sub>2</sub>駅<sub>1</sub>。」とあることから、土左国に至るルートが伊予国から阿波国経由に、さらに土左国府から北上して吾杵・舟川(丹川のミスとみられる)。遺称地は立川であるが、昭和53年現地調査の折、八十歳以上の老人は立川を「たじいかわ」と読むといわれ、丹治川が立川になったと思われる)2駅を経て伊予国東部に至るルートとなり、そのため伊予国では11駅廃止されて、「延喜式」の時代には伊予国府の置かれた越智郡で駅路は終っていた。従って、伊予国11駅の手がかりはなく、松山平野を東西に走る道路が駅路として利用されていたかも明確ではない。

来住台地の南端に接して東西に流れる小野川に接して来住の小字に「高津」があり、そこに現在高津橋がある(p.5)。高津は「郡津」の転訛の可能性が強く、評制時代からの河港であったとみられる。また、この「高津」から松山平野を東西に走る幹線道路と河川(重信川)に至るルートもあったとみられるが、空中写真をみてても条里地割と異なる直線状の道路痕跡は認められない。ここでは高津橋から条里地割に沿うルートを図15に示しておきたい。松山平野を東西に走る幹線道路が伊予川(重信川)の河口を目指していたのは、やはり松山平野最大の河港があったと見るべきではないだろうか。

貞觀14年(872)の「貞觀寺田日録帳」<sup>[61]</sup>によれば、伊予國一処として伊予郡にあった「芦津庄田49町5反131歩」が注目される。それは遺称地は残っていないか「津」とあることから、瀬戸内海に面する地域であろう。芦津は大津と同一とみられるので、伊予郡の中心的な港、それは伊予郡の中心を流れる伊予川河口付近にあった莊園であろう。

## VI 『倭名類聚抄』に見えない郷について

和氣郡で海部<sup>[62]</sup>・給理<sup>[63]</sup>・倉橋<sup>[64]</sup>3郷が見えない。いずれも遺称地は残っていない。給理は郡家の所在地を示すが、その郷名が消滅したのは郡家が移動したからであろうか。倉橋郷から倉橋部、海部郷から海部の存在が想定されるが、刑部・若日下部・矢田部など大和政権の名代が多い傾向にある。これは大和政権の西日本支配の拠点、王權の財政基盤として位置づけられていたので、「別」が評名になったのであろう。しかし、現在和氣郡の手がかりは存在しない。

温泉郡では桑原郷<sup>[65]</sup>がある。その遺称地は残っていないが、「原」のつくことから桑原郷に併合されたのではないだろうか。和氣郡の姫原郷、温泉郡の桑原郷はいずれも遺称地が残り、山麓部にあたることから、遺称地としては桑原の北にある東野が有力視される。なお、「日本後紀」弘仁4年(813)2月21日条に「賜<sub>2</sub>伊予国人歎六等吉弥候部勝麻呂、吉弥候部佐奈留二人姓野原<sub>1</sub>」とあるのは野原に居住し

ていたことから、郷名をつけたとすれば、庵原郷の可能性があるのではないだろうか。しかし、現在温泉郡家の手がかりは存在しない。

浮穴郡では二門郷<sup>(7)</sup>がある。その遺称地は残っていないが、平坦地の広がる久万一帯が有力視される。久万は仁淀川の上流域にあり、仁淀は二門の転訛ではないだろうか。また、仁淀川の支流に二名川と二名地名があり、「仁(二)」がつくことに注目したい。しかし、現在浮穴郡家の手がかりはない。

伊予郡では石井・川村2郷があるが、前述したので省略したい。しかし、現在伊予郡家の手がかりはない。

久米郡では現在確認されない。

## おわりに

この研究は1994年11月12日の人文地理学会の特別研究発表会「松山平野における評の成立・変遷から5郡境確定までの歴史地理学的研究」を骨子とするものである。公表が遅れたのは筆者の怠慢である。憶測に終始した箇所も多く、多くの批判が出ることも充分承知しています。この拙い論文が松山平野における古代の諸問題研究の新しい視点を開ける踏み台になれば幸いです。

条里地割に沿う郡境と沿わない郡境からなる松山平野の5郡境は五畿七道諸国でも稀有とみられ大変注目すべきだと思います。

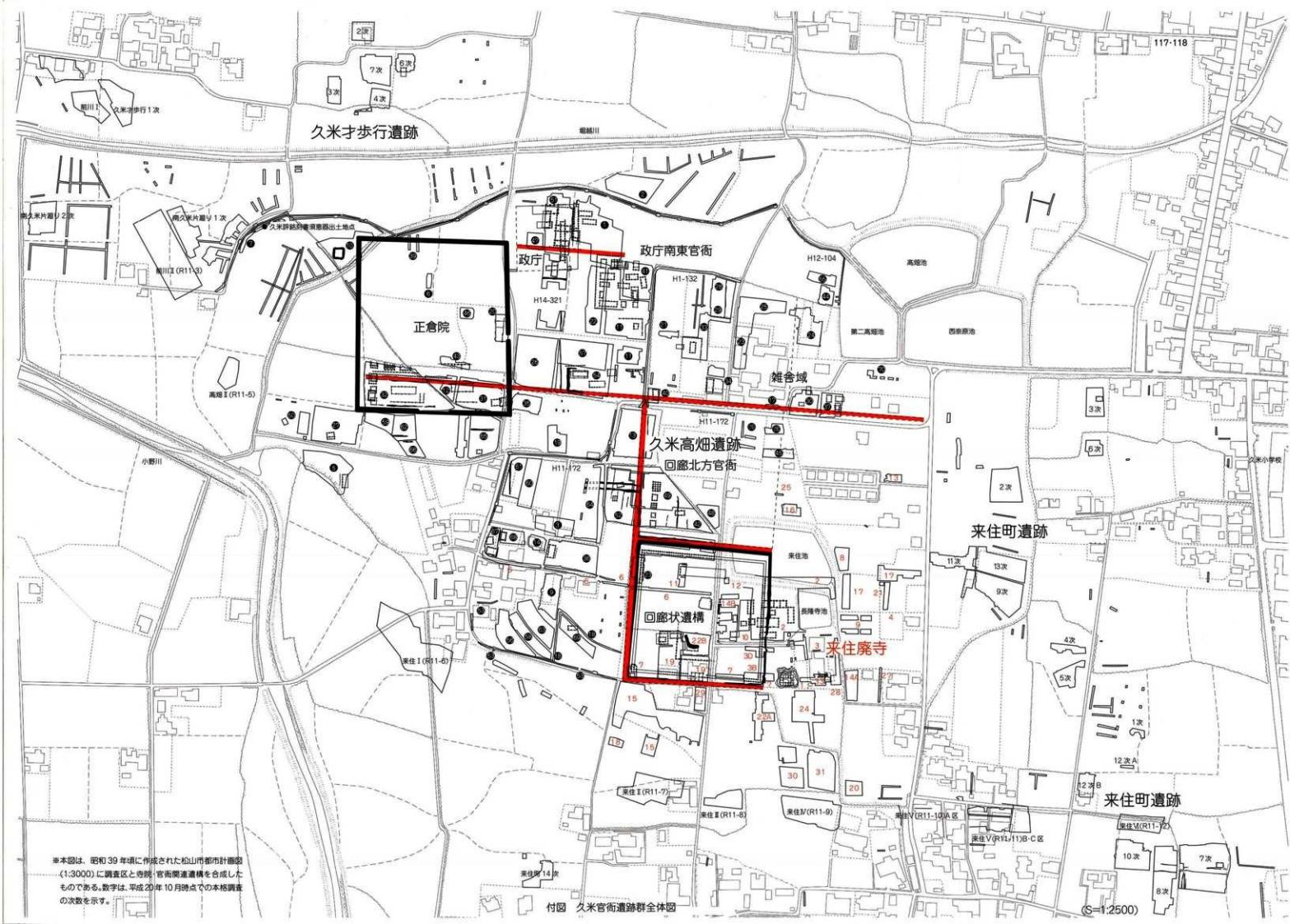
最後にこの研究を進めるにあたって、松山市埋蔵文化財センターの梅木謙一・橋本雄一・山之内志郎、愛媛県埋蔵文化財センターの岡田敏彦・柴田昌児の5氏には資料提供、現地案内等で大変お世話になりました。木簡の判読には静岡大学名誉教授の原秀三郎氏には貴重な御意見をいただき感謝申し上げます。

## 注

- (1) 日野尚志(1978) 「南海道の駅路－阿波・讃岐・伊予・土佐四国の場合－」『村落の歴史地理』歴史地理学会
- (2) 前掲(1)参照。『愛媛県史』古代II・中世(1984)の85項では志津川の北隣にある高木を方6町としているが、6×5町で方6町にはなっていない。明らかな失考である。
- (3) 『愛媛県史』古代II・中世(1986)、87-89頁
- (4) 前掲(3) 90-91頁
- (5) 前掲(3) 90-91頁
- (6) 『平城宮発掘調査出土木簡概報』22(1990) 奈良国立文化財研究所 39頁  
なお、以後『平城宮発掘調査出土木簡概報』22を城22、と略記する。
- (7) 城31(1995) 31頁
- (8) 前掲(7)
- (9) 『藤原宮出土木簡』(1981) 奈良国立文化財研究所 20頁
- (10) 『大日本古文書』25
- (11) 『続日本紀』天平神護2年(766)4月20日条

- (12) 『新抄格符抄』大同元年(806)釋
- (13) 『延喜式』卷10 神祇上 神名下条
- (14) 『松山市史』第1卷(1992) 759頁
- (15) 金田章裕(1993)『古代日本の景観』古川弘文館 5頁
- (16) 郡境は伊予市と砥部町境の256.9m(山頂)と道後温泉北側の独立丘陵の城山(261.5m)を結ぶ線で設定されたのではないだろうか。
- (17) 『日本三代実録』元慶2年(878)7月8日条に「伊予国天位墓辺神。雄郡神並從五位下」と記す。
- (18) 吉田 昌(1995)『吉備古代史の展開』塙書房 172頁
- (19) 城16(1983)10頁
- (20) 『平城宮木簡三』解説(1980) 真陽社 82-83頁
- (21) 『飛鳥・藤原宮発掘調査出土木簡概報』11(1993) 奈良国立文化財研究所 13頁  
なお、以後『飛鳥・藤原宮発掘調査出土木簡概報』11を飛11のように記す。
- (22) 前掲(21)
- (23) 飛15(2002) 13頁
- (24) 前掲(21)
- (25) 前掲(21)
- (26) 『藤原宮木簡一』解説(1978) 79頁
- (27) 『史跡久米官衙遺跡群調査報告書』(2006) 松山市教育委員会 卷頭にカラー写真がある。
- (28) 義江明子(1986)『日本古代の氏の構造』吉川弘文館 和気氏系図の復元がある。
- (29) 『評制下荷札木簡集成』(2006) 東京大学出版会 解説11頁
- (30) 『愛媛県の地名』(1980) 平凡社 413-414頁
- (31) 前掲(30) 412頁
- (32) 城26(1992) 20頁
- (33) 『長岡京木簡二』解説(1987) 向日市埋蔵文化財調査報告書第39集
- (34) 『伊予市誌』(1986) 969頁
- (35) 前掲(23)
- (36) 前掲(29) 解説78-79頁
- (37) 『西隆寺発掘調査報告』(1976) 西隆寺調査委員会・国立奈良文化財研究所編 第30号
- (38) 西園寺富水(1920)『伊予国伊予郡正木古城岡』『伊予史談』第22号 1189頁
- (39) 前掲(26)
- (40) 前掲(27)
- (41) 山中敏史(2001)「評制の成立過程と領域区分-評術の構造と評支配域に関する試論-」『考古学の学際的研究』岸和田市教育委員会 171頁に「久米評」と刻書された7世紀第Ⅲ四半期に遡るとみられている須恵器蓋が出土していると記しているが、小さな破片で比定が出来るのである。松山市埋蔵文化財センターでも時代の比定は困難という見解が強い。
- (42) 前掲(28)
- (43) 松原弘宣(1991)「孝徳立評と百濟の役-瀬戸内海を中心に-」『愛媛大学部教養部紀要』第24号ノ I 153頁

- (44) 飛17 (2003) 21頁
- (45) 前掲(44)
- (46) 城6 (1969) 8頁
- (47) 城31 (1995) 26頁
- (48) 日野尚志(1991)「伊豆国の郷里制について」『九州文化史研究史紀要』第36号 263頁
- (49) 前掲(21) 13頁
- (50) 「藤原宮木簡一」解説(1978) 85頁
- (51) 前掲(18) 153-154頁
- (52) 前掲(29) 解説86頁
- (53) 「遺跡」第43号(2006) 遺跡発行会 95頁
- (54) 『上吾川・森埋蔵文化財調査報告書』(1991) 伊予市教育委員会 55-86頁
- (55) 前掲(17)
- (56) 『八倉藤原廃寺・八倉宮の北I・II遺跡及び上三谷平松埋蔵文化財調査報告書』(1991) 伊予市教育委員会 6-34頁
- (57) 門井直哉(1998)「評領域の成立基盤と編成過程」『人文地理』50-1 19-20頁
- (58) 前掲(27)
- (59) 前掲(43) 163頁
- (60) 前掲(43) 162頁
- (61) 飛18 (2004) 15頁
- (62) 「藤原宮跡出土木簡概報」(1968) 奈良県教育委員会 14頁
- (63) 日野尚志(1979)「駅路考」『九州文化史研究所』第24号 256-258頁
- (64) 「松ノ元遺跡」(2001) 愛媛県埋蔵文化財センター
- (65) 「平安遺文」1巻(1967) 東京堂出版。165
- (66) 城21 (1989) 34頁・城22 (1990) 39頁
- (67) 城19 (1987) 26頁
- (68) 「長岡京木簡二」解説(1993)・日向市埋蔵文化財センター報告書第35集
- (69) 前掲(37)
- (70) 城31 (1995) 9頁 この二門郷について、松原弘宣「久米官衙遺跡の成立と展開」(2005)『続日本紀研究』356の9-10頁で「伊予国浮穴郡<sup>(8)</sup>二門郷白米卷×」と「二」の上に「井」と記しているが、本簡史料では「二」になにも「注」が記されていない。おそらく、「二」は「井」の誤記ではないかと解釈されたのであろう。この「二」を「井」として浮穴郡にも井門郷があったとする見解を示されているが、本簡史料では「二門郷」とあることから、これを井門郷と解釈することはできないと思う。浮穴郡久万地方は太平洋に流れ出る仁淀川の上流域にあり、松山平野の浮穴郡域とは高度差も大きい。また、久万付近に平坦地も広がるのでここに一郷を考えるべきで、筆者は前述したように二門郷は久万地方と考えている。



## 写真図版

写真図版1～4：久米高畠遺跡1次調査  
写真図版5～6：久米高畠遺跡2次調査

## 写真図版データ

1. 造構は、主な状況については、 $4 \times 5$  判や  $6 \times 7$  判の黑白ネガフィルム・カラーリバーサルフィルムで撮影し、 $35\text{mm}$  判で補足している。一部の撮影には建築用やぐらを使用した。

使用機材：

カ メ ラ	トヨフィールド 45A	レ ン ズ	スーパー・アンギュロン 90mm他
	アサヒペンタックス 67		ペンタックス 67 55mm他
	ニコンニュー FM 2		ズームニッコール 28 ~ 85mm他
フ イ ル ム	白 黒 ネオパン SS・アクロス		
	カラ一 アスティア 100 F		

2. 造物は、 $4 \times 5$  判で撮影した。すべて白黒フィルムで撮影している。

使用機材：

カ メ ラ	トヨビュー 45G
レ ン ズ	ジンマー S 240mm F 5.6 他
ストロボ	コメット /CA32・CB2400
スタンド等	トヨ無影撮影台・ウェイトスタンド 101
フ イ ル ム	ネオパンアクロス

3. 単色図版は、白黒プリントを等倍で使用できるように焼き付けている。

使用機材：

引 伸 機	ラッキー 45MD・90MS
レ ン ズ	エル・ニッコール 135mm F5.6A・50mm F2.8N
印 画 紙	イルフォードマルチグレードIV RCペーパー

4. 製 版：写真図版 175 線

印 刷：オフセット印刷

用 紙：三菱製紙株式会社 ニューVマット 76.5kg（巻頭カラーには 93.5kg を使用）

製 本：アジロ綴じ

5. 写真図版 1 は、下記報告書の紙焼原稿を複写して作成したものである。

【文献】『埋文写真研究』vol.1 ~ 19・『報告書制作ガイド』

小笠原好彦 1979 「来住庵寺」松山市文化財調査報告書第 12 集 松山市教育委員会ほか

[大西朋子]

写真図版 1 久米官衙遺跡群航空写真



1. 昭和 52 年頃の遺跡群中心域（南上空より）

写真図版 2 久米高畠遺跡 1次調査



1. SB3・SB2 調査状況（南南東より）



2. 政府外郭東辺付属施設 1 全景（北より）

写真図版3 久米高畠遺跡1次調査



1. 南西部完掘状況（南より）



2. 政庁南東官衙北東角と関連建物（西より）

写真図版 4 久米高烟遺跡 1次調査



1. SB1 完掘状況（東より）



23

17

2. SB1 出土分銅形土製品（23）と SA1 柱穴出土平瓦片（17）

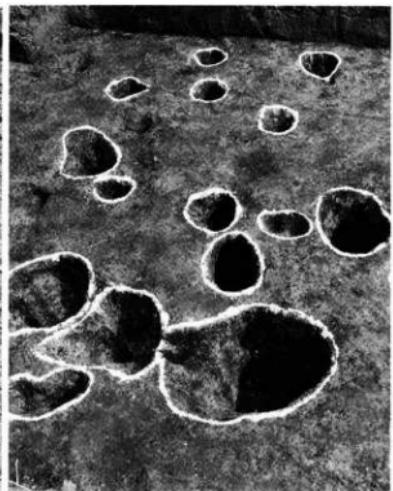
写真図版 5 久米高烟遺跡 7次調査



1. 6区～5区全景（南西より）



2. 6区全景（北東より）



3. 6区柱穴群（北西より）

写真図版 6 久米高畠遺跡 7 次調査



1. SD03 完掘状況（北より）



2. SK01 完掘状況（北東より）



3



2

3. 久米詩銘刻書須恵器（3）と SK01 出土の内黒碗（2）

## 報 告 書 抄 錄

松山市文化財調査報告書 第136集

## 久米高畠遺跡

1次・7次調査

政府の発掘調査2

---

平成21年3月31日 発行

編集 松山市教育委員会

発行 〒790-0003 松山市三番町6丁目6-1

TEL (089) 948-6605

財団法人松山市生涯学習振興財團

埋蔵文化財センター

〒791-8032 松山市南斎院町乙67-6

TEL (089) 923-6363

印刷 岡田印刷株式会社

〒790-0012 松山市湊町7丁目1-8

TEL (089) 941-9111

---

